

施策別整理表

(具体的施策の実施状況及び「消費者基本計画」の見直し)

目次

○ 「消費者基本計画」における重点施策に関する見直し · · · · ·	P. 1
○ 「消費者基本計画」における具体的施策に関する見直し	
1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 · · · · ·	P. 47
2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と 消費者政策の実効性の確保・向上 · · · · ·	P. 315
3 経済社会の発展への対応 · · · · · · · · · · ·	P. 354

【留意事項】

各施策の「実施状況」欄については、「平成 25 年度消費者政策の実施の状況」の該当する部分を記載している。ただし、西暦表記を元号表記に変更している。

なお、平成 26 年 4 月 1 日から消費者基本計画の一部改定の閣議決定日（平成 26 年 6 月 27 日）までの間で、特段の進展があった場合等においては、その内容を追記している。

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>1. リコール情報の周知強化等 (施策番号: 7、8 関係) 【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】</p> <p>リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。</p> <p>自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、(独)交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。</p>				
	①	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 	<p>担当省庁等</p> <p>消費者庁 経済産業省 関係省庁等</p>	備考
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 	<p>国土交通省</p>

実施状況	<p>① リコール情報をより分かりやすく消費者に伝えるとともに、利便性が向上するよう、サイト上の検索機能の充実やリコール対象製品の写真の掲載、掲載情報の拡大など掲載内容の充実・改善を図りました。</p> <p>また、リコール対象製品による事故の再発・拡大防止等を図るために、リコール対象製品の再公表や使用時期に応じた注意喚起等、消費者への情報提供を積極的に行うとともに、リコール情報サイトに関するチラシを作成し、平成25年5月の「消費者月間」等において配布を行い、リコール情報が広く消費者の目に触れるよう普及啓発に努めました。</p> <p>これらの取組の結果、リコール情報サイトのアクセス数は、平成24年度の約1,200万から平成25年度には約2,200万に増加しました。</p> <p>経済産業省では、リコールの実効性を確保していくため、10の流通事業者・団体と協力体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施しています。また、リコールを含めた製品安全に関する流通事業者の取組を促進するため、「製品安全に関する流通事業者向けガイド」とその解説を作成し、平成25年7月1日に公表しました。さらに、流通事業者の販売形態、取扱製品、事業規模等の特色を踏まえた製品安全の取組を促進するため、各業界団体が業界の実情を調査・分析し、業界ごとの製品安全に関する指針・ガイドラインを作成・公表する作業を支援しました。</p> <p>(平成25年度、中小家電、通信販売、ホームセンターの取組を対象。)</p> <p>② 国土交通省では、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行っています。</p> <p>また、ユーザーからの不具合情報の収集を強化するため、「自動車不具合情報ホットライン (http://www.mlit.go.jp/RJ/)」について周知活動を積極的に行いました。</p> <p>さらに、国土交通省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等を公表し、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用及び保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するために必要な事項について、ユーザーへの情報提供を実施した。特に、「エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！」及び「自動車用緊急脱出ハンマーの性能確保と使用方法の周知について」について報道発表等を通じ、ユーザー等への注意喚起を行いました。</p> <p>なお、平成25年度のリコール届出件数は303件及び対象自動車台数は7,978,639台です。</p>
「消費者基本計画」の見直し	<p>1. リコール情報の周知強化等 (施策番号：7、8関係) 【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】</p> <p>リコール後も事故が起きている製品の効果的な公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。</p> <p>自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、(独)交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。</p>

		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、販売事業者等との協力体制を拡大し、リコール情報の提供を強化 ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの更なる強化、リコール情報の効果的な公表、消費者に対する教育・啓発等の取組を推進 	消費者庁 経済産業省 関係省庁等	
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 	国土交通省	
見直しの考え方	「消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見」(平成26年5月27日消費者委員会)等を踏まえて修正。				

重点施策整理表

	2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等 (施策番号: 21、21-2 関係) 【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】 食品中に含まれる放射性セシウムの基準値を下回る安全な食品が市場に流通しているにもかかわらず、消費者の基準値等に対する正確な理解が十分とはいえない状況であり、一部の消費者が、今なお食品に対して不安を抱いています。このため、リスクコミュニケーション等の強化を通じて、様々な媒体を活用しつつ、食品中の放射性物質に関する消費者の正確な理解の増進を図り、風評被害の払拭を図ります。										
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等と連携しつつ、消費者のニーズに合わせた効果的なリスクコミュニケーション等の実施（子育て世代向けのミニ集会の開催促進、地域の生活文化を踏まえた意見交換会の実施等） ・関係自治体と協力しつつ、販促キャンペーン等を通じた消費者の正しい理解の増進 ・リスクコミュニケーションの効果について検証を行い、風評被害の実態把握を実施 </td><td style="padding: 10px;"> •平成 25 年度の取組に加え、風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーションの実施 </td><td style="padding: 10px;"> 消費者庁 食品安全委員会 外務省 厚生労働省 農林水産省 復興庁 </td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	① <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等と連携しつつ、消費者のニーズに合わせた効果的なリスクコミュニケーション等の実施（子育て世代向けのミニ集会の開催促進、地域の生活文化を踏まえた意見交換会の実施等） ・関係自治体と協力しつつ、販促キャンペーン等を通じた消費者の正しい理解の増進 ・リスクコミュニケーションの効果について検証を行い、風評被害の実態把握を実施 	•平成 25 年度の取組に加え、風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーションの実施	消費者庁 食品安全委員会 外務省 厚生労働省 農林水産省 復興庁			
平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考								
① <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等と連携しつつ、消費者のニーズに合わせた効果的なリスクコミュニケーション等の実施（子育て世代向けのミニ集会の開催促進、地域の生活文化を踏まえた意見交換会の実施等） ・関係自治体と協力しつつ、販促キャンペーン等を通じた消費者の正しい理解の増進 ・リスクコミュニケーションの効果について検証を行い、風評被害の実態把握を実施 	•平成 25 年度の取組に加え、風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーションの実施	消費者庁 食品安全委員会 外務省 厚生労働省 農林水産省 復興庁									
実施状況	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに関しては、4省庁が重点的に取り組んでおり、平成25年度には、4省庁共催の下、食品中の放射性物質に関する正確な情報提供に重点を置いたシンポジウム形式による意見交換会を、全国で8回開催しました。</p> <p>また、関係府省庁等ごとに行なった取組は、以下のとおりです。</p> <p>食品安全委員会では、東日本大震災への対応として、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(平成23年3月)、「食品中に含まれる放射性物質」に関する評価書(平成23年10月)の概要やQ&Aをホームページで情報提供しました。また、地方公共団体等で開催された意見交換会等への講師の派遣を行いました。</p> <p>厚生労働省では、食品中の放射性物質の基準値の設定理由や検査計画、摂取量調査の結果など対策の概要をはじめ、都道府県等が実施している食品中の放射性物質の検査結果を取りまとめてホームページで公表し、国内外への迅速な情報提供を行っています。</p> <p>農林水産省では、消費者を重視した農林水産行政を進め、食品の安全性等に関する正しい知識を普及するために、本省及び各地方農政局等において各種説明会、出張講座等の実施や講師の派遣を行っています。</p>										

食品中の放射性物質について、正確な情報提供を通じて正しい知識の普及を図るために、本省及び各農政局等は、4省庁共催による説明会の開催のほか、消費者団体や食品製造・流通業者等に対して、平成25年度は47回の説明会を開催するとともに、ホームページ等を通じた分かりやすい情報の発信を行いました。

さらに、東日本大震災による被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品を積極的に消費することで被災地等の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、食品産業事業者、地方公共団体等の協力を得て、被災地産の農産物等の販売フェアや各府省庁の食堂・売店、社内食堂での積極的利用等の取組を推進しています。

その結果、「食べて応援しよう！」に賛同した取組は373件（平成25年4月～平成26年3月）となっています。このうち、被災地産食品販売フェア等は257件、社内食堂等での食材利用は93件、セミナー・シンポジウムの開催等は23件となっています。

また、農林水産省のほか各府省庁の食堂においては、米や水産物を始めとする被災地産食材の積極的な利用を隨時実施しています。

消費者庁では、平成25年1月7日に庁内に設置した「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、平成25年4月26日に取りまとめた「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」に基づき、関係省庁や地方公共団体との連携の下、リスクコミュニケーションの強化を始めとする消費者理解増進のための施策を効果的に行うことにより、風評被害の防止を図っています。

その1つとして、消費者の安全・安心の確保の観点から、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）第9条に基づき、リスクコミュニケーションの充実などを踏まえた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）を作成しました。

また、平成25年度も引き続き、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組み、福島県を始めとした地方公共団体や消費者団体等と連携し、全国90か所で意見交換会を開催しました。

さらに、これまでのリスクコミュニケーションに加え、特に、地域に根ざした情報提供の機会を設けることを目的とし、消費生活相談員、保健師、栄養士、保育士、学校給食関係者、JA職員等を対象に、正確な情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修を全国66か所で開催し、受講者は約3,400名（平成25年3月31日時点、当初目標2,000名）に達しました。研修受講後に、コミュニケーターによるミニ集会等をはじめとした情報発信を促すため、コミュニケーターへの情報提供を目的としたウェブサイトの開設を始め、食品中の放射性物質の現状をまとめた視聴覚教材（DVD）やリーフレットを作成し提供しました。

平成25年9月には、生産者による安全性確保や復興を目指した取組等を消費者に広く知っていただくために、女優の秋吉久美子さんを「東北未来がんばっぺ大使」に任命し、被災地の生産者の訪問等の活動も行っています。

地方公共団体への支援として、消費者自身が放射性物質を測定したいというニーズに対応するため、消費者庁は独立法人国民生活センターとの共同で、地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与しています。平成25年10月の5次配分時点で全国272の地方公共団体に、386台の配備を決定しました。

被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）において、地域の実情に応じて食品等の放射性物質検査の体制整備、食の安全性等に関する消費生活相談対応等に取組めるよう、東日本大震災復興特別会計による「地方消費者行政活性化基金」の上積みを行いました。

平成25年2月、8月に引き続き、平成26年2月に、被災地域及び被災地産品の主要仕向け先の都市圏の消費者約5,000人を対象として、インターネットを通じた消費者意識の実態調査を行いました。その結果、少しずつではありますが、風評被害が改善していることがうかがえました。今回の調査結果も踏まえつつ、今後とも、消費者に対して食品中の放射性物質に関する正確な情報提供を行い、消費者理解の増進に努めていきます。

	(参考) 風評被害に関する消費者意識の実態調査(第3回) ウェブサイト http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140311kouhyou_2.pdf
「消費者 基 本 計 画」の見 直し	変更なし
見直しの 考え方	—

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>3. 消費者契約法（施策番号：42 関係）【消費者庁、法務省】</p> <p>消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。</p>				
	①	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
実施状況	<p>消費者庁では、消費者契約に関する裁判例等の収集・分析や関係省庁における消費者契約法や民法（債権関係）についての検討の場への参加・協力等を通じ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方についての検討を行ってきてているところです。さらに、平成 26 年3月からは、「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を開催し、消費者契約法施行後の社会の変化（情報化、高齢化、国際化等）への対応、民法（債権関係）改正への対応及び消費者団体訴訟制度における差止請求の対象を検討するため、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行っています。</p> <p>このほか、平成 25 年6月に成立・公布された食品表示法において、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされています（消費者団体訴訟制度関係については、施策番号 127 番及び 128 番参照）。</p>				
「消費者基本計画」の見直し	<p>変更なし</p>				
見直しの考え方	<p>—</p>				

重点施策整理表

	4. 公共料金等 （施策番号：67-2 関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】			
	公共料金等の決定過程の透明性等を確保する観点から、所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップの実施を含めた施策を検討します。			
現行「消費者基本計画」の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	① ・書面調査や消費者委員会公共料金等専門調査会で行った各省庁ヒアリングを踏まえ、公共料金等の決定過程の透明性を確保する方法について引き続き検討	・公共料金等の決定過程の透明性の確保に係る検討結果を踏まえ、所管省庁における公共料金等に係る実施状況についてフォローアップ	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁	
	② ・公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保	・公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁	
実施状況	③ ・料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討	・料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁	
	<p>平成 23 年 3 月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、電力会社各社から電気料金値上げ認可申請が相次いでおり、平成 25 年度は、平成 24 年度の東京電力、関西電力及び九州電力に引き続き、東北電力、四国電力、北海道電力及び中部電力の料金認可の手続きが行われました。これらの料金認可にあたっては、所管省庁(経済産業省)における審査の後、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議の了承を得たうえで、料金改定を認可しました。この過程において、経済産業省の「電気料金審査専門小委員会」に消費者の代表が委員として参画するほか、公聴会(経済産業省主催)や消費者との意見交換会(消費者庁、消費者委員会主催)の場の設置、消費者委員会からの意見聴取など、消費者参画の実質的な確保のための取組を行いました。また、消費者庁において、消費者利益の擁護の観点から重要であると考えられる事項を取りまとめたチェックポイントを作成・公表し、消費者庁と所管省庁(経済産業省)との協議に活用しました。</p> <p>また、消費者基本計画(施策番号 67-2)に掲げられた、公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保(具体的施策②)、および、据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施(具体的施策③)については、平成 24 年 11 月に設置された消費者委員会の公共料金等専門調査会(以下「専門調査会」という。)において、本施策の進捗状況や専門調査会での議論を踏まえて、平成 25 年 7 月に今後取り組むべき課題と検討すべき論点を示した「公共料金等専門調査会報告」を取りまとめました。</p> <p>なお、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに伴う公共料金等の改定に関しては、平成 25 年 8 月の物価担当官会議申合せ「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」により、公共料金において消費税転嫁をどのように行うべきかについて、各公共料金に共通する基本的な考え方を整理しました。この申合せに基づき、重要な公共料金等で消費税率引上げに伴う料金改定</p>			

	申請等がされたものについては、消費者委員会からの意見聴取や物価問題に関する関係閣僚会議の了承を得たうえで、料金改定を認可等しました。(25 グラム以下の定形郵便物及び信書便物の料金の上限の改定については平成 25 年 11 月 29 日了承。JR 旅客会社、民鉄大手 15 社、東京地下鉄及び 6 大都市の公営地下鉄の運賃、東京大手民営バス 9 社及び 6 大都市の公営バスの運賃、東京都特別区に係るタクシーの運賃、製造たばこの小売定価の改定については平成 26 年 2 月 28 日了承)
「消費者 基 本 計 画」の見 直し	変更なし
見直しの 考え方	—

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>5. 食品表示法 (施策番号 : 69・73 関係) 【消費者庁】</p> <p>食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示とすることを旨とし、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえ、関係者の理解を得ながら策定を行います。</p> <p>栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定を引き続き実施 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討について引き続き実施 </td><td>消費者庁</td><td></td></tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定を引き続き実施 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討について引き続き実施 	消費者庁	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準の策定を引き続き実施 ・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討について引き続き実施 	消費者庁											
<p>食品一般について、その内容に関する情報の表示ルールを定めた法律として、現在、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法があります。これら3法に基づき複数の表示基準が定められ、それらの基準に従って表示が行われていますが、制度が複雑であるとともに、用語の定義が異なるなどわかりにくいものとなっていました。このため、一元的な法律を制定することにより、3法の複雑なルールを統合するなど食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を構築するため、消費者庁では平成 23 年9月より、学識経験者、消費者団体、事業者団体等で構成される「食品表示一元化検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)」を立ち上げ、平成 24 年8月に報告書を取りまとめました。</p> <p>同報告書では、食品表示は、消費者の安全の確保や自主的かつ合理的な選択の機会の確保など消費者基本法に掲げられた消費者の権利の実現を図る上で重要な役割を果たすものであることを前提として、食品表示の一元化のための新法の立案に向けた基本的考え方を示しています。</p> <p>また、これまで事業者の任意とされていた栄養表示に関しては、近年の生活習慣病等の増加、その対応策としての適切な食事と運動の重要性、海外における栄養表示の義務化の動き等を踏まえ、栄養表示を事業者に義務付けることが適当とされました。</p> <p>こうした報告書の内容をもとに、食品表示を一元化する法律の立案を行い、平成 25 年4月5日に「食品表示法案」として閣議決定し、国会に提出されました。その後、衆議院、参議院での審議を経て成立し、同年6月 28 日に公布されました。</p> <p>食品表示法に基づく、新たな食品表示基準策定にあたっては、消費者委員会食品表示部会及びその下に設置された三つの調査会(栄養表示に関する調査会、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会、加工食品の表示に関する調査会)において、平成 25 年11月より審議が行われているところです。</p> <p>食品表示基準の策定に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品及び事業者の分類に従って整序するとともに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる ・ 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す ・ 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいうように見直す 														

	等の策定方針に基づき、様々な立場の御意見を広く伺いながら、消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定するよう努めることとしています。
「消費者基本計画」の見直し	変更なし
見直しの考え方	—

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	6. いわゆる健康食品の表示等 (施策番号: 76、76-2、77 関係) 【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】 <p>消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。</p>			
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	① <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 ・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「留意事項（法解釈の指針）」の周知徹底によるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化 	消費者庁	
	② <ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁	
	③ <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 ・消費者への啓発を引き続き実施 	消費者庁	
	④ <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	厚生労働省	

	⑤	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関する、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁 厚生労働省 農林水産省		
実施状況	<p>消費者庁では、平成 21 年 11 月から平成 22 年 7 月まで、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、同年 8 月にその論点整理を取りまとめたところです。この論点整理を踏まえ、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性の検討に当たっての基礎調査として、平成 23 年度に「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主要な課題を示しました。</p> <p>また、平成 23 年 6 月に「特定保健用食品の表示に関する Q&A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその考え方を示しました。さらに、特定保健用食品の審査の透明性、公平性の確保のため、平成 24 年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施しました。本事業の結果を受け、消費者庁では特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正を予定しています。</p> <p>このほか、健康食品の執行の強化として、平成 23 年 6 月以降、通年にインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある表示について、事業者に対し改善要請を行うとともに、薬事法所管の厚生労働省担当部署との間で、連絡会議を設置し、連携を深めています。</p> <p>健康食品の表示の適正化に向けた取り組みとしては、平成 25 年 7 月に食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置するとともに、同年 12 月には、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を公表し、健康食品の表示・広告に関する考え方や判断基準を明らかにしました。</p> <p>また、規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)及び日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関する、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施することとされています。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報について企業が適切なフォローアップを行う制度を検討することとしています。</p> <p>食品の新たな機能性表示に関する検討会を関係省庁と協力し平成 25 年 12 月より開催しているところです。</p> <p>その他、消費者庁では、健康や栄養に関する健康増進法に基づく健康食品等の表示については、平成 24 年 5 月に消費者向けパンフレット(「おしゃえてラベルくん」)を作成し、制度の普及・啓発に取り組みました。同パンフレットでは、栄養表示のみではなく、栄養成分の含有量が規定の範囲内にある食品について、栄養成分の機能表示ができる規格基準型の栄養機能食品制度や、食生活において利用することで、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる個別評価型の特</p>					

	<p>定保健用食品制度についても紹介しています。同パンフレットについて、海外の方にもわかるよう、平成 24 年 10 月に、英語版をHPに掲載しました。</p> <p>また、平成 25 年 2 月に事業者へいわゆる健康食品の表示についての再周知を行い、消費者に対して摂取量等の情報が正しく適切に提供されるよう取組みました。</p> <p>加えて、平成 25 年度は厚生労働省と共に全国 3か所で意見交換会を開催し、いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等に関して、消費者の正確な理解のためのリスクコミュニケーションに取り組みました。</p> <p>厚生労働省は、健康食品による健康被害情報を収集し、5件の事案について関係機関及び必要に応じ報道機関を通じて消費者に対し注意喚起を行いました。さらに、これらの注意喚起の内容をHPに掲載し消費者に対し情報提供を行いました。</p> <p>また、平成 24 年度の「いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究」の成果を踏まえ、平成 25 年度は、一部の自治体で試行を行いました。その結果を踏まえ平成 26 年度の研究において改善を行う予定としています。</p> <p>その他、必要に応じ講演会等に出席し、いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図り、正しい知識の普及啓発を行いました。</p>																				
	<p>6. いわゆる健康食品の表示等 (施策番号 : 76、76-2、77 関係) 【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。</p>																				
「消費者基本計画」の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 ・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 25 年 12 月）の周知徹底 </td><td>消費者庁</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し </td><td>消費者庁</td><td></td></tr> <tr> <td>③</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者の正しい理解のため保健機能食品を含むいわゆる健康食品の特性や適切な利用方法などの情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 </td><td>消費者庁</td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 ・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 25 年 12 月）の周知徹底 	消費者庁		②	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁		③	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者の正しい理解のため保健機能食品を含むいわゆる健康食品の特性や適切な利用方法などの情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	消費者庁	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考																	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 ・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 25 年 12 月）の周知徹底 	消費者庁																		
②	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁																		
③	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者の正しい理解のため保健機能食品を含むいわゆる健康食品の特性や適切な利用方法などの情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	消費者庁																		

		・消費者への啓発を引き続き実施		
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、医師・薬剤師等による診療・調剤時の医薬品と健康食品の相互作用等について患者への情報提供の促進、事業者による病態や使用薬剤に対するいわゆる健康食品の関与成分の影響に関する情報提供の促進など所要の措置の実施 ・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	厚生労働省 消費者庁	
(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品の機能性表示の在り方について、既存の制度との関係整理、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供、十分な消費者理解の確保の観点等を踏まえて検討 ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	
見直しの考え方	「消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見(平成26年5月27日消費者委員会)等を踏まえて修正			

重点施策整理表

	<p>7. 消費者教育 (施策番号 : 87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係) 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】</p> <p>消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。</p>								
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進・支援 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 </td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	① <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	
平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考						
① <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等							
実施状況	<p>「消費者教育の推進に関する基本的な方針」は、消費者庁と文部科学省において案を作成し、消費者教育推進会議や消費者委員会の意見を聴くとともに、パブリックコメントを踏まえ、平成 25 年 6 月 28 日に閣議決定されました。閣議決定と同時に「地方公共団体における消費者教育の事例集」を作成し、公表しました。また、文部科学省との共催により、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政部局及び教育委員会担当者を対象とした、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に関する研修会を 7 月に開催しました。</p> <p>同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」については、新たに専門委員を任命し、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会(消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会)で 12 月から検討しました。各小委員会の検討状況については、3 月に開催した第 6 回消費者教育推進会議で進捗状況が報告されました。引き続き各委員会で検討し、平成 27 年 2 月に取りまとめることとしています。</p> <p>また、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置に関しては、随時、ホームページで公表しています。</p> <p>その他、消費者庁では、平成 24 年度に消費者庁が作成した小学生向け消費者教育副教材を活用した授業を行った都内の小学校2校を訪問し、この副教材の活用方法及び意見等を聴取し、今後の消費者教育を推進するための参考意見としました。</p> <p>また、年間を通じて新しい教材や取組等の情報の登録を行うなど、消費者教育ポータルサイトの充実を図っています。また、高齢者・障害者の消費者被害が増加傾向にあり、地域における幅広い主体による見守りが重要であることから、見守りの担い手向け視聴覚教材を作成しました。</p> <p>金融庁では、平成 24 年 11 月、金融庁金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成 25 年 4 月 30 日に報告書を公表し、最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15 項目)を提示しました。</p> <p>4分野・15 項目をわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、他のガイドブック(基礎から学べる金融ガイド)等と併せて、全国の教育機関や地方公共団体等へ配付したほか、必要に応じて講師を派遣するなど、学校における金融経済教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、同リーフレットを、他のガイドブック(実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイ</p>								

	<p>ドブック)等と併せて、全国の地方公共団体等に配付したほか、必要に応じて地域で開催される講座等へ講師派遣などを行っています。</p> <p>さらに、金融庁と財務局の主催で、一般の方々を対象として、金融経済教育の重要性を内容とした、「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を開催(全国5か所)しました。</p> <p>公正取引委員会では、平成25年度には、一日公正取引委員会を8回、消費者セミナーを49回、独占禁止法教室を141回(中学54回、高校14回、大学・大学院73回)開催しました。このほか、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布しました。消費者セミナーや独占禁止法教室の参加者からのアンケート結果では、「満足」、「おおむね満足」との回答が消費者セミナーについては64%、独占禁止法教室については88%と良好な結果が得られており、地域における消費者教育の推進に寄与しています。</p> <p>法務省では、ウェブサイト上に法教育に関する教材を公開するとともに、消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、平成25年度には2,992回、101,447名に対して法教育の出前授業を実施しました。総務省では、子ども達のICTメディアをより主体的・能動的に扱う能力(ICTメディアリテラシー)を育成するため、平成21年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材「伸びそうICTメディアリテラシーつながる!わかる!これがネットだ」をホームページ上に公開しています。また、平成21年度に開発した中・高校生を対象とした教材を引き続きホームページ上に公開しています。平成22年度に開発した新たな教材を平成23年4月から公開しています(URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)。</p>										
	<p>7. 消費者教育 (施策番号:87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98関係)【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】</p> <p>消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。</p>										
「消費者基本計画」の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 ・地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ </td><td> 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 </td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 ・地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	
	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考							
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 ・地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等								

見直しの考え方	「消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見(平成26年5月27日消費者委員会)等を踏まえて修正。
---------	--

重点施策整理表

	<p>8. 消費者被害救済制度 (施策番号 : 110、127、128 関係) 【消費者庁、法務省】</p> <p>① 国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（以下「消費者裁判手続特例法案」という。）について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</p> <p>② ①の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度も踏まえ、消費者被害の救済のために必要な行政手法（「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」）について、検討を進めます。</p>																			
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①</td><td style="padding: 5px;"> 消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 </td><td style="padding: 5px;"> 消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 </td><td style="text-align: center; padding: 5px;">消費者庁</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②</td><td style="padding: 5px;"> ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会で取りまとめた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 </td><td style="padding: 5px;"> ・研究会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 </td><td style="text-align: center; padding: 5px;">消費者庁 法務省</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>						平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	消費者庁		②	・消費者の財産被害に係る行政手法研究会で取りまとめた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討	・研究会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討	消費者庁 法務省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考																
①	消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	消費者裁判手続特例法案 成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	消費者庁																	
②	・消費者の財産被害に係る行政手法研究会で取りまとめた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討	・研究会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討	消費者庁 法務省																	
実施状況	<p>「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)」は平成 25 年 12 月 4 日に成立し、同月 11 日に公布されました。</p> <p>現在、消費者庁では、消費者裁判手続特例法の施行に向けて準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組んでいます。</p> <p>消費者庁では、適格消費者団体の活動が適切に行われるよう監督するとともに、適格消費者団体が行う差止訴訟の判決内容等の情報を同庁のホームページで公表しています。</p> <p>さらに、適格消費者団体に対する支援の一環として、認定NPO法人制度について周知を行ったほか、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についての周知を行ってきています。</p> <p>平成 25 年度予算においては、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についての周知を行うための予算を計上し、適格消費者団体連絡協議会の開催、適格消費者団体による差止請求の成果をまとめた「差止請求事例集」を作成し、同事例集を用いて北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び福岡県にて差止請求事例集解説セミナーを開催しました。また、宮城県、神奈川県、石川県、兵庫県、愛媛県及び大分県にて消費者団体訴訟制度シンポジウムを開催するとともに、消費者団体訴訟制度等に関する問い合わせ窓口の設置を行いました。</p> <p>さらに、適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置に向けた検討を行っています。</p> <p>また、消費者庁は平成 23 年 10 月以降、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を開催し、①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について検討を行ってきました。</p>																			

	<p>このうち、行政による経済的不利益賦課制度及び③財産の隠匿・散逸防止策については、平成24年2月以降、考えられる制度・手法等について議論を行い、平成25年6月に報告書を取りまとめました。</p> <p>同報告書で挙げられた事項のうち、②に関しては、同年12月9日に、不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について検討を行うために、消費者委員会に諮問を行いました。これを受け、消費者委員会では、「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」を設置して議論を進め、平成26年6月に答申を行いました。</p> <p>消費者庁としては、今後、消費者委員会の答申を踏まえ、景品表示法に課徴金制度を導入するための制度設計を行い、速やかに法案を国会に提出します。【重点施策第19を参照】</p>										
「消費者基本計画」の見直し	<p>8. 消費者裁判手続特例法の施行準備（施策番号：110、127、128関係）【消費者庁】</p> <p>消費者裁判手続特例法について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について附則に基づく検討を行うなど円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> 消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 </td><td> ・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等） ・制度の周知・広報 </td><td>消費者庁</td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考	①	消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等） ・制度の周知・広報	消費者庁	
	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考							
①	消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報	・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等） ・制度の周知・広報	消費者庁								
見直しの考え方	<p>平成25年12月に消費者裁判手続特例法が成立・公布されたため。</p> <p>※ 課徴金制度については、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」に検討規定が盛り込まれ、消費者庁で検討を進めていることを踏まえ、重点施策19において記載。</p>										

重点施策整理表

	<p>9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175 関係）【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的な施策を推進する。</p>											
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食品ロスの実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討 </td><td style="padding: 5px;"> ② <ul style="list-style-type: none"> ・その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析 </td><td style="padding: 5px;"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施 </td><td style="padding: 5px;"> 消費者庁 関係省庁等 </td></tr> </tbody> </table>				平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	① <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食品ロスの実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討 	② <ul style="list-style-type: none"> ・その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析 	① <ul style="list-style-type: none"> ・調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施 	消費者庁 関係省庁等
平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考									
① <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食品ロスの実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討 	② <ul style="list-style-type: none"> ・その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析 	① <ul style="list-style-type: none"> ・調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施 	消費者庁 関係省庁等									
実施状況	<p>消費者庁では、平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金等を活用し、16 地方公共団体において、消費者に対する食品ロスに関する実態調査(家庭から排出される生ゴミの組成調査、食品ロスに関する意識調査)や、食品ロスの削減に向けた周知啓発(シンポジウム等の開催、啓発用パンフレットの作成など)を実施しました。</p> <p>また、食品ロス削減に向け、消費者に対する効果的な普及啓発方策の検討を目的とし、幅広い分野(消費者団体、食品関連事業者、広報関係者、学識経験者、地方自治体)の有識者 13 名を構成員とした「食品ロス削減に関する意見交換会」を消費者庁に開催し、平成 25 年度に3回(平成 25 年 10 月 28 日、12 月 18 日、平成 26 年 2 月 26 日)の意見交換を行い、その内容を取りまとめ、平成 26 年 3 月 26 日に消費者庁ウェブサイトで公表しました。</p> <p>その他、消費者に食品ロスの現状などの情報を分かりやすく伝え、理解を深めていただけるよう、消費者庁ウェブサイト上に食品ロス削減のための専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」を通じた情報発信や、啓発用パンフレットを作成し、消費者団体や地方公共団体などに配布しました。</p> <p>また、消費者庁では消費者の日頃の意識や行動、消費者トラブルの経験、様々な政策ニーズについて包括的に調査する、消費者意識基本調査を平成 24 年度より毎年度実施しています。更に、消費者事故等情報の分析等を通じて浮かび上がってきた個別分野や社会的に関心の高い分野のうち、平成 25 年度に特に適切かつ迅速な対応が求められる「食品」、「情報通信」の分野について、インターネットを活用した消費者意識調査を行いました。これらの調査結果は消費者白書での分析に活用するとともに、調査結果を踏まえ、今後の消費者への普及・啓発活動等の取組に反映していきます。</p>											
「消費者基本計画」の見直し	<p>変更なし</p>											

見直しの 考え方	—
-------------	---

重点施策整理表

	<p>10. 地方消費者行政 (施策番号 : 121・122 関係) 【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。</p>									
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 </td><td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 </td><td style="padding: 10px;"> 消費者庁 関係省庁等 </td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	① <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等		
平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考							
① <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等								
実施状況	<p>消費者行政の「現場」は、地域です。消費者庁では、「現場」である地方消費者行政の抜本的強化が不可欠との認識から、地方公共団体との連携を強化しながら、その取組を支援してきました。</p> <p>具体的には、平成 21 年から平成 23 年までの 3 年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」と位置付け、地方消費者行政活性化交付金（以下「交付金」という。）により各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」という。）を造成することなどに取り組んできました。平成 24 年 7 月には、この「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、「地方消費者行政の現況調査」や「現場」の声から地方消費者行政の現状と課題を分析し、中長期的な展望に立った地方消費者行政の目指す姿を描きながら、「消費者庁の取組」と「地方自治体への期待」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定しました。</p> <p>平成 26 年度の財政支援については、指針も踏まえながら、これまで充実・強化されてきた取組が後退しないよう、平成 25 年度補正予算において 15 億円を</p>									

措置とともに、基金の活用期間を延長しました。また、これまで補正予算中心の措置であり、毎年度の予算措置の見通しが不透明な状況であったことを踏まえ、平成 26 年度予算において 30 億円を措置し、当初予算における大幅な増額を実現したことから、地方における計画的・安定的な取組が可能となりましたまた、平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度においても「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」として、国から先駆的なテーマを提案して地方公共団体と連携して実施します。

これとは別に、東日本大震災の被災地への支援として、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災 4 県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれたため、平成 25 年度予算において約 7.29 億円の上積みを行いました。平成 26 年度予算においても、引き続き、約 6.99 億円の上積みを行っています。

また、交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援します。また、消費者庁では、消費生活相談員の専門性やその果たしている役割の重要性を踏まえ、各地方公共団体において、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うよう、消費者庁長官から地方公共団体の首長宛の通知等により、消費生活相談員のいわゆる「雇止め」の見直しを求めています。この消費生活相談員の雇止め見直しについては、消費者庁と総務省との間で協議を行い、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないと、について認識を共有しています。

このほか、消費者委員会の建議「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成 25 年 8 月）や消費者庁において開催した「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会中間報告」（平成 24 年 8 月）での議論を踏まえ、平成 25 年 10 月から「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を 4 回に渡って開催し、同意見交換会において、消費生活センターの役割と体制の在り方や、消費生活相談等の事務の実施に関する国・都道府県・市町村の役割と責務その他の消費者安全の確保のための「地域体制の在り方」に関する議論を行い、報告書をとりまとめました（平成 25 年 12 月）。また、この報告書を踏まえ、消費者安全法（平成 21 年 6 月 5 日法律第 50 号）の一部改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第 186 回国会に提出し、平成 26 年 6 月に成立しました。

	10. 地方消費者行政（施策番号：121・122 関係）【消費者庁、関係省庁等】			
	<p>① 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。</p> <p>② 第 186 回国会で成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（以下「景品表示法等改正等法」という。）に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。</p>			
「消費者基本計画」の見直し	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等	
見直しの考え方	②	—	<ul style="list-style-type: none"> ・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体を始めとする関係者へ法律の概要等の情報周知 	消費者庁
	<p>地方消費者行政の強化に向けた消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の一部改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）」が成立したため。</p> <p>また、「消費者基本計画の改定素案（平成 26 年 5 月）等に対する意見」（平成 26 年 5 月 27 日消費者委員会）も踏まえて修正。</p>			

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備 (施策番号 : 122-2 関係) 【消費者庁、総務省、関係省庁等】</p> <p>消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 </td><td>消費者庁 総務省 関係省庁等</td><td></td></tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	消費者庁 総務省 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	消費者庁 総務省 関係省庁等											
実施状況	<p>消費者庁では、平成 23 年 10 月より「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を開催し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、消費生活相談員資格を明確に法律に位置付ける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相談員」職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項を検討し、平成 24 年 8 月に中間取りまとめを行いました。</p> <p>さらに、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議（平成 25 年 8 月 6 日）（消費者委員会）」の提出を受け、消費者庁では、平成 25 年 10 月より「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、報告書を取りまとめました。これを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を国会へ提出し、平成 26 年 6 月に成立しました。</p> <p>また、同法案に基づき、今後、一人暮らしの高齢者を見守るネットワーク作りなど、全国各地で行われている地域における見守りの先進的取組の情報を収集し、各地方公共団体に提供することで、普及促進を図ることを予定しています。</p>													
「消費者基本計画」の見直し	<p>11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備 (施策番号 : 122-2 関係) 【消費者庁、総務省、関係省庁等】</p> <p>消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。また、景品表示法等改正等法に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・改正消費者安全法の施 </td><td>消費者庁 総務省 関係省庁等</td><td></td></tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・改正消費者安全法の施 	消費者庁 総務省 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・改正消費者安全法の施 	消費者庁 総務省 関係省庁等											

		<p>ける消費生活相談員の 処遇を一層改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員資格の法的位置 付けの明確化等の具体 化に向けて、引き続き 検討 	<p>行に向けて、地方公共 団体を始めとする関係 者へ法律の概要等の情 報周知</p>		
見直しの 考え方	<p>地方消費者行政の強化に向けた消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)の一部改正を含む 「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成 26 年法律第 71 号)」が成 立したため。</p>				

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>12. PIO-NET の刷新 (施策番号 : 1 関係) 【消費者庁】</p> <p>PIO-NETについて、相談員の負担軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、入力項目を削減するとともに、キーワードを大幅に整理した上で自動付与を可能とすることなどにより、入力負担の軽減及び検索の精度向上・効率化及び相談件数の大幅な早期登録の実現を図るなど、抜本的な刷新に取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 </td><td>消費者庁</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働 </td></tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働 										
実施状況	<p>相談員や関係機関にとって使い勝手の良い仕組みとするため、平成 23 年 12 月から、相談員や地方公共団体職員、学識経験者等を構成員とする「PIO-NET刷新に関する検討会」において、PIO-NET刷新について検討を行い、平成 24 年 7 月に中間報告を取りまとめました。その後、PIO-NETに関する業務やシステムの分析を行い、その分析結果を踏まえ平成 26 年 1 月に国民生活センターにおいて「全国消費生活情報ネットワーク・システムの業務・システム最適化計画」を策定しました。同最適化計画及び地方公共団体からの意見や要望を踏まえ、平成 27 年度のPIO-NET刷新に向けた作業を進めており、平成 26 年 2 月に新システムの基本機能を盛り込んだ仕様書を作成しました。</p>													
「消費者基本計画」の見直し	<p>変更なし</p>													
見直しの考え方	<p>—</p>													

重点施策整理表

	<p>13. 消費者安全行政 (施策番号：4、12、13-2、13-2-2、13-2-3 関係) 【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>① 消費者事故等の発生・拡大防止に向けて、関係省庁による密接な連携の下、消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施するとともに、これらの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、より効果的な運用に努めます。</p> <p>② 消費者安全調査委員会は、生命・身体の被害に係る消費者事故等の発生や被害の原因を科学的に究明し、その再発・拡大の防止のために必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。</p>												
現行「消費者基本計画」の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 25 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 26 年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">担当省庁等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施 </td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用 </td><td style="padding: 5px;">消費者庁 関係省庁等</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定された事故の調査等を丁寧かつ多角的に進めるとともに、断続的に事故が発生している分野、消費者の使用実態も踏まえた検討が必要な分野等について、再発・拡大の防止に向けた原因究明を着実に実施 </td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施 </td><td style="padding: 5px;">消費者庁 関係省庁等</td></tr> </tbody> </table>	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用 	消費者庁 関係省庁等	②	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定された事故の調査等を丁寧かつ多角的に進めるとともに、断続的に事故が発生している分野、消費者の使用実態も踏まえた検討が必要な分野等について、再発・拡大の防止に向けた原因究明を着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施 	消費者庁 関係省庁等
平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用 	消費者庁 関係省庁等										
②	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定された事故の調査等を丁寧かつ多角的に進めるとともに、断続的に事故が発生している分野、消費者の使用実態も踏まえた検討が必要な分野等について、再発・拡大の防止に向けた原因究明を着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施 	消費者庁 関係省庁等										
実施状況	<p>消費者庁では、消費者安全法に基づき通知された生命・身体被害に関する消費者事故等について、(原則として)週 1 回定期的に公表しております、平成 25 年度においては、重大事故等約 1,300 件 の事故の概要等の公表を計 50 回行いました。</p> <p>また、消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故については、週 2 回定期的に公表しており、平成 25 年度においては、約 900 件 の事故の概要等の公表を計 104 回行いました。その際、リコール対象品の事故について報告があった場合は、当該リコールの内容についても併せて公表し、周知を図っています。</p> <p>消費者庁が収集した事故情報のうち、被害の重篤性や拡大性が予想される事案については、未然防止・再発防止を図るため、消費者への注意喚起を実施しました(32 回)。</p> <p>これらの消費者への注意喚起は関係行政機関とも連携して行っており、平成 25 年度は「路線バスでの転倒事故にご注意ください!」、「機械式立体駐車場での事故に御注意ください!(周知)」の 2 件について、国土交通省と連名で注意喚起しました。</p> <p>また、平成 25 年度末において医療機関ネットワーク参画医療機関から登録された生命・身体に関わる事故情報は、約 1 万 8 千件超となっています。</p> <p>収集した情報のうち、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものなどについては、さらに詳細な情報を収集したり、事故の被害者に直接事故の状況等を聞き取り</p>												

したりするなどして事故内容の分析を行い、これらの情報を基に平成25年度は「ジャンプ式の折りたたみ傘及び乳幼児用のいすの事故に気をつけて!」、「高齢者の餅による窒息事故に気を付けて!」の2件の注意喚起と「ペットボトルのラベルで窒息!?の危険」、「赤ちゃんを大人用ベッドに1人で寝かせないで!」など20件のメールマガジンの配信を行いました。

平成25年10月31日には、「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」について、定期公表における詳細情報公表の規定の整備、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に関する規定の統合等に関する改訂を行いました。

消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)は、平成24年10月、消費者庁に設置されました。調査委員会は、生命・身体の被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行います。その際、調査委員会は、調査権限を行使するなどして自ら調査を行うほか、他の行政機関等により調査が行われている場合には、その調査を評価(活用)して原因を究明します。また、必要に応じて、被害の発生・拡大防止のため講すべき施策・措置について、内閣総理大臣や関係行政機関の長に勧告や意見具申を行うこともできます。

調査委員会は、平成24年11月に開催された第2回調査委員会において、平成17年11月28日に東京都で発生したガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故(注1)、平成18年6月3日に東京都で発生したエレベーター事故(脚注2)、平成21年4月8日に東京都で発生したエスカレーター事故(脚注3)、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動等により不眠等の健康上の症状が発生したとされる事案、平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故(脚注4)が調査等の対象として選定しました。さらに、平成25年7月に開催された第10回調査委員会で機械式立体駐車場の事故、平成25年12月に開催された第15回調査委員会で子どもによる医薬品の誤飲事故も同様に調査等の対象として選定し、調査等を開始しました。

これら7件の事案のうち、エスカレーター事故については、国土交通省の行った調査結果の評価を行っていましたが、平成25年6月にその結果を取りまとめた評価書を決定・公表し、この評価書に示された論点について自ら調査を行っています。同様に、エレベーター事故についても、同年8月に、国土交通省の行った調査結果の評価を取りまとめて決定・公表し、その後、自ら調査を行っています。また、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故については、経済産業省の行った調査等の結果の評価を行っていましたが、平成26年1月にその結果を取りまとめた評価書を決定・公表し、調査委員会委員長から経済産業大臣に対して消費者安全法第33条に基づき、消費者安全の確保の見地から意見を述べて調査等を終了しました。

調査委員会は、消費者安全法第28条に基づき事故等原因調査等の申出を受け付け、調査等の端緒情報として活用しているところですが、この申出制度の運用が開始された平成24年10月1日から平成26年3月18日までに129件(脚注4)の申出を受け付けました。

【脚注】

- 1) 平成17年11月、東京都港区の共同住宅で、当時大学生の男性が、ガス瞬間湯沸器から発生した一酸化炭素による中毒で死亡した事故。
- 2) 平成18年6月、東京都港区の共同住宅で、当時高校生の男子生徒が、エレベーターから降りようとしたところ、扉が開いたままの状態でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれて死亡した事故。
- 3) 平成21年4月、東京都港区の商業施設で、下りエスカレーターの手すりから男性会社員が階下に転落して死亡した事故。
- 4) 詳細は参考資料を参照。

(資料掲載場所→<http://www.caa.go.jp/csic/action/index3.html>)

「消費者 基 本 計 画」の見 直し	変更なし
見直しの 考え方	—

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	14. エステ・美容医療サービス (施策番号 : 39、39-2、39-3、153-3 関係) 【厚生労働省】			
	<p>① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。</p> <p>② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。</p>	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の策定 	<p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	<p>担当省庁等</p> <p>厚生労働省</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	<p>厚生労働省</p>	

実施状況

- ① 医療に関する広告は、国民・患者保護の観点から、医療法により限定的に認められた事項以外は、広告が禁止されてきましたが、インターネット上の表現については、これまで何の基準もありませんでした。
- 一方で、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報の閲覧を契機としてトラブルが発生していました。
- このため、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」の意見を踏まえ、引き続き、原則としてホームページについては、医療法の規制対象と見なさないこととするものの、ホームページの内容の適切なあり方について、平成24年9月28日に医療機関ホームページガイドラインを作成し、引き続き周知徹底しています。また、バナー広告等は従前から医療広告として法規制の対象であったが、平成25年9月27日には、消費者委員会の指摘等を踏まえ、医療広告ガイドラインを改正し、医療機関のホームページのうち、バナー広告等にリンクするものは医療広告として法規制の対象となることを明確化しました。
- また、医療従事者から患者に対し、丁寧に説明しなければならない事項については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日通知)において定めており、各都道府県に周知していましたが、最近、美容医療サービス等の自由診療について、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが発生しています。「診療情報の提供等に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)」を医療従事者が患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として定めており、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められます。しかしながら、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日通知)を定めました。
- ② 平成23年11月から「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、まつ毛エクステンションの施術に係る安全性の確保等について検討を重ね、平成25年6月に教育プログラムを取りまとめました。この教育プログラムの作成を受けて、公益社団法人日本理容美容教育センターにおいて当該プログラムに沿って美容師養成施設における平成26年度の教科書の作成が行われ、教育の充実が図られました。また、消費者への情報提供の在り方等についても、施術の安全性の確保について検討し、これを踏まえ、地方公共団体に対して、「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」(平成25年6月28日通知)を発出し、施術による健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督を求めました。

「消費者基本計画」の見直し	<p>14. エステ・美容医療サービス (施策番号: 39、39-2、39-2-2、39-3、153-3、153-3-2関係) 【厚生労働省】</p> <p>① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。</p> <p>② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。</p>			
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化に向けて平成 25 年度に改正した医療広告ガイドラインの周知徹底及び遵守状況の把握 ・平成 25 年度に策定した美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の周知徹底及び遵守状況の把握 	厚生労働省	
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省	
見直しの考え方	<p>平成 25 年度中に医療広告ガイドラインの改正や美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の策定を行ったため。</p> <p>また、「消費者基本計画の改定素案（平成 26 年 5 月）等に対する意見」（平成 26 年 5 月 27 日消費者委員会）を踏まえた修正。</p>			

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61 関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】</p> <p>新たに規制の対象に置かれた訪問購入取引も含め、特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 </td><td> 消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等 </td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 20 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 21 年 12 月 1 日）後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p> <p>※ 平成 24 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 25 年 2 月 21 日）後 3 年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>			平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等			
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等											
実施状況	<p>特定商取引法の執行は、消費者庁と消費者庁から権限の一部委任を受けた各経済産業局が連携を密にして行っており、厳正に対処しております。平成 25 年度は、21 件の処分を実施しました。また、特定商取引法に関する消費者被害の発生状況について把握・検証を行っております。なお、警察においても消費者庁等関係機関と連携し、特定商取引等事犯の取締りを推進しています。</p>													
「消費者基本計画」の見直し	<p>15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61 関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】</p> <p>特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、附則（※）の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 </td><td> 消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等 </td><td></td></tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行 	消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等											

		状況の検討		
	<p>※ 平成 20 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 21 年 12 月 1 日）後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p> <p>※ 平成 24 年改正附則「政府は、（略）この法律の施行（注：平成 25 年 2 月 21 日）後 3 年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>			
見直しの考え方	訪問購入取引を規制の対象とする特定商取引法の平成24年改正から相当の期間が経過したこと及び意見募集に寄せられた意見等を踏まえた修正。			

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	16. 詐欺的投資勧誘等 (施策番号 : 41、48、49、51、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2 関係) 【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】			
	①	平成 25 年度 ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	平成 26 年度 ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	担当省庁等 消費者庁 警察庁 金融庁
	②	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等
	③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	消費者庁 金融庁 関係省庁等
	④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等
	⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等
	⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等
	⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省
注 : “サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。				

実施状況

警察では、高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘等の被害の未然防止等の観点から、これらの事犯（犯行を助長する犯罪も含みます。）に関しては、関係する法令を駆使して早期検挙を行うなどその取締りを推進しています。

また、取締りに当たっては、起訴前の没収保全命令の請求に努めるなど被害者の被害回復を図っています。さらに、金融機関に対し被害金の入金先等となっている預貯金口座の凍結依頼や凍結された預貯金口座の名義人リストの提供を行っているほか、犯罪に悪用されたサービスについては、当該サービスを提供した事業者に対し解約要請を行っています（携帯電話については、携帯電話事業者に対し契約者確認の求めも行っています。）加えて、各種媒体を活用して悪質業者の高齢者等を対象とした新しい手口を発信するなどの注意喚起を行っています。

平成 25 年中に警察が検挙した融資保証金詐欺や架空請求詐欺等を助長する犯罪は、金融機関から通帳・キャッシュカードをだまし取る詐欺及びだまし取られた通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品譲り受け等は、2,033 件（検挙人員 1,114 人）、正当な理由なく有償で通帳等を譲り渡すなどした犯罪収益移転防止法違反は、1,710 件（検挙人員 1,194 人）、携帯電話販売店から携帯電話端末をだまし取る詐欺は、430 件（検挙人員 275 人）、自己が契約者となっていない携帯電話端末を他人に譲り渡すなどした携帯電話不正利用防止法違反は、84 件（検挙人員 57 人）でした。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害者の多くは高齢者であり、また、被害金の多くは ATM や金融機関の窓口を利用して出金又は送金されているのが実態です。これらを踏まえ、警察では、被害を未然に防止するため、金融機関に対し、窓口職員等による高齢者を中心とした顧客に対する声掛けの徹底を要請しています。同時に、「金融機関職員による声掛けは、警察の要請に基づき実施している」旨を記載した説明文書や声掛け用のチェックリストの金融機関への提供、金融機関と連携した声掛け訓練等を行っており、その結果、声掛けによる特殊詐欺被害の阻止率は年々上昇しています。

さらに、特殊詐欺による被害額を最小限に抑えるため、平成 23 年 3 月、警察庁から全国銀行協会に、平成 25 年 1 月には全国信用金庫協会に対し、それぞれの協会加盟金融機関における 1 日当たり ATM 利用限度額の初期設定を引き下げるよう要請し、これまでに多くの金融機関で ATM の利用限度額が引き下げられています。

金融庁で、金融商品取引業者等について行った施策は、下記の①～③のとおりです。

①行政処分の実施状況について

今年度、投資者保護等の観点から重大な問題が認められた金融商品取引業者等 17 者に対し、行政処分を行い、公表しました。

そのうち、第二種金融商品取引業者（以下「二種業者」）に対しては 6 者に行政処分（登録取消等）を行いました。

②二種業者に対する規制の見直し

平成 25 年 4 月に行政処分を行った二種業者（MRI インターナショナル）の事案も踏まえ、行政対応の充実等に資するため、以下の対応を行いました。

○政令の改正を行い、契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を犯則調査の対象に追加（平成 26 年 1 月 24 日公布・同年 1 月 27 日施行）。

○内閣府令の改正を行い、契約締結前交付書面の記載事項の充実及び当局に提出される事業報告書の改善（平成 26 年 2 月 14 日公布・同年 4 月 1 日施行）。

○本国会に以下の規制を盛り込んだ金融商品取引法の改正案を提出。

- ・二種業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取り扱いを行うことの禁止

- ・二種業者について、国内拠点の設置等を義務付け など

○二種業者に対する検査・監督を強化するため、平成 26 年度機構定員の増員を要求し、監督部門、検査部門それぞれにおいて、所要の増員措置。

③証券会社等における高齢顧客に対する適切な勧誘・販売態勢の確保について

平成 25 年 10 月、日本証券業協会において、高齢顧客に対する金融商品の適切な勧誘・販売態勢を確保するために自主規制規則を改正しました。これを受け、平成 25 年 12 月に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、監督上の留意事項を示しました（日証協自主規制規則と合わせて平成 26 年 3 月 16 日より適用開始）。

また、金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとにウェブサイトにおいて公表しています（平成 25 年度においては、平成 25 年 4 月、7 月、10 月、平成 26 年 1 月に公表）。

振り込め詐欺等の被害者に対する返金率の向上については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、引き続き、振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。平成 24 年度に引き続き、返金率の向上に向けた取組の一環として、①平成 25 年 8 月から平成 26 年 3 月 31 日までの間、返金制度に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知、②平成 25 年 11 月、政府広報において、視覚障害者向けの音声広報 CD への寄稿を実施しました。また、平成 25 年 5 月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度を謳った不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のウェブサイト上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施しました。なお、返金率は、平成 24 年度が 78.4%、平成 25 年度が 78.3% となっており、法施行当初（平成 20 年度：55.8%、平成 21 年度：43.4%）と比較すると、被害者救済はより一層進んでいるものと考えられます。

このほか、金融庁では、平成 25 事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等への対応など、金融機能の不正利用の防止を重点事項として明記し、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証しました。また、平成 26 年 2 月、警察庁や全国銀行協会と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行いました。加えて、上記活動の一環として、関係団体に対して、会員企業等の職員の皆様に周知いただくよう依頼しました。

金融庁では、無登録で金融商品取引業を行っていた者 152 先事業者、及び虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者 29 先、無届けで有価証券の募集を行っていた者 1 先に対して、警告書を発出しました。あわせて、金融庁と証券取引等監視委員会は、これらの業者等について、社名等を公表しました（平成 25 年度）。

証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者）による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て（2 件）を実施しました（平成 25 年度）。

特定商取引法の執行は、消費者庁と消費者庁から権限の一部委任を受けた各経済産業局が連携を密にして行っており、厳正に対処しております。また、特定商取引法に関する消費者被害の発生状況について把握・検証を行っております。

CFD 取引に係るサービスの提供等、CO₂ 排出権の取引の形態によっては、特定商取引法の規制対象となる場合があり、消費者庁では平成 24 年 6 月に同法違反で取引業者を行政処分するなど、厳格な法執行を行っています。

さらに、消費者庁、金融庁、経済産業省、環境省の 4 省庁では、CO₂ 排出権

	<p>に関する制度や消費者からの相談の実態、類似の取引に対する規制の状況等について情報・意見を交換する場を設けて、この問題に対して連携して取り組んでいます。</p> <p>平成 25 年 3 月には、警察庁を含む 5 省庁でリーフレットを作成し、被害の多い高齢者を中心とした一般消費者に向けた意識啓発を行いました。</p> <p>消費者庁は、既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的として改正され、平成 25 年 4 月に施行された消費者安全法に基づき、消費者に対して不当な勧誘行為等を行った事業者に対して当該行為の取りやめ等を内容とする勧告を 2 件実施し、注意喚起も未公開株等の取引を利用した事案（いずれも事業者名公表）5 件を含む 7 件実施しました。</p> <p>消費者庁は改正消費者安全法に基づき、地方公共団体が消費者安全法の運用に参加する働きかけとして、消費者の財産被害に係る事態が発生した場合に地方自治体の長等が行うこととすることができる事務について地方自治体に同意を求め、地方自治体の長が行うこととする事務の範囲等を定める告示の改正（平成 25 年 4 月 1 日官報公示・同日施行及び平成 26 年 2 月 17 日官報公示・平成 26 年 4 月 1 日施行）を行いました。これにより、消費者の財産被害に係る事態が発生した場合に改正消費者安全法に基づく立入調査等の事務を行うことについて同意した地方自治体は延べ 1 都 2 府 29 県 11 政令市になります。</p> <p>厚生労働省では、「医療機関債の発行消費者保護について」（平成 25 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号厚生労働省医政局長通知）により、「医療機関債発行等のガイドライン」の一部改正を行いました。</p>																				
	<p>16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、43、48、49、51、60、60-2、60-3、60-4、62、64、66、153-2 関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】</p> <p>高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。</p>																				
「消費者基本計画」の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行</td><td>・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行</td><td>消費者庁 警察庁 金融庁</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td>・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化</td><td>・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化</td><td>警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等</td><td></td></tr> <tr> <td>③</td><td>・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者</td><td>・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者</td><td>消費者庁 金融庁 関係省庁等</td><td></td></tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	消費者庁 警察庁 金融庁		②	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等		③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者	消費者庁 金融庁 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考																	
①	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	消費者庁 警察庁 金融庁																		
②	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等																		
③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者	消費者庁 金融庁 関係省庁等																		

		への情報提供及び必要な体制の構築	への情報提供及び必要な体制の構築		
④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等		
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等		
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等		
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省		
注：“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりますまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。					
見直しの考え方	「消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見」等を踏まえた修正				

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	<p>17. 有料老人ホーム (施策番号 : 58、58-2 関係) 【厚生労働省】</p> <p>有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策も含め入居一時金の在り方について検討し、必要な対応を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>担当省庁等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査</td><td>・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討</td><td>厚生労働省</td><td></td></tr> </tbody> </table>						平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査	・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討	厚生労働省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考											
①	・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査	・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討	厚生労働省												
<p>入居一時金の償却についての透明性を高める観点から、厚生労働省では、事業者団体や消費者関係団体、地方公共団体、国土交通省と連携して、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいへの入居を考えている消費者向けに「—高齢者向け住まいを選ぶ前に—消費者向けガイドブック」を作成し(平成 24 年度)、入居者が支払う金額や契約が終了した場合に返還される金額について、消費者向けにわかりやすい説明を行うことを念頭に、モデルケースを設定し、グラフや表を用いて説明を行っています。</p> <p>また、消費者向けの説明資料としての活用を促進するため、地方公共団体や事業者への送付やウェブサイトでの公開を行うなど、周知に努めています。</p> <p>なお、平成 25 年度の老人保健健康増進等事業において平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査を行い、実態の把握に努めています。</p>															
「消費者基本計画」の見直し	<p>変更なし</p>														
見直しの考え方	<p>—</p>														

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善 (施策番号 : 160、161、164 関係) 【総務省】 代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。				
	①	平成 25 年度 ・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	平成 26 年度 ・消費者トラブルの状況及び平成 25 年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	担当省庁等 総務省	備考
実施状況	電気通信サービス向上推進協議会がアンケートを行い「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」等の遵守状況を把握しました。 また、総務省においては「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」等を開催し、制度的な対応も含め、必要な措置を検討するとともに、同自主基準等の徹底等による勧誘の適正化を促進させています。 同研究会の下で開催された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」が策定した「スマートフォン安心安全強化戦略」においては、サンキューレター及び重要事項説明などの書面の交付を徹底するとともに、電話勧誘時のチェックリスト等、有効なツールを活用し、キャンペーン条件等も含め、利用者にサービス内容等について分かりやすく説明し、利用者の意思を確実に確認する仕組みの構築が必要である旨の指摘がなされており、総務省においては電気通信事業者の取組を促進させています。また、「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において利用者が安心・安全に電気通信サービスを利用できるために必要な消費者保護ルールの見直し・充実について検討を行い、法令、ガイドライン等を徹底させ、消費者取引における情報提供の適正化を促進させています。				
「消費者基本計画」の見直し	18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善 (施策番号 : 160、161、164 関係) 【総務省】 代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。				
	①	平成 25 年度 ・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	平成 26 年度 ・消費者トラブルの状況、平成 25 年度の取組状況、ICTサービス安心・安全研究会における検討等を踏まえ、電気通信事業法に基づく制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	担当省庁等 総務省	備考

見直しの考え方	「消費者基本計画の改定素案(平成 25 年5月)等に対する意見」(平成 26 年5月 27 日消費者委員会)等を踏まえた修正。
---------	---

重点施策整理表

現行「消費者基本計画」の内容	なし（平成 26 年度新規重点施策）
実施状況	<p>正しい表示は、取引を行う上での基本となるものです。消費者は、商品を購入したりサービスを利用したりする場合、その表示をもとに選択しているため、その表示に嘘や偽りがあると、自主的かつ合理的な選択ができなくなってしまいます。</p> <p>景品表示法は、消費者にその商品・サービスについて実際のものあるいは競争事業者のものより著しく優良又は有利であると誤認される表示を禁止しています。</p> <p>平成 25 年 10 月、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が明らかになったことに端を発した今般の食品表示問題等については、政府を挙げた取組として、森大臣の下に「食品表示等問題関係府省庁等会議」を設置し、同年 12 月 9 日に、①個別事案に対する厳正な措置、②関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底、③事業者の表示管理体制の強化や、国・都道府県の監視指導体制の強化など景品表示法の改正を含む抜本的な対応を柱とする対策パッケージを取りまとめました。同対策パッケージには、違反事案に対する課徴金等の新たな措置について検討することも盛り込まれました。</p> <p>その後、これを踏まえ、消費者庁としても、課徴金制度の導入等に関する消費者委員会への諮問（12 月 9 日）、景品表示法違反が認められた事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令（12 月 19 日）を行いました。</p> <p>また、消費者庁では、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」を作成・公表（12 月 19 日）しました。同案については、公表日から平成 26 年 1 月 27 日までの期間においてパブリックコメントの手続に付すとともに、1 月 27 日には意見交換会を開催し、多数の御意見を頂戴いたしました。これらいただいた御意見を検討し、平成 26 年 3 月 28 日に、成案である「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を策定・公表を行いました。</p> <p>さらに、平成 25 年度に行った行政の監視指導体制の強化に向けた取組としては、農林水産省の協力を得て、同省の食品表示 G メン、米穀流通監視官等に対し、一定期間、消費者庁の職員として、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を行っていただくべく、平成 26 年 2 月 26 日に消費者庁への併任発令を行ったことのほか、都道府県知事に措置命令権限等を付与すること等を盛り込んだ法律案を同年 3 月 11 日に国会に提出し、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が同年 6 月 6 日に成立しました。</p> <p>課徴金制度については、上記の消費者庁からの諮問を受けた消費者委員会において検討が進められ、同年 6 月 10 日に答申が出されました。景品表示法等改正等法に付された衆議院・参議院の附帯決議においても、課徴金制度導入のための法案を速やかに提出するよう求められており、消費者庁としては、今後、消費者委員会の答申の内容を踏まえ、制度設計を行います。</p>

	19. 景品表示法に基づく表示の適正化（施策番号：80、103、110、124 関係）【消費者庁、関係省庁等】			
	<p>① 景品表示法等改正等法に基づく改正景品表示法の円滑な施行に向けて必要な準備を行うなど、景品表示法に基づき表示の適正化を図ります。</p> <p>② 景品表示法への課徴金制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動を萎縮させることがないよう配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為（不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む。）や主観的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。</p>			
「消費者基本計画」の見直し	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を策定・公表 ・農林水産省の食品表示 G メン等に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を始めとする景品表示法の普及・啓発 ・引き続き、併任された食品表示 G メンによる監視業務を実施 <p>改正景品表示法の施行に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の表示等に関するコンプライアンス強化に向けた指針の策定 ・法施行に必要な政令の整備 ・国による執行態勢の強化のため、消費者庁及び権限委任を受けた省庁等との連携による厳正な景品表示法の執行 	消費者庁 関係省庁等	
見直しの考え方	②	—	・景品表示法への課徴金制度の導入に向けて制度設計を行い、速やかに法案を国会に提出。	消費者庁
	<p>平成 25 年 10 月以降発生した食品表示等問題を受けて、①国による景品表示法執行体制の強化、②都道府県への措置命令権限の付与、③事業者のコンプライアンス強化等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）が成立するなど、表示の適正化に向けた各種取組を行ったため。</p> <p>特に課徴金制度については、景品表示法等改正等法第 4 条により、同法施行後 1 年以内に必要な措置を講ずることとされたほか、同法に付された附帯決議により、課徴金制度導入に係る法案の速やかな国会提出が要請されているため。</p>			

施策別整理表

施策番号	1
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>①実施済み。</p> <p>②最適化計画策定等の作業を進めます。</p> <p>③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。</p>
実施状況	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」という。)は、全国の消費生活相談業務の円滑な実施を支援するために昭和59年に運用を開始したシステムであり、国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)と地方公共団体の消費生活センター等がオンラインネットワークで結ばれ、全国に寄せられた消費生活相談が集約されています。</p> <p>近年では、消費者被害が多様化、複雑化する中で、消費生活相談業務の支援に加えて、法執行等を担当する行政機関等からの需要も高まっています。</p> <p>平成23年4月には消費者庁が「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」を策定し、中央省庁や独立行政法人といった関係機関への端末配備に加えて政府共通ネットワークが利用できる中央省庁等にはPIO-NET利用のためのアカウント発行を行っています。さらに、適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置に向けた検討を行っています。</p> <p>他方、現行のシステムは、消費生活相談員による相談情報の入力作業の負担の大きさや、キーワード方式の採用により複雑な検索式を組み合わせないと相談情報を正確に検索できないといった点が課題となっています。こうした点を踏まえ、相談員や関係機関にとって使い勝手の良い仕組みとするため、平成23年12月から、相談員や地方公共団体職員、学識経験者等を構成員とする「PIO-NET刷新に関する検討会」において、PIO-NET刷新について検討を行い、平成24年7月に中間報告を取りまとめました。その後、PIO-NETに関する業務やシステムの分析を行い、その分析結果を踏まえ平成26年1月に国民生活センターにおいて「全国消費生活情報ネットワーク・システムの業務・システム最適化計画」を策定し、同最適化計画及び地方公共団体からの意見や要望を踏まえ2015年度のPIO-NET刷新に向けた作業を進めています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号1番	
具体的な施策	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」での考え方を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にPIO-NETのためのアカウントを発行します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>①実施済み。</p> <p>②一部実施済み^(注1-1)。引き続き、刷新を進めます。</p> <p>③一部実施済み^(注1-2)。引き続きアカウント発行を実施します。</p>
見直しの考え方	<p>②平成 26 年1月に策定されたPIO-NETの業務・システム最適化計画を踏まえ、具体的なシステムの構築等を進める。</p> <p>③国の行政機関等については、PIO-NET 端末による利用、アカウント発行による通常端末での利用のいずれもが可能であるところ、近年、アカウント発行による利用が多数を占めることとなったため。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	国民生活センター運営費交付金	1,583 百万円の内数	3,082 百万円の内数

^(注1-1)「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の業務・システム最適化計画」が国民生活センターにおいて平成 26 年1月に策定されたため。

^(注1-2) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

施策別整理表

施策番号	2
消費者基本計画における具体的施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁及び国民生活センターでは、関係機関の協力を得て、生命・身体に関する事故情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムである「事故情報データバンク」を平成 22 年 4 月 1 日から運用しています。</p> <p>事故情報データバンクでは、国民向けに開示する範囲からは個人を特定することのできる情報を除くなど、個人情報保護に配慮しつつ、登録された生命・身体に関わる消費生活上の事故情報を簡単に閲覧・検索できるようにしています。事故情報データバンクには、「重大事故等」や生命・身体に関わる「消費者事故等」、PIO-NET 情報（「危害情報」及び「危険情報」）、「重大製品事故」を始め、参画機関から平成 25 年度には 2 万 9,801 件の事故情報が登録され、平成 26 年 3 月 31 日時点での登録されている情報は累計で 11 万 2,314 件となっています。</p> <p>また、消費者庁ウェブサイトのトップ画面にバナーを設定する等により、国民からの利用が可能な運用を行っており、平成 25 年度の事故情報データバンクへのアクセス件数は、14 万 4,162 件となっています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号2番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	事故情報の調査等に関する経費	3	3

施策別整理表

施策番号	3
消費者基本計画における具体的な施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
実施状況	<p>消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に基づき対処することとしています。</p> <p>平成 25 年 12 月末に発覚した㈱アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品への農薬混入事案については、消費者の食への信頼を揺るがすものでした。そこで、関係省庁間で情報共有を行い、課題についての認識を深めるために、平成 26 年 1 月 14 日に 1 回目の消費者安全情報総括官会議を開催しました。同会議では、関係府省庁(消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省)が緊密な連携及び情報の共有を図るとともに、商品の自主回収が一層、円滑かつ確実に進むよう、流通業界に対し、消費者庁と関係府省が連携して、店頭での消費者への情報提供等の協力を要請することとしました。</p> <p>さらに、事案の概要がある程度明らかになった段階の 3 月 14 日に 2 回目の消費者安全情報総括官会議を開催し、関係府省庁局長申合せとして、本事案の再発防止に向けた「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」を取りまとめました。具体的には、①食品等事業者に対する食品安全に関する情報提供、②食品等事業者から保健所への届出・相談、③リコール情報周知の推進、④緊急時対応について、検討するとともに、関係府省庁が連携してこれらの取組を実施することとしています。</p> <p>当該事案以前に、消費者庁は、平成 24 年 9 月 28 日に改正した「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱(関係閣僚申合せ)」を踏まえ、緊急時対応訓練を実施することとしており、平成 25 年 12 月 11 日に食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と連携し、消費者庁として初めて緊急時対応訓練を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号3番	
具体的な施策	<p>消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。</p> <p>緊急事態が生じた場合に備え、平時より緊急時対応訓練を実施します。</p> <p>以上の取組に当たっては、先般の冷凍食品への農薬混入事案の教訓を踏まえて対応します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>緊急時には速やかに対応します。</p> <p>緊急時対応訓練については、原則として毎年度実施します。</p>
見直しの考え方	<p>平成 24 年 9 月 28 日、関係閣僚会合により、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」が改正された。本要綱は、「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 24 年 6 月 29 日閣議決定)第 4 の 4 に基づき、消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急事態等における緊急対策本部の設置等について定めるものである。</p> <p>平成 26 年 3 月に関係府省庁で取りまとめた「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」においても、「関係府省庁が連携し、消費者安全に関するより実践的な緊急時訓練を原則として毎年度に一度実施する。」こととされたところである。</p> <p>このため、緊急時対応訓練の実施について、消費者基本計画のなかに位置づけることとしたもの。</p> <p>「消費者基本計画の改定素案(平成 26 年 5 月)等に対する意見」(平成 26 年 5 月 27 日消費者委員会)等を踏まえて修正。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故発生時の緊急連絡・調整対応	1	1

施策別整理表

施策番号	4
消費者基本計画における具体的な施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p> <p>消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者安全法12条2項、消費生活用製品安全法35条1項、36条1項
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>継続的に実施します。</p> <p>なお、公表する事故情報の範囲等の拡大は平成22年度に一部実施済み。</p>
実施状況	<p>消費者庁では、消費者安全法に基づき通知された生命・身体被害に関する消費者事故等について、(原則として)週1回定期的に公表しております、平成25年度においては、重大事故等約1,300件の事故の概要等の公表を計50回行いました。</p> <p>また、消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故については、週2回定期的に公表しており、平成25年度においては、約900件の事故の概要等の公表を計104回行いました。その際、リコール対象品の事故について報告があった場合は、当該リコールの内容についても併せて公表し、周知を図っています。</p> <p>同庁が収集した事故情報のうち、被害の重篤性や拡大性が予想される事案については、未然防止・再発防止を図るため、消費者への注意喚起を実施しました(32回)。</p> <p>このほか、平成25年10月31日には、「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」について、定期公表における詳細情報公表の規定の整備、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に関する規定の統合等に関する改訂を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号4番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	事故情報の集約・分析・公表等	96 百万円の内数	96 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	5・6
消費者基本計画における具体的な施策	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者安全法(平成21年法律第50号)第12条、第13条、第38条の1
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者被害の発生の動向については、PIO-NET情報や消費者安全法第12条に基づく通知情報等を的確に分析し、関係機関等に対し情報提供とともに、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者等に対し、平成25年度において7件の注意喚起を実施しました。また、国民生活センターにおいて71件の情報提供(商品テスト情報を含む。)を実施し、これらの情報等について、平成25年6月に消費者安全法第13条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告しました。</p> <p>消費者行政が高齢化や情報化といった消費者を取り巻く状況の変化に柔軟に対応していくためには、消費者行政の検証・評価を行うための数値指標が必要となります。その一環として、平成25年11月より「消費者被害に関する数値指標の整備に関する検討会」を計4回開催し、「消費者意識基本調査」結果及びPIO-NET情報等を活用した消費者被害額・トラブル額の推計方法等に関する検討を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号5・6番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告作成	6	6
	消費者安全法(生命身体事案)の執行	96 百万円の内数	96 百万円の内数
	消費者安全法(財産事案) の執行	35 百万円の内数	35 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	7
消費者基本計画における具体的施策	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注7) 。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。
実施状況	これまで担当省庁等が個々に公表していた「リコール情報」について、消費者庁がこれらの情報を一元的に収集した上で、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」の運用を 2012 年 4 月 1 日より開始しました。また、同サイトにおいて、消費者の特性のうち年齢層に着目して、「高齢者向け」、「子ども向け」等のメール配信サービスも開始しました。さらに、リコール情報をより分かりやすく消費者に伝えるとともに、利便性が向上するよう、サイト上の検索機能の充実やリコール対象製品の写真の掲載、掲載情報の拡大など掲載内容の充実・改善を図りました。 このほか、リコール対象製品による事故の再発・拡大防止等を図るために、リコール対象製品の再公表や使用時期に応じた注意喚起等、消費者への情報提供を積極的に実施しました。また、リコール情報サイトに関するチラシを作成し、2013 年 5 月の「消費者月間」等において配布を行い、リコール情報が広く消費者の目に触れるよう普及啓発に努めました。

(注7) リコール情報一元化システムを構築し、平成 25 年 4 月 1 日に運用を開始。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号7番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注7) 。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。
見直しの考え方	リコール情報一元化システムの運用開始日を変更したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	リコール情報等一元化関係経費	7	7

^(注7) リコール情報一元化システムを構築し、平成 24 年 4 月 1 日に運用を開始。

施策別整理表

施策番号	8
消費者基本計画における具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導とともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	道路運輸車両法第63条の2、第63条の3及び第63条の4
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国土交通省では、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導とともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行っています。</p> <p>また、ユーザーからの不具合情報の収集を強化するため、「自動車不具合情報ホットライン(http://www.mlit.go.jp/RJ/)」について周知活動を積極的に行いました。</p> <p>さらに、同省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等を公表し、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用及び保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するために必要な事項について、ユーザーへの情報提供を実施しました。特に、「エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！」及び「自動車用緊急脱出ハンマーの性能確保と使用方法の周知について」について報道発表等を通じ、ユーザー等への注意喚起を行いました。</p> <p>なお、平成25年度のリコール届出件数は303件及び対象自動車台数は797万8,639台であった。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号8番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	リコール対策の充実	250	250

施策別整理表

施策番号	9
消費者基本計画における具体的施策	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>一部実施済み^(注9)。</p> <p>引き続き、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を継続的に展開します。</p>
実施状況	<p>長年にわたり、0歳を除く1～14歳の子どもの死因の上位が不慮の事故となっており^{*1}、この傾向は変わっていません。</p> <p>消費者庁では、子どもの不慮の事故を防止するための取組として、平成21年12月より、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施しています。</p> <p>具体的には、同プロジェクトのウェブサイトにて、全国の先進的な取組事例等を紹介しているほか、子どもの事故予防等に関する情報を提供しています。平成24年10月には、「あなたの子さんは安全？」をリニューアルし、事故が起こりやすい状況ごとに事故事例等を紹介しています^{*2}。</p> <p>また、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起や事故予防の豆知識等を含む「子ども安全メール from 消費者庁」を毎週木曜日に配信しており、平成25年度においては、事故情報を踏まえ、カーテンの留めひも(タッセル)やブランドのひもによる事故防止の情報等を配信しました。これまで、第180号まで配信し、登録者数は2万6,321人となっています(平成26年3月31日現在)。</p> <p>さらに、より親しみやすい啓発活動を行っていくため、同プロジェクトのシンボルキャラクター及びテーマソングを平成25年1月23日に公表するとともに^{*3}、全国の地方公共団体等主催の子ども関連イベントに参加し、チラシ・冊子等の配布やテーマソングの披露するなど、積極的な啓発活動を行っています。</p>

*1 厚生労働省「平成24年人口動態統計」。

*2 平成24年3月に、事故が起きた際の対処方法等を追加した。

*3 一般公募を経てシンボルキャラクターとして「アブナイカモ」が採用され、消費者庁職員がテーマソング「おしえてね アブナイカモ」を制作した。

(注9) 平成22年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成23年9月。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号9番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	子どもの不慮の事故防止経費	8	8

施策別整理表

施策番号	10
消費者基本計画における具体的な施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進やSTマークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的情見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段については、継続的に実施します。</p> <p>後段については、実施済み。(キッズデザイン製品開発支援事業が終了したため。)</p>
実施状況	<p>経済産業省では、子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進しています。平成19年度に、キッズデザインに優れた製品や取組等を表彰する「キッズデザイン賞」が創設され、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会において運営がなされています。キッズデザイン賞の受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められます。第7回目に当たる平成25年においては、新たに内閣総理大臣賞が新設され、企業、地方自治体、研究機関などから合わせて383点の応募があり、そのうち211点が受賞しました。</p> <p>また、子どもを安全かつ安心して生み育てられる生活環境の整備に向けて、子どもの事故予防に配慮された設計・デザインによる製品の開発を、産業界が積極的かつ持続的に推進する体制を構築し、キッズデザインによる製品市場の拡大を目指して「キッズデザイン製品開発支援事業」を実施しました。具体的には、より安全・安心な製品を開発する上で必要となる、子どもの事故情報の分析データ、子どもの身体寸法や行動特性データ等を、業種の異なる企業・業界団体等に広く提供しました。この事業で得られた成果をウェブサイト「キッズデザインの輪」(http://www.kd-wa-meti.com/index.html)において公開しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 10 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	11
消費者基本計画における具体的な施策	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	厚生労働省、経済産業省、環境省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み ^(注11) 。 引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。
実施状況	<p>「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(以下「GHS※」といふ。)とは、人の安全・健康及び環境の保護を目的として、全ての化学品について、危険有害性(引火性などの物理化学的危険性、発がん性などの健康有害性、環境有害性)を国際的な統一基準で分類し、共通のラベル等により、化学品を譲り渡す者から譲り受ける者に分かりやすく伝達する仕組みであり、化学品の適正な管理に役立つものです。</p> <p>我が国では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)において、化学品の取引の際に、対象化学物質及びこれを含有する製品及び製剤については、その成分名等をSDS(安全データシート)やラベル表示を用いて、情報提供することが規定されています。</p> <p>経済産業省及び厚生労働省はGHS分類に関するJIS(JIS Z7252)をGHS第4版と整合させるために改訂し、平成26年3月25日に公示しました。</p> <p>経済産業省では、平成24年度に作成したGHS分類作業を正確かつ効率的に実施するための手引である「GHS分類ガイダンス」を平成25年7月に公開しました。また、事業者が混合物に含まれる化学物質を入力することで、GHSに基づく混合物の危険有害性分類とラベル表示の出力を行うことができるツール(GHS混合物分類判定システム)を平成25年度に開発しました(平成26年度中に公開予定)。</p> <p>※ Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略。</p>

^(注11) GHSに基づく化学物質等安全データシート(SDS)(JIS Z7250)及びラベル表示(JIS Z7251)に係る二つのJISを統合するとともに、最新のGHSと整合させ、平成23年度末に新たなJIS(JIS Z7253)として公示。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 11 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。 ^(注 11) 引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。
見直しの考え方	GHS分類に関するJIS(JIS Z7252)を改訂し、平成 26 年 3 月 25 日に公示したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	化学物質規制対策事業	550	550
環境省	化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供	4	4

^(注 11) 経済産業省はGHS分類ガイダンス、GHS混合物分類判定システム等の各種ツールを作成、公開しています。経済産業省と厚生労働省は、GHSに基づく情報伝達方法に係るJIS(JIS Z7253)を制定しました。また、GHS分類に関するJIS(JIS Z7252)を改訂し、平成 26 年 3 月 25 日に公示しました。

施策別整理表

施策番号	12
消費者基本計画における具体的施策	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき収集された重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者安全法12条1項、消費生活用製品安全法35条1項
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁が設置されたことにより、生命又は身体に係る消費者事故の情報を、消費者庁が一元的に集約する体制が整備されました。収集した情報は、消費者庁で分析したうえで、関係行政機関へ対して情報提供を行っています。</p> <p>さらに、消費者への注意喚起も関係行政機関と連携して行っており、平成25年度は「路線バスでの転倒事故にご注意ください!」、「機械式立体駐車場での事故に御注意ください!(周知)」の2件について、国土交通省と連名で注意喚起しました。</p> <p>また、消費生活において生命又は身体に被害を生じる事故に遭い医療機関を利用した被害者から事故の詳細情報を収集し、同種・類似事故の再発防止に活かしていく取組を着実に推進することを目的として、平成22年12月より、消費者庁と国民生活センターが共同で「医療機関ネットワーク事業」を開始しました(平成26年3月31日時点で、参画医療機関は24機関)。</p> <p>平成25年度末時点で、同ネットワーク参画医療機関から登録された生命・身体に関わる事故情報は、1万8,580件となっています。</p> <p>また、収集した情報のうち、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものなどについては、さらに詳細な情報を収集したり、事故の被害者に直接事故の状況等を聞き取りしたりするなどして事故内容の分析を行うとともに、収集・分析した事故情報を、注意喚起の実施に活用しています。</p> <p>平成25年度は「ジャンプ式の折りたたみ傘及び乳幼児用のいすの事故に気をつけて!」、「高齢者の餅による窒息事故に気を付けて!」の2件の注意喚起と「ペットボトルのラベルで窒息!?の危険」、「赤ちゃんを大人用ベッドに1人で寝かせないで!」など22件のメールマガジンの配信を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 12 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	医療機関ネットワーク	4	4

施策別整理表

施策番号	13-2-3
消費者基本計画における具体的施策	消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者安全法第 15 条～第 33 条
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 24 年 10 月、消費者庁に消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)が設置されました。調査委員会は、生命・身体の被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行います。その際、調査委員会は、調査権限行使するなどして自ら調査を行うほか、他の行政機関等により調査が行われている場合には、その調査を評価(活用)して原因を究明します。また、必要に応じて、被害の発生・拡大防止のため講ずべき施策・措置について、内閣総理大臣や関係行政機関の長に勧告や意見具申を行うこともできます。</p> <p>調査委員会は、平成 24 年 11 月に開催された第2回調査委員会において、平成 17 年 11 月 28 日に東京都で発生したガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故(脚注1)、平成 18 年 6 月 3 日に東京都で発生したエレベーター事故(脚注2)、平成 21 年 4 月 8 日に東京都で発生したエスカレーター事故(脚注3)、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動等により不眠等の健康上の症状が発生したとされる事案、平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故が調査等の対象として選定しました。さらに、平成 25 年 7 月に開催された第 10 回調査委員会で機械式立体駐車場の事故、平成 25 年 12 月に開催された第 15 回調査委員会で子どもによる医薬品の誤飲事故も同様に調査等の対象として選定し、調査等を開始しました。</p> <p>これら7件の事案のうち、エスカレーター事故については、国土交通省の行った調査結果の評価を行っていましたが、平成 25 年 6 月にその結果を取りまとめた評価書を決定・公表し、この評価書に示された論点について自ら調査を行っています。同様に、エレベーター事故についても、同年 8 月に、国土交通省の行った調査結果の評価を取りまとめて決定・公表し、その後、自ら調査を行っています。また、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故については、経済産業省の行った調査等の結果の評価を行っていましたが、平成 26 年 1 月にその結果を取りまとめた評価書を決定・公表し、調査委員会委員長から経済産業大臣に対して消費者安全法第 33 条に基づき、消費者安全の確保の見地から意見を述べて調査等を終了しました。</p> <p>調査委員会は、消費者安全法第 28 条に基づき事故等原因調査等の申出を</p>

受け付け、調査等の端緒情報として活用しているところですが、この申出制度は平成24年10月1日から運用が開始され、平成25年度は57件(脚注4)の申出を受け付けました。

【脚注】

- 1) 平成17年11月、東京都港区の共同住宅で、当時大学生の男性が、ガス瞬間湯沸器から発生した一酸化炭素による中毒で死亡した事故。
- 2) 平成18年6月、東京都港区の共同住宅で、当時高校生の男子生徒が、エレベーターから降りようとしたところ、扉が開いたままの状態でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれて死亡した事故。
- 3) 平成21年4月、東京都港区の商業施設で、下りエスカレーターの手すりから男性会社員が階下に転落して死亡した事故。
- 4) 詳細は参考資料を参照。

(資料掲載場所→<http://www.caa.go.jp/csic/action/index3.html>)

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	・消費者安全調査委員会に関する経費 ・生命・身体分野の消費者事故調査等に関する経費	164	164

施策別整理表

施策番号	13-3
消費者基本計画における具体的な施策	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	平成 25 年5月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。
実施状況	<p>医療事故に係る調査の仕組みについては、平成 24 年2月以降、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において議論され、医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方(平成 25 年5月 29 日)がとりまとめられました。このとりまとめを踏まえ、医療事故調査制度を医療法に位置づける「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を平成 26 年2月に国会に提出しました。</p> <p>医療事故調査制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療事故が発生した医療機関が、医療事故調査・支援センターへの届出(報告)、調査の実施、調査結果の遺族への説明及び医療事故調査・支援センターへの報告を行うこと ②その上で、医療機関や遺族からの依頼に応じて、医療機関からも患者側からも中立的な立場である医療事故調査・支援センターにおいて更なる調査を行うこと ③さらに、こうした医療事故調査結果を、医療事故調査・支援センターが整理・分析し、再発防止に係る普及啓発を行うことを内容としています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を平成 26 年 2 月に国会に提出。)
見直しの考え方	医療事故に係る調査の仕組みについては、平成 24 年 2 月以降、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において議論され、医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方(平成 25 年 5 月 29 日)が取りまとめられました。この取りまとめを踏まえ、医療事故調査制度を医療法に位置づける「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を平成 26 年 2 月に国会に提出しました。この医療事故調査制度は、 ①医療事故が発生した医療機関が、医療事故調査・支援センターへの届出(報告)、調査の実施、調査結果の遺族への説明及び医療事故調査・支援センターへの報告を行うこと ②その上で、医療機関や遺族からの依頼に応じて、医療機関からも患者側からも中立的な立場である医療事故調査・支援センターにおいて更なる調査を行うこと ③さらに、こうした医療事故調査結果を、医療事故調査・支援センターが整理・分析し、再発防止に係る普及啓発を行うことを内容としています。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	13-4
消費者基本計画における具体的な施策	食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁ではこれまで、食品等に起因する窒息事故の防止に取り組んできました。</p> <p>平成25年度は、窒息事故について消費者に注意喚起を行い、併せて包装餅の業界団体に対し、注意表示の記載の取組について要請を行いました（「高齢者の餅による窒息事故に気を付けて！」（平成25年12月18日））。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-4 番	
具体的施策	食品等による窒息事故の再発防止に向けて、安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	食品等による窒息事故については再発防止のための取組を食品等の物性・形状面の安全性の観点だけでなく、注意表示の普及・徹底、販売方法の改善、危険性の周知等、総合的な観点で必要な措置を講じていく必要があるため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	14
消費者基本計画における具体的施策	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済産業省では、使用者の誤使用等により乳幼児がベッドから転落する事故が発生している状況を踏まえ、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」の改正を平成25年4月1日に行い、乳幼児の転落を未然に防止するための注意表記を追加しました。</p> <p>平成25年4月から平成26年3月末までに消費生活用製品安全法第35条に基づき政府に報告・受理された重大製品事故(約900件)について、製品事故の原因究明を行うとともに、その結果について公表し、事故情報の提供と注意喚起を行っています。その中で、製品の回収等が必要な場合は、事業者に対して市場対応を要請するとともに、特に緊急の対応が求められる場合は、消費生活用製品安全法第39条第1項(危害防止命令)に基づき、当該事業者に対して該当する製品の回収や消費者向けの注意喚起を行うなど、必要な措置を講ずるよう命じることとしています(平成25年3月、TDK株式会社に対し発出した危害防止命令に基づき、同社から未回収の加湿器の回収、消費者への注意喚起の措置状況について定期的に報告を受け、確認すると共に報告内容について当省ウェブサイトで公表しました)。</p> <p>そのほか、関係機関と連携し、製品事故の未然防止のため各種注意喚起を行っています。例えば、学校で発生する事故については、平成25年6月に地方公共団体や教育機関に対して「学校で発生した製品事故に関する情報提供について」を配布し、各学校における事故の予防に役立てることができるよう周知を図りました。また、介護ベッドについては、医療・介護ベッド安全普及協議会と協力し、同年9月に関係機関に対して事故の再発防止の注意喚起文書を発出するとともに、介護ベッドの設置状況の点検を行うよう促しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 14 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	473 百万円の内数	473 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	15
消費者基本計画における具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
実施状況	<p>昇降機(エレベーター、エスカレーター)や遊戯施設の安全性の確保のため、国土交通省では、「社会资本整備審議会昇降機等事故調査部会」において事故原因究明のための調査を引き続き行っています。</p> <p>また、平成24年10月31日に発生した金沢市のエレベーターでの死亡事故※を受け取りまとめ、平成25年2月に公表した「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」に付された意見を踏まえ、同様の事故の再発防止に向けた取組を進めています。</p> <p>さらに、昇降機等の事故に対する調査体制を強化するため、調査機関の在り方も検討した結果、建築物等についての国の調査権限の創設等を内容とする「建築基準法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成26年5月29日に成立しました。</p> <p>他方、消費者庁に設置された消費者安全調査委員会は、平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故と平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故について国土交通省が行った調査結果の評価を実施し、平成25年6月にエスカレーター、8月にエレベーターについての評価書を公表しました。調査委員会は、この評価書を踏まえて、引き続き、事故の原因を究明するため、自ら調査を進めています(施策番号13-2番参照)。</p> <p>※ 平成24年10月、石川県金沢市の宿泊施設で、女性従業員がエレベーターに乗り込もうとしたところ、扉が開いたままの状態でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれて死亡した事故。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 15 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	16
消費者基本計画における具体的施策	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>近年、エレベーターによる死亡事故等、消費者被害に関する事故が発生しており、事故発生の原因や責任の所在捜査はもちろんのこと、事故の再発防止、被害拡大防止が求められています。</p> <p>これらを背景として、都道府県警察では、製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関とともに事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図っています。</p> <p>また、警察庁では、都道府県警察に対して、製品等の利用により生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性等について指示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなどしています。</p> <p>なお、製品等の利用により生じた事故について、平成25年度中に警察庁が関係行政機関に対して通知した件数は38件であり、平成24年度に比べて20件減少しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 16 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	17
消費者基本計画における具体的施策	国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	独立行政法人国民生活センター法第10条第3号及び第7号
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注 17) 。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。
実施状況	<p>国民生活センターでは、全国の消費生活センター等で受け付けた商品に関する苦情相談の解決のために商品テストを行うとともに、商品群として問題があると考えられる場合は、被害の未然防止・拡大防止のために商品テストを実施し、広く情報提供しています。</p> <p>商品テストの実施に当たっては、外部テスト機関や事業者、専門家の技術・知見の活用を図っています。</p> <p>また、地方公共団体からの相談解決のためのテスト依頼については、原則として全件に対応していることから、調査・分析機能の強化を図るため、テスト担当職員を積極的に研修等に派遣するとともに、定型的なテストや専門的なテストは積極的に外部試験機関等に依頼し、テスト手法の改善・効率化を図っています。</p> <p>さらに、重大消費者事故に係る商品テストを国民生活センターで実施する場合は、消費者庁に事前に連絡を行っているほか、生命・身体事案の情報提供については双方の役割分担や連携に関する文書を取り交わしています。また、消費者安全調査委員会の設置後は、同委員会の事務局である事故調査室も加えて意見交換・情報提供を定期的に実施し、調査案件の委託分析・実験、さらに、知見の協力に関する文書を取り交わしています。</p>

^(注 17) 国民生活センターと製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センターとの間で、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の実施を依頼できるよう協定を締結。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 17 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	商品テスト事業	1,583 百万円の内数	3,082 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	18
消費者基本計画における具体的な施策	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	一部実施済み。継続的に実施します。
実施状況	<p>製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)では、事故原因究明の機能強化を図るため、平成 21 年度以降、隨時、製品事故原因究明に関する試験施設等の整備及び増強を行っています。</p> <p>平成 24 年4月にはNITEの一部組織を改組し、燃焼技術センターを設置しました。また、事故原因究明の取組については、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けにより、調査の効率化の徹底を引き続き実施しています。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、平成 23 年 5 月 17 日に締結したNITE及び国民生活センターとの協定に基づき、定期的に意見交換、情報提供を行うため実務者会議を開催して相互の協力関係を強化しています(平成 25 年度は 12 回開催)。具体的には、試験、事故調査及び広報の担当者間でテレビ会議等により情報共有を密に行い、国民への効果的な情報提供を図るとともに、平成 24 年度からは、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の依頼をNITEが受けて行うなど、緊密に連携を図っています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 18 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	19
消費者基本計画における具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省(消防庁)、経済産業省
実施時期	継続的に実施します ^(注19) 。
実施状況	<p>近年の火災の出火原因は極めて多様化しており、その中で自動車、電気用品やストーブなど、国民の日常生活に身近な製品が発火源となる火災が発生していることから、消防庁では、消費者の安全・安心の確保を図るため、製品火災の未然防止に向けた取組を強化しています。特に、製品火災情報については、消防機関の特性をいかして火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行ってています。</p> <p>この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省及び国土交通省と共有し、連携して製品火災対策を推進しています。また、製品火災対策の強化を図ることを目的として、平成24年6月27日に改正消防法(昭和23年法律第186号)が成立し、平成25年4月1日より、消防機関は火災の原因である疑いがある製品の製造事業者又は輸入事業者に対して、資料提出等を命ずることができるようになりました。さらに、製品火災対策の一環として、平成23年度より、製品火災に関する情報及び火災調査結果に関して消防機関とNITEとの連携強化を図っています。</p>

(注19) 消防法を一部改正し、火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与(平成25年4月1日施行)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 19 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
総務省(消防庁)	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	16	16

施策別整理表

施策番号	20
消費者基本計画における具体的な施策	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」(平成24年6月改定)に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品安全基本法第21条第1項 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成24年6月29日閣議決定)
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定)とは、食品安全行政に関して講じられる各般の措置についての具体的な推進方策を定めたものです。</p> <p>本基本的事項については、平成16年の閣議決定以降の食品安全をめぐる状況の変化や、消費者庁の設置に伴う食品安全行政に関する体制の変更等に応じた見直しを行いました(平成24年6月29日閣議決定)。具体的には、①いわゆる「隙間事案」については、消費者庁が消費者安全法に基づき措置すること、②リスクコミュニケーションに係る関係府省の事務の調整を消費者庁が実施すること、③食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)が設置することなどについて新たに記述され、消費者庁が、食品安全に関わる行政機関として本基本的事項において明確に位置付けられました。</p> <p>以後、食品安全行政を行う関係省庁においては、消費者庁の調整の下、相互の密接な連携を図る取組として、関係府省連絡会議等を定期的に開催し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進していくこととしています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 20 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全の啓発に必要な経費	35 の内数	35 の内数
	食品と放射能に関するリスクコミュニケーションに必要な経費(復興特会)	19	19

施策別整理表

施策番号	21
消費者基本計画における具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品安全基本法(平成15年法律第48号)第21条第1項 「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成24年6月29日閣議決定) 第3 情報及び意見の交換の促進(法第13条関係)
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成23年6月に、食品安全基本法第21条第1項に定める基本的事項が閣議決定され、消費者庁が食品安全行政を実施する機関として明確に位置付けされました。そのうち、リスクコミュニケーションに関しては、消費者庁が関係府省庁等の事務の調整を担うこととされ、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省(以下、「4省庁」という。)が連携して、食品安全に関するリスクコミュニケーションの取組を推進しています。</p> <p>特に、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに関しては、4省庁が重点的に取り組んでおり、平成25年度には、4省庁共催の下、食品中の放射性物質に関する正確な情報提供に重点を置いたシンポジウム形式による意見交換会を、全国で8回開催しました。</p> <p>また、関係府省庁等が連携した食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組として、平成25年度には、食品安全委員会、厚生労働省及び消費者庁共催によるBSE(牛海綿状脳症)対策の見直しに関する説明会を2回、厚生労働省と消費者庁の共催による健康食品の安全性確保に関する意見交換会を3回、それぞれ開催しました。また、厚生労働省と農林水産省では、BSE対策に関するポスターを全国の自治体や関係団体等を通じて配布し、対策の見直しの経緯について説明しました。</p> <p>なお、関係府省庁等ごとに行った食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組は、以下のとおりです。</p> <p>食品安全委員会では、東日本大震災への対応として、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(平成23年3月)、「食品中に含まれる放射性物質」に関する評価書(平成23年10月)の概要やQ&Aをウェブサイトで情報提供しました。また、地方公共団体等で開催された意見交換会等への講師の派遣を行いました。</p> <p>そのほか、平成25年度には、BSE対策の見直し、農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、食中毒等に関する意見交換会を28回開催するとともに、地方公共団体等で開催された意見交換会への講師の派遣を行いました。また、ウェブサイト等を通じて食品の安全性に関する情報提供を行いました。</p> <p>厚生労働省では、食品中の放射性物質の基準値の設定理由や検査計画、摂</p>

取量調査の結果など対策の概要を始め、都道府県等が実施している食品中の放射性物質の検査結果を取りまとめてウェブサイトで公表し、国内外への迅速な情報提供を行っています。

また、HACCPやノロウイルス、輸入食品の安全性確保について、説明会等を主催するとともに、地方公共団体が開催する意見交換会への講師を派遣しました。

そのほか、有毒植物やノロウイルスによる食中毒についての注意喚起や健康食品の正しい利用方法などのパンフレット、動画等を作成し、ウェブサイトに掲載して、消費者の食品の安全性に関する知識と理解を図るための情報の提供を行っています。

農林水産省では、消費者を重視した農林水産行政を進め、食品の安全性等に関する正しい知識を普及するために、本省及び各地方農政局等において各種説明会、出張講座等の実施や講師の派遣を行っています。

平成 25 年度は、動物検疫所の見学・説明会を開催するとともに、畜産分野における薬剤耐性菌対策に関する意見交換会を行いました。

また、食品中の放射性物質について、正確な情報提供を通じて正しい知識の普及を図るために、本省及び各農政局等は、4省庁共催による説明会の開催のほか、消費者団体や食品製造・流通業者等に対して、平成 25 年度は 47 回の説明会を開催するとともに、ウェブサイト等を通じた分かりやすい情報の発信を行いました。

さらに、東日本大震災による被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品を積極的に消費することで被災地等の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」のキヤッチフレーズの下、食品産業事業者、地方公共団体等の協力を得て、被災地産の農産物等の販売フェアや各府省庁の食堂・売店、社内食堂での積極的利用等の取組を推進しています。

その結果、「食べて応援しよう！」に賛同した取組は 373 件(平成 25 年4月～平成 26 年3月)となっています。このうち、被災地産食品販売フェア等は 257 件、社内食堂等での食材利用は 93 件、セミナー・シンポジウムの開催等は 23 件となっています。

また、農林水産省のほか各府省庁の食堂においては、米や水産物を始めとする被災地産食材の積極的な利用を随時実施しています。

消費者庁では、平成 25 年度も引き続き、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組み、福島県を始めとした地方公共団体や消費者団体等と連携し、全国 90 か所で意見交換会を開催しました。

加えて、平成 25 年度はより地域に根ざした取組として、正確な情報発信ができる専門家(コミュニケーター)の養成研修を開催し、受講者は約 3400 名に達しました。(コミュニケーター養成研修については、施策番号 21-2 を参照。)さらに、平成 23 年度以降、食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報をウェブサイトで発信しているほか、放射性物質や、食品等の安全の問題を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を作成(平成 23 年5月 30 日～適宜改訂、平成 25 年9月 2 日に第8版を発行)し、ウェブサイトで公表するとともに、配付しています。

このほか、食品の安全性を脅かす危害要因等の注意喚起について、ウェブサイトを活用して情報提供を行っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全施策企画推進事業	7 百万円の内数	7 百万円の内数
	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	47	47
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	27	27
厚生労働省	食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	9	9

施策別整理表

施策番号	21-2
消費者基本計画における具体的な施策	<p>食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。</p> <p>消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 25 年 1月 7 日に消費者庁内に設置した「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、平成 25 年 4月 26 日に取りまとめた「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」に基づき、関係省庁や地方公共団体との連携の下、リスクコミュニケーションの強化を始めとする消費者理解増進のための施策を効果的に行うことにより、風評被害の防止を図っています(平成 25 年度に講じた食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、施策番号 21 を参照)。</p> <p>その1つとして、消費者の安全・安心の確保の観点から、消費者教育推進法第9条に基づき、リスクコミュニケーションの充実などを踏まえた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定)を作成しました。</p> <p>また、これまでのリスクコミュニケーションに加え、特に、地域に根ざした情報提供の機会を設けることを目的とし、消費生活相談員、保健師、栄養士、保育士、学校給食関係者、JA職員等を対象に、正確な情報提供ができる専門家(コミュニケーター)の養成研修を全国 66 か所で開催し、受講者は約 3,400 名(平成 26 年 3 月 31 日時点、当初目標 2,000 名)に達しました。研修受講後に、コミュニケーターによるミニ集会等をはじめとした情報発信を促すため、コミュニケーターへの情報提供を目的としたウェブサイトの開設を始め、食品中の放射性物質の現状をまとめた視聴覚教材(DVD)やリーフレットを作成し提供しました。</p> <p>平成 25 年 9 月には、生産者による安全性確保や復興を目指した取組等を消費者に広く知っていただくために、女優の秋吉久美子さんを「東北未来がんばっぺ大使」に任命し、被災地の生産者の訪問等の活動も行っています。</p> <p>地方公共団体への支援として、消費者自身が放射性物質を測定したいというニーズに対応するため、消費者庁は国民生活センターとの共同で、地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与しています。平成</p>

25年10月の5次配分時点で全国272の地方公共団体に、386台の配分を決定しました。また、検査機器を貸与した地方公共団体を対象とした検査方法等の研修会を開催し、検査の信頼性確保のための支援を行っています。そのほか、国民生活センターにおいて、地方公共団体の要請に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いた食品中の放射性物質の精密測定を行っています。

被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)において、地域の実情に応じて食品等の放射性物質検査の体制整備、食の安全性等に関する消費生活相談対応等に取組めるよう、東日本大震災復興特別会計による「地方消費者行政活性化基金」の上積みを行いました。そのほか、地方消費者行政活性化基金の仕組みを活用し、国が先駆的な政策テーマの1つとして「東京電力福島第一原子力発電所の事故による食品の風評被害の防止」を示し、地方公共団体において事業を実施しました。

平成25年2月、8月に引き続き、平成26年2月に、被災地域及び被災地産品の主要仕向け先の都市圏の消費者約5,000人を対象として、インターネットを通じた消費者意識の実態調査を行いました。その結果、少しずつではありますが、風評被害が改善していることがうかがえました。今回の調査結果も踏まえつつ、今後とも、消費者に対して食品中の放射性物質に関する正確な情報提供を行い、消費者理解の増進を図っていく予定です。

(参考)

風評被害に関する消費者意識の実態調査(第3回)

ウェブサイト

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140311kouhyou_2.pdf

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21-2 番	
具体的施策	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、消費者意識調査等を踏まえながら、地方公共団体等と連携し、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の防止を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	基本方針は変更がないが、平成 26 年度の取組予定に合わせた内容とするため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラムの実施	500	500
	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション事業	47	47
	地方消費者行政活性化基金	729	729

施策別整理表

施策番号	22
消費者基本計画における具体的な施策	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品衛生法(第10条、11条、22条)、食品安全基本法(5条、24条1項1号)
担当省庁等	厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国産農畜水産物や食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたってリスク管理に取り組むことが不可欠です。</p> <p>農林水産省は、まず、食品が安全であるかどうか、安全性を向上させる措置を探る必要があるかどうかを知るために、食品安全に関する情報を収集・分析し、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を決定した上で、農畜水産物・食品中の含有実態調査を行っています。その上で、これらの実態調査の結果を解析し、必要がある場合には、低減対策を検討することとしています。これらの各過程において、生産者、事業者、消費者、地方公共団体等と情報・意見の交換を行い、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理措置に反映させてています。</p> <p>平成25年度には、食品安全に関する国際動向及び国内での取組などについての基礎情報を提供し、農林水産省が実施している食品安全に関するリスク管理の取組について理解を深めていただくことを目的として、食品安全に関するセミナーを開催いたしました。有害化学物質の低減対策として、食品の加工や調理中の高温加熱が原因となって、意図せずに生成し食品中に含まれてしまう化学物質の一つであるアクリルアミドについて、食品関連事業者が自主的に行う食品中のアクリルアミド低減の取組を支援するため、事業者などの意見を取り入れながらこれまでの知見を整理した「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」を作成・公表しました。</p> <p>厚生労働省では、飲食に起因する衛生上の危害の発生に関するリスク管理機関として、食品衛生法に基づき、食品に残留する農薬、汚染物質や食品に使用する添加物など、食品や添加物等の規格基準の設定を行っています。これらは、内閣府に設置された食品安全委員会が科学的知見に基づいて行うリスク評価の結果に基づき、食品事業者や消費者等関係者の意見等を踏まえて実施しているものです。例えば、食品添加物については、その食品添加物が人の健康を損なうおそれのない場合に限って使用を認めた上で、品質の安定したものが流通するよう、純度や成分について成分規格を定め、過剰摂取による健康被害が生じないよう、食品ごとに使用基準を定めるなどしています。さらに、実際に市場から仕入れた食品中の添加物の種類と量を検査し、国民1人当たりの摂取量を調査す</p>

るなど、継続的な安全確保に努めています。

また、食品の安全性を確保するためには、厚生労働省や都道府県等関係行政機関が連携して、規格基準の遵守等に関する監視指導を実施することが重要です。これを重点的・効率的かつ効果的なものとするため、厚生労働省では「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」を定め、輸入時については同省が、国内流通時については各都道府県等が、それぞれ関係者の意見を踏まえつつ、毎年度、監視指導計画を作成・公表の上、監視指導を実施しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 22 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	食の安全の確保	12,949	12,949

施策別整理表

施策番号	23
消費者基本計画における具体的施策	リスク評価機関の機能強化について、検討を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	食品安全委員会
実施時期	過去の施策の実施状況を踏まえ、継続的に取組を実施します。
実施状況	<p>食品安全基本法では、食品のリスクが存在することを前提として、これをコントロールしていくという考え方の下、「リスクアナリシス」※という考え方方が導入されています。また、同法に基づき、食品の安全性について、科学的知見に基づいて中立公正に「リスク評価」を行う機関として、平成15年7月、内閣府に食品安全委員会が設けられ、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものを含む食品を摂取することによって、どのくらいの確率で、どの程度人の健康に悪影響が生じるかを科学的に評価しています。</p> <p>食品安全委員会では、平成25年5月に評価を担当する課を2課に拡充し、評価体制の強化を図るとともに、同年7月には豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)と、平成26年1月には欧州食品安全機関(EFSA)との定期会合を開催し連携強化を図りました。また、1年11月には、食品安全に関する論文、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の内容などを国内外に広く発信するため、英文ジャーナルを創刊しました。</p> <p>このような取組を通じ、食品安全委員会は、リスク評価機関としての機能強化や国際的な評価の確立に努めています。なお、平成26年3月31日時点で、リスク管理機関からの要請や自ら行うことを決めた2,096件の事案のうち、1,596件の評価を終えています。</p> <p>※ リスクアナリシスとは、①食品中に含まれる特定の物質等が人の健康に及ぼす影響を科学的に評価する「リスク評価」と、②リスク評価の結果に基づいて国民の食生活等の状況を考慮して基準の設定や規制等の対応を行う「リスク管理」、③これらの情報を共有して、消費者、事業者、行政機関等が情報・意見交換する「リスクコミュニケーション」の3要素からなる考え方のこと。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 23 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	24
消費者基本計画における具体的施策	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」第3条、第5条及び第6条(前段)、附則第5条第2項(後段)
担当省庁等	国税庁、農林水産省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。(平成 22 年 10 月施行)</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>
実施状況	<p>米穀等(米穀、米加工品の中間原材料及び米加工品)の流通に関しては、問題が発生した際に速やかに流通ルートや原因を特定し、必要な対策が円滑に講じられることが重要です。そのため、農林水産省及び国税庁では米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等に係る情報の記録の作成・保存に関する状況の確認等のため、米穀事業者に対する巡回立入検査等を全国で実施し、制度の定着を図っています。</p> <p>また、農林水産省では、米穀等以外の飲食料品についても、食品事業者によるトレーサビリティの取組を推進するため、実践的なマニュアルを作成したほか、地域におけるセミナー開催等の普及活動を推進しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 24 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	食品トレーサビリティ促進事業委託費	29	29
	消費・安全対策交付金	2,096 百万円の内数	2,096 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	25
消費者基本計画における具体的な施策	高度な取組内容を含む農業生産工程管理(GAP ^(注 25))の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>農業生産工程管理(以下「GAP※」といいます。)とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動のことです。</p> <p>我が国におけるGAPの現状をみると、国内に様々なGAPが存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にあることから、農林水産省では平成 22 年4月に、高度な取組内容を含む先進的なGAPの共通基盤として、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を策定しました。</p> <p>産地における更なる取組の拡大と内容の高度化を図るため、消費・安全対策交付金等を活用し、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を実施しています。</p> <p>※ Good Agricultural Practiceの略。</p>

(注 25) 農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 25 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	消費・安全対策交付金	2,096 百万円の内数	2,096 百万円の内数
	産地活性化総合対策事業	5,288 百万円の内数	5,288 百万円の内数
	東日本大震災農業生産対策交付金	10,427 百万円の内数	10,427 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	26
消費者基本計画における具体的施策	<p>食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP^(注26-1)の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法^(注26-2)」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。</p> <p>また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第10条第1項(日本政策金融公庫からの資金の貸付け)
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品の安全と消費者の信頼の確保を図るため、生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取組強化が求められている中、農林水産省では食品の安全性の向上と品質管理の徹底等を目的に、問題のある製品の出荷を未然に防止することができるHACCP*の普及・導入促進のための施策を実施しています。</p> <p>具体的には、事業者が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)による計画認定を受けると、これに必要な施設の整備等に対して、株式会社日本政策金融公庫から長期低利融資が受けられる制度により、HACCP導入に対する支援を実施しています。</p> <p>平成25年6月には同法が改正され、HACCP導入のための体制・施設の整備に加え、HACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)のみに取り組む場合も新たに支援の対象とされました</p> <p>また、平成15年度以降、予算措置により、HACCP導入促進のための研修会等の実施、低コストなHACCP導入の推進、専門家による現地指導の取組等への支援を実施し、特に食品製造事業者の中小規模層におけるHACCPの導入を促進しています。</p>
	<p>* 食品衛生管理システムの一つ。Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとったもので、危害要因分析重要管理点と訳される。原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析:Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点:Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。</p>

(注26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析:Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点:Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

(注26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

分析(危害要因の分析)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 26 番	
具体的な施策	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP ^(注 26-1) の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 ^(注 26-2) 」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	「食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針」が平成 25 年 12 月 20 日付けで告示されたため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	食品産業グローバル革新支援事業	370 の内数	370 の内数

^(注 26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析:Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点:Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

^(注 26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成 25 年 6 月 21 日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成 35 年 6 月 30 日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

施策別整理表

施策番号	27
消費者基本計画における具体的な施策	食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品のリコール社告を通じた消費者への情報提供の適正化を図るため、農林水産省では、平成23年5月19日から6月6日に順次、食品事業者団体(140団体)に対して、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S0104:2008。以下「当該JIS※規格」という。)を参考とするよう文書による周知を行いました。なお、同文書の発出後も、一部には当該JIS規格の趣旨を十分踏まえていない社告も見受けられることから、当該JIS規格の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、平成25年4月5日に農林水産省のウェブサイトに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知しました。</p> <p>※ Japanese Industrial Standards(日本工業標準)の略。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 27 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 27) 。 記載例の周知は継続的に行います。
見直しの考え方	社告を出す際の参考となる「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、平成 25 年4月5日に農林水産省ホームページに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

^(注 27) 「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、平成 25 年4月5日に農林水産省ホームページに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知した。

施策別整理表

施策番号	28
消費者基本計画における具体的施策	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たなJAS規格の導入を推進することに加え、JAS規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(JAS法施行規則)第1条～第4条、第13条及び第14条
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>農林水産省では、新たなJAS[*]規格の制定や定期的なJAS規格の見直しのプロセスの透明性を高めるため、平成23年度から、JAS規格の制定等に関する計画を作成・公表し、規格に関する調査、原案の作成等の時期・実施主体等のJAS規格の制定と見直しに関する作業手順を明らかにしました。平成25年度は、同計画に基づき、1規格の新規制定と26規格の見直しについて農林物資規格調査会で審議を行いました。</p> <p>* Japanese Agricultural Standard(日本農林規格)の略。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 28 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	新分野JAS規格化事業委託費	8	8

施策別整理表

施策番号	29
消費者基本計画における具体的施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っています。</p> <p>また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等について指示するとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしています。</p> <p>これを受け、都道府県警察では、流通食品への毒物混入の疑いがある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努めています。</p> <p>平成 25 年中、警察庁及び群馬県警察は、群馬県の冷凍食品製造工場における農薬混入事件について、関係行政機関と情報交換を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 29 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	30
消費者基本計画における具体的な施策	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	農林水産省は、同省のウェブサイト「安全で健やかな食生活を送るために」(http://www.maff.go.jp/j/fs)にて、食品安全や食生活と健康に関する親しみやすく分かりやすい情報提供に取り組みました。また、食品中の放射性物質対策について、専門家ではない方にも分かりやすく解説したページを作成・更新しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 30 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	31
消費者基本計画における具体的な施策	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品業界では、食品の偽装表示等の消費者の信頼を揺るがす不祥事が引き続き起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではありません。このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、農林水産省では、食品業界が「道しるべ」として利用するための「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」(平成 20 年3月農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定)を策定しました。これを受け、食品業界団体に対し、「信頼性向上自主行動計画」の策定とそれに基づく取組の実施を要請しました。また、各団体の会員等企業に対し、①消費者基点の明確化、②コンプライアンス意識の確立、③適切な衛生管理・品質管理の基本、④適切な衛生管理・品質管理の体制整備、⑤情報収集・伝達・開示等の取組の5つの基本原則と、基本原則ごとの取組方針及び具体的な行動を示し、それらを参考しながら実際の取組を進めることを働きかけるよう要請しました※。</p> <p>また、農林水産省では、平成 20 年度以降、補助事業により、コンプライアンス徹底を図るための研修会を実施しています。平成 25 年度においては、食品製造事業者等において、消費者視点、安全な食品の供給を重視する方針の徹底や法令等の遵守の徹底、緊急時における責任を持った対応を取るための体制の整備、これらに関する PDCA サイクルの適切な運用等、国際的に通用するマネジメント体制の構築に携わる人材を育成するための研修会を全国で 20 回開催しました。</p> <p>※ 「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～について(平成 20 年3月農林水産省総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 31 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	食品産業の強化のうち食品の品質管理体制強化対策事業	255 の内数	255 の内数

施策別整理表

施策番号	32
消費者基本計画における具体的施策	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各國政府・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	海外からの食品を多く輸入する我が国では、近年、輸入食品に対する安全性についても国内の関心は高まっています。このような関心の高まりを受け、政府は、主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に「食の安全担当官」を設置するなど、個別事例への対応や各國政府・国際機関との連絡体制の強化、さらには、国内関係府省・機関における連絡体制の強化に取り組んでいます。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 32 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	33
消費者基本計画における具体的施策	輸入食品監視指導計画 ^(注 33) により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 23 条
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は年々増加しています。増加する輸入食品の安全性を確保するため、厚生労働省は、年度ごとに「輸入食品監視指導計画」を策定し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組んでいます。</p> <p>この計画では、輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の3段階で厚生労働省本省、検疫所、都道府県等の関係行政機関が対策を講じることとしています。</p> <p>輸出国での安全対策として、日本への輸出食品について食品衛生法違反が確認された場合は、輸出国政府等に対して原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階での安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図っています。また、必要に応じて担当官を派遣し、輸出国の安全対策の調査等を実施しており、中国、カナダ等の現地日本大使館に「食の安全担当官」を配置するとともに、平成 25 年度は、メキシコ、南アフリカ等に担当官を派遣し食品安全に関する情報収集等を行いました。引き続き、二国間協議及び現地調査を通じて輸出国段階の安全対策を検証するほか、計画的に主要な輸出国の安全管理体制に関する情報収集の推進に努めます。</p> <p>輸入時の対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、輸入港や空港に設置された検疫所が年間計画に基づくモニタリング検査を実施しており、検査の結果、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施しています。また、検疫所の検査機器の整備等、輸入食品の安全性確保体制の強化を図っています。</p> <p>国内流通時の対策としては、厚生労働省本省、検疫所等と連携を取りつつ、都道府県等が国内流通品としての輸入食品に対する監視指導を行っており、違反食品が確認された際には、速やかに厚生労働省に報告を行い、輸入時監視の強化(モニタリング検査や検査命令等)を図っています。</p>

^(注33) 食品衛生法第23条第1項に基づき、輸入食品等について、国が行う輸入時の監視指導等を重点的、効率的かつ効果的に行うことを目的として策定するものであり、年度ごとに、国民の意見を聴いた上で策定し、当該計画に基づく監視指導の結果についても公表することとしている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 33 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	輸入食品の安全確保対策等の推進	10,568	10,568

施策別整理表

施策番号	36
消費者基本計画における具体的な施策	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメント ^(注 36) の必要性・在り方等に関する専門家との検討を踏まえ、リスクアセスメントの普及啓発を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済産業省では、事業者が安全な製品を市場に供給するために、事前に製品安全に関するリスクの把握と評価を行い、製品の設計・開発・製造の各段階で反映させるリスクアセスメント手法について解説したリスクアセスメントハンドブックを作成(基礎知識編(2010 年5月公表)と実務編(2011 年6月公表))し、リスクアセスメントの普及・定着を図っています。</p> <p>具体的には、各工業会を通じた周知を実施するとともに、関連団体の説明会等において当該ハンドブックを紹介し、また、企業の品質管理担当者向けのセミナーで当該ハンドブックをテキストとして使用しました。さらに、同省ウェブサイト「製品安全ガイド」にダウンロード可能な形式で掲載しました。</p> <p>また、経済産業省では販売事業者の販売形態、取扱製品、事業規模等の特色を踏まえた効果的なリスクアセスメント等の取組を促進するため、各業界団体が業界の実情を調査・分析し、業界ごとの製品安全に関する指針・ガイドラインを作成・公表する作業を支援しました。(2013 年度、中小家電、通信販売、ホームセンターの取組を対象。)。</p> <p>他にも、販売事業者のリスクアセスメント等を含む製品安全の自主的な取組を促すことを目的とし、国内3か所(東京、大阪、名古屋)において、製品安全に関する流通事業者向けガイドの内容を紹介するセミナー(計 215 人参加)を開催しました。</p>

^(注 36) risk assessment。JIS Z 8051において「リスク分析及びリスク評価からなるすべてのプロセス」と定義されるもの。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 36 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	473 百万円の内数	473 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	37
消費者基本計画における具体的施策	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第3条
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	一部実施済み。引き続き、必要に応じて製品群ごとに手引きを作成又は改訂する。
実施状況	<p>厚生労働省では、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づいて規制基準を定めており、平成26年1月時点に、20物質について、物質ごとに対象製品(繊維製品、洗浄剤等)の基準を設定しています。</p> <p>また、平成7年7月のPL[*]法の施行に伴い、事業者自らによる製品の安全確保レベルのより一層の向上を支援するため、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成しています。平成10年に防水スプレーについて手引きを作成したのを皮切りに、平成23年の洗浄剤・漂白剤まで5種類の手引き(10製品群)を作成しました。</p> <p>現在、防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂を検討しており、有識者12名から構成されている家庭用品安全確保マニュアル(防水スプレー等)検討会を平成25年度第1回(平成25年12月17日)と第2回(平成26年3月25日)開催した。</p> <p>* Product Liability の略。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	家庭用品健康被害防止対策事業費	3	3

施策別整理表

施策番号	37-2
消費者基本計画における具体的施策	合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	薬事法(76条の4、76条の5、76条の8) 麻薬及び向精神薬取締法(12条、13条、20条、22条、24条、26条、28条)
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	一部実施済み ^(注37-2) 。 引き続き、合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。
実施状況	<p>薬物乱用対策の実施に当たり、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、総合的かつ積極的な施策を推進することを目的として「薬物乱用対策推進会議」(平成20年12月閣議決定)を設置しています。現在は、薬物乱用の根絶を図るため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月策定)に基づき、関係行政機関が連携した対応を行っています。</p> <p>最近、合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発しています。その中で、取締りの強化を図るため、厚生労働省では、指定薬物への指定の迅速化のため、薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会の開催頻度を上げるとともに、現在、日本での流通が確認されていないものであっても、海外の流通実態や危険情報を基にして指定を行っています。</p> <p>また、化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に指定する「包括指定」について、平成25年12月13日付けで495物質を指定薬物として指定する省令を公布し、平成26年1月12日付で施行しました。これらの結果、指定薬物数は1,360物質となっています(平成26年3月31日時点)。</p> <p>販売事業者に対する取締りについては、都道府県警察と都道府県等の衛生主管部局が連携し、販売実態の把握に努め、指導・警告を実施しており、また、平成25年10月に施行した薬事法の改正で麻薬取締官(員)に指定薬物に対する取締権限を付与するとともに、平成25年12月13日に公布された薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)により新たに指定薬物の所持、使用等が禁止される(施行は平成26年4月1日)など、指導・取締りを強化しています。指定薬物に関しても、関係府省庁間で必要な意見交換や情報提供を促進し、港湾や空港等の水際における対策を含め、摘発に当たっての一層の連携強化を図り、取締りを実施しています。</p> <p>また、厚生労働省、財務省、文部科学省、警察庁、消費者庁、内閣府がそれぞれ消費者への情報提供・啓発活動を行っています。</p>

(注37-2) 指定薬物の指定への迅速化、海外の流通実態や危険情報を基にした指定、包括指定の実施、消費生活センターに寄せられる情報の活用等、一定の成果を得ている。

厚生労働省では、合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる脱法ドラッグ）を使用した者が二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、指定薬物や麻薬を指定する際など、機会を捉えて脱法ドラッグに関するポスターの作成・配布をしています。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動などにおける啓発実施の徹底、関係機関などとも連携した広報・啓発の実施、情報を一元的に収集・提供するための、「あやしいヤクヅツ連絡ネット」の運用を行っています。

併せて、小学校6年生保護者向け、高校3年生等に配布する心と体を守る啓発資材に当該薬物の危険性が理解できるような記載を充実させ、配布を行っています。

文部科学省では、すべての中学校と高等学校で、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師とした薬物乱用防止教室を年1回は開催するよう促すとともに、薬物乱用防止啓発のための啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び大学1年生等に配布するなど、学校等での薬物乱用防止教育の充実強化を図っています。

警察庁では、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性等について理解させるなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を効果的に行うためのパンフレットを作成し、学校等に配布しているほか、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例についての情報提供を積極的に行ってています。また、「薬物乱用防止広報強化月間」を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進しています。

消費者庁では、合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する啓発ポスター やチラシを消費生活センター等の協力を得て配布を行うなどして予防啓発の強化を取り組んでいます。

内閣府では、政府広報オンラインにおいて、短編マンガを用いた広報啓発活動を実施するなど、青少年に訴求力の高い広報媒体を活用して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の危険性の周知を図っています。また、関係省庁と連名で、都道府県・指定都市等に対して、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化について依頼し、この種の薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図っています。

財務省では、合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する輸入規制及び当該薬物の危険性・有害性等について、税関見学会等の機会を利用し、注意喚起を行っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
内閣府	薬物乱用対策推進会議経費	1	1
警察庁	薬物対策用資料	2	2
文部科学省	薬物乱用防止教育推進事業	25	25
	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成	74	74
厚生労働省	違法ドラッグ対策費等	158	158
海上保安庁	薬物・銃器の密輸入対策等の強化	263	263

施策別整理表

施策番号	38
消費者基本計画における具体的施策	製造物責任法に関する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>製造物責任法(平成6年法律第85号)は、製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製品の製造業者等に対して損害賠償を求めることができる、円滑かつ適切な被害救済に役立つ法律です。</p> <p>具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、製造業者等の過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。同法は、平成6年7月1日に公布され、平成7年7月1日より施行されています。</p> <p>消費者庁では、消費者が消費者被害を未然防止・拡大防止するために必要な知識を得る環境を整備するために、同法に関する判例等を収集・公表しています。消費者庁及び国民生活センターが連携・協力して、同法に関する判例、同法に基づき提訴された訴訟等の情報を収集し、その概要について、国民生活センターのウェブサイト(消費者庁のウェブサイトからリンクを設定。)で公表しています。</p> <p>平成25年度は、判例(全166件うち第一審103件、控訴審50件、上告審13件)や、同法に基づき提訴された訴訟情報(197件)等を公表しました(平成26年3月末時点の累計件数。うち平成25年度収集分の公表件数は、判例9件、同法に基づき提訴された訴訟の情報6件。)。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 38 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	39
消費者基本計画における具体的施策	<p>① エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。</p> <p>② 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めています。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>美容医療ではない施術を行ういわゆるエステティックについては、公益財団法人日本エステティック研究財団※において、エステティック営業施設における衛生基準を作成し、事業者等に対する周知を図るとともに、衛生基準に関する知識の習得のため、平成22年12月よりe-ラーニングを実施しており、平成25年度は10月1日から実施しました。</p> <p>同財団では、消費者の安全を確保するための知識等の向上のため、毎年、エステティシャンを対象に学術会議を開催し、最新の衛生管理の知見等について周知しています。さらに、平成22年からは厚生労働科学研究を実施しており、フェイシャルエステ等について安全性の検証を行うとともに、施設の衛生管理の実態把握を行った上で、衛生管理導入の手引等を作成し、平成25年3月からウェブサイトで公開しています。</p> <p>※ 平成4年5月22日設立：平成25年4月1日より公益財団法人へ移行。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	39-2
消費者基本計画における具体的施策	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	医療法第1条の4第2項
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25年度から検討し、26年度に策定します。
実施状況	医療従事者から患者に対し、丁寧に説明しなければならない事項については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日通知)において定めており、各都道府県に周知していましたが、最近、美容医療サービス等の自由診療について、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが発生しています。「診療情報の提供等に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)」を医療従事者が患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として定めており、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められます。しかしながら、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていていることを踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日通知)を定めました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。)
見直しの考え方	事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-2-2 番	
具体的施策	事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針である「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成 25 年9月 27 日付け厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を周知徹底とともに、遵守状況を把握します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 26 年度に実施します。
重点施策との関連	関連の有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 関連重点施策番号 : 14

施策別整理表

施策番号	39-3
消費者基本計画における具体的施策	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 25 年度中に結論を得て、措置を講じます。
実施状況	平成 23 年 11 月から「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、まつ毛エクステンションの施術に係る安全性の確保等について検討を重ね、平成 25 年6月に教育プログラムを取りまとめました。この教育プログラムの作成を受けて、公益社団法人日本理容美容教育センターにおいて当該プログラムに沿って美容師養成施設における平成 26 年度の教科書の作成が行われ、教育の充実が図られました。また、消費者への情報提供の在り方等についても、施術の安全性の確保について検討し、これを踏まえ、地方公共団体に対して、「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」(平成 25 年 6 月 28 日通知)を発出し、健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督を求めました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 39-3) 。 引き続き、実施します。
見直しの考え方	平成 25 年 6 月に教育プログラムを作成するとともに、消費者への健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について通知(平成 25 年 6 月 28 日付け「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」)を発出しており、平成 26 年度においても引き続き情報提供の取組について周知を図る。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

^(注 39-3) 平成 25 年 6 月に教育プログラムを作成するとともに、消費者への健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について通知(平成 25 年 6 月 28 日付け「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」)を発出した。

施策別整理表

施策番号	40
消費者基本計画における具体的施策	<p>一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進の現状についてフォローアップを行います。</p> <p>既に制度が運用されているエステティック産業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、引き続き検討します。</p>
実施状況	<p>民間サービス業の中でも、エステティック産業や結婚相手紹介サービス業は、市場として高い成長が期待されている分野ですが、その反面、多くの消費者相談が寄せられている現状にあり、当該産業の健全な成長・発展にはサービス品質の確保等により消費者の信頼を得ることが不可欠となっています。</p> <p>そのため、経済産業省では、サービス品質や信頼性向上の観点から、エステティック産業及び結婚相手紹介サービス業の第三者認証制度について、運用上の課題を把握するとともに、当該認証機関や事業者からの相談、一般の消費者からの各種問合せ等に対応しました。</p> <p>また、同制度が運用されておらず、消費生活センター等に寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の可能性・必要性等について検討を行っています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 40 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	41
消費者基本計画における具体的な施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者が商品を購入する際、通常は、店舗に出掛けて行って商品を見比べ、自分の必要とする品質・性能を持つかどうかや価格等を十分考慮します。一方、事業者からの電話で勧誘を受ける場合や、事業者が自宅に突然訪れて勧誘される場合もあります。このような場合、消費者にとってみれば、いわば「不意打ち」のような形となり、商品について冷静かつ十分に吟味する時間もなく、適切な判断ができないおそれがあります。</p> <p>そこで、特定商取引法では、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい取引類型(①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売に係る取引、④連鎖販売取引、⑤特定継続的役務提供に係る取引、⑥業務提供誘引販売取引、⑦訪問購入)について、購入者等(消費者)の利益を保護し、商品の流通や役務の提供を適正で円滑なものとするため、事業者が守るべきルール(行為規制)と、クーリング・オフ等の消費者を守る民事ルールを定めています。事業者に同法の規制に違反する行為が確認された場合には、業務停止命令等の行政処分が行われています。</p> <p>あわせて、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売については、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁等に対し、違法な電子メール広告等に関する情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座凍結等を促しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	特定商取引法等の執行 (特定商品取引適正化推進等経費)	239 百万円の内数	239 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	41-2
消費者基本計画における具体的施策	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 41 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	電子商取引モニタリング等事業 (特定商品取引適正化推進等経費)	87	87

施策別整理表

施策番号	41-3
消費者基本計画における具体的施策	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	特定商品等の預託等取引契約に関する法律
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注 41-3) 。 引き続き、所要の改正を進めます。
実施状況	消費者庁では、預託法及びその関連法令について、制度面、運用面の問題点を整理し、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討を行いました。その結果を踏まえ、預託法施行令(昭和 61 年政令第 340 号)(平成 25 年 7 月公布、9 月施行)及び施行規則(昭和 61 年通商産業省令第 75 号)(平成 25 年 6 月公布、7 月施行)を改正しました。

(注 41-3) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (特定商品等の預託等取引契約に関する法律の政省令を改正し、施行されたため。)
見直しの考え方	特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令(平成 25 年 7 月公布、9 月施行)及び施行規則(平成 25 年 6 月公布、7 月施行)を改正し、施行したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	42
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	<p>一部実施済み^(注42)。</p> <p>消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。</p>
実施状況	<p>民法は、私人間の対等な当事者関係を前提として、取引に関するルールを定めていますが、そもそも消費者と事業者の間には情報量や交渉力に格差があることから、その格差を前提とした上で消費者の利益の擁護を図るためのルールを定めた消費者契約法が、平成13年4月に施行されました。</p> <p>消費者契約法は、あらゆる取引分野の消費者契約(消費者と事業者の間で締結される契約(労働契約を除く。))に幅広く適用され、不当な勧誘行為があればその契約を取り消すことができるとともに、不当な契約条項については無効と定めています。</p> <p>不当な勧誘行為には、消費者を誤認させるものと消費者を困惑させるものがあります。具体的には、消費者を誤認させるものとして、重要な項目について事実と違うことを言ったり^{*1}(不実告知)、将来の変動が不確実なことを断定的に言ったり^{*2}(断定的判断の提供)、利益になることだけ言って不利益になることを故意に言わない^{*3}(不利益事実の不告知)ことが挙げられます。</p> <p>また、消費者を困惑させるものとしては、帰ってほしいと言ったのに帰らない(不退去)、帰りたいと言ったのに帰してくれない(監禁)といったことが挙げられます。</p> <p>さらに、無効となる不当な契約条項としては、事業者の損害賠償の責任を免除する条項や、消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項、消費者の利益を一方的に害する条項が挙げられます。</p> <p>消費者庁では、消費者契約に関する裁判例等の収集・分析や関係府省庁における消費者契約法や民法(債権関係)についての検討の場への参加・協力等を通じ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方についての検討を行つてきているところです。さらに、平成26年3月からは、「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を開催し、消費者契約法施行後の社会の変化(情報化、高齢化、国際化等)への対応、民法(債権関係)改正への対応及び消費者団体訴訟</p>

(注42) 平成25年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。また、平成25年6月28日に公布した食品表示法において、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされている。

制度(差止請求)における差止請求の対象を検討するため、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行っています。

このほか、消費者団体訴訟制度(差止請求)に関しては、平成25年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加されました。

また、平成25年6月に成立・公布された食品表示法において、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされています(消費者団体訴訟制度(差止請求)関係については、施策番号127番及び128番参照)。

*¹ 例えば、中古車を販売する際に事故車であることを隠して「事故歴なし」と言うなど。

*² 例えば、市場で変動するにもかかわらず「将来値上がり確実」と言うなど。

*³ 例えば、宅地を販売する際に、半年後に隣にマンションが建つことで日当たりが悪くなることを知っていて「日当たり良好」と勧誘するなど。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 42 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者契約法の運用・見直し	10	10

施策別整理表

施策番号	43
消費者基本計画における具体的な施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
実施状況	<p>特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」という。）の適用除外とされた法律の一つである電気通信事業法（昭和59年法律第86号）について、消費者委員会より「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」（平成24年12月）が出されたことを踏まえ、総務省において消費者保護ルールの見直し・充実について制度的な検討が進んでいます。また、消費者庁としても、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）の附則に基づき、特定商取引法の規定の施行の状況について、必要な検討を行っていく予定です。</p> <p>平成26年3月6日には、国民生活センターにて電気通信事業サービスに関する消費者への注意喚起を行い、併せて電気通信事業法における電話勧誘販売、訪問販売について、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定（契約時の書面交付義務、クーリング・オフ規定等）を導入すること等について総務省への提言を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	45
消費者基本計画における具体的施策	改正割賦販売法 ^(注 45) を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底することにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	割賦販売法
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>① 改正割賦販売法の適切な運用 クレジット業者等信用購入あっせん業者の過剰な信用供与による多重債務者発生を未然に防止する観点から、平成 20 年に割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)を改正し、クレジットカード発行に係る審査等に際して、申込者が支払可能であると見込まれる金額について算定し、それに応じて信用供与することとする規制を導入しました。</p> <p>割賦販売法の規制を事業者が遵守しているか等を立入検査により確認するため、経済産業省は平成 25 年度に「信用購入あっせん業者等に対する立入検査に係る基本方針(平成 25 年 6 月 28 日)」を策定しており、当該基本方針において、上記規制を遵守するための体制整備について重点的に検証することを明記しています。</p> <p>② 加盟店情報交換制度の強化 クレジット取引における悪質な加盟店による消費者被害を防止するため、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会が実施する加盟店情報交換制度において、消費者からの申出に基づく登録制度を新設し、消費者保護の更なる向上を図りました。</p> <p>③ 携帯電話機の分割払いトラブルのモニタリング スマートフォン等の高額な携帯電話機の分割払いによるトラブルが多く見られるようになったことに伴い、平成 24 年度は政府広報による注意喚起を実施したところであり、平成 25 年度もトラブル件数の増減やその内容について、継続的なモニタリングを実施しています。</p>

(注 45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた。(平成 20 年 6 月 18 日改正割賦販売法公布、平成 22 年 12 月 17 日完全施行) また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」を策定(平成 24 年 10 月 17 日施行)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 45 番	
具体的施策	改正割賦販売法 ^(注 45) を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底されることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、健全なクレジット取引の推進のため、法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	引き続き健全なクレジット取引の推進に向けた施策の実施に努めつつ、消費者委員会意見等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を検討することとしたため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	473 百万円の内数	473 百万円の内数

^(注 45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成 20 年 6 月 18 日改正割賦販売法公布、平成 22 年 12 月 17 日完全施行）また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成 24 年 10 月 17 日施行）。

施策別整理表

施策番号	46
消費者基本計画における具体的な施策	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム ^(注46) 」を着実に実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者金融市場が拡大する中で、返済能力を超えるような過剰な貸付けが行われるようになりました。その結果、返済のために別の業者から更に借り入れて借金が増え続けたり、借金苦を理由とした自殺者が出たりするなど社会問題としての多重債務問題が深刻化しました。</p> <p>これを背景とし、「貸し手」に対する所要の規制強化を図るため、いわゆる「総量規制」と「上限金利引下げ」をポイントとする改正貸金業法が平成18年12月に成立し、平成22年6月18日に完全施行されました。同改正法の成立を機に、「借り手」に対する総合的な対策を講じるため、政府は、関係大臣からなる「多重債務者対策本部」を設置しました。同本部の下で、平成19年に「多重債務問題改善プログラム^{*1}」を取りまとめ、関係府省が一体となって、多重債務者向け相談体制の整備・強化を始めとする関連施策に取り組んでいます。</p> <p>多重債務者からの相談については、各地方公共団体の多重債務相談窓口、消費生活センターや各地方財務局、関係団体等が受け付けています。</p> <p>消費者庁では、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、弁護士や金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施等、地方公共団体等が行う多重債務者対策の取組を支援しています。また、国民生活センターでは、消費生活相談員等を対象とした多重債務関連講座を開講し、その能力向上を図っています。さらに、金融庁及び消費者庁は、相談員向けの「多重債務者相談の手引き」を作成の上、全国の地方公共団体等に配布するとともに、相談員等を対象とする研修を実施しています。</p> <p>なお、ヤミ金^{*2}の取締りの強化については、ヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金業者に対する電話警告、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め等やインターネット上の無登録貸金業広告</p>

(注46) 「多重債務問題改善プログラム」は、政府及び関係機関が直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたものであり、以下の4点を柱とするものである(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)。

- ・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

の削除要請を行っています。このほか、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、ヤミ金業者が質屋営業を装い、担保価値の無い物品を質入れさせた上で、実質的に年金等を担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利等の支払を求める事案(いわゆる「偽装質屋」)に関する相談が寄せられたことを受け、消費者庁及び国民生活センターでは消費者に向けて偽装質屋を利用しないよう注意喚起を行いました(平成 25 年6月3日)。

【上記取組の実績】

- ・地方公共団体等の多重債務相談窓口の設置状況:財務局、都道府県では全て設置済み、市区町村では 1,711 市区町村(全体の約 98%)で設置済み。
- ・平成 25 年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員:341 事件、523 人(前年比 +16 事件、+53 人)
- ・平成 25 年中のヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数:30,954 件(前年比 +7,168 件、+30.1%)
- ・平成 25 年中の携帯音声通信事業者への契約者確認の求めを行う旨の報告を受けた件数:6,414 件(出資法又は貸金業法に基づくもので、警察庁が都道府県警察(生活安全部門)から報告を受けた件数)
- ・平成 25 年中のインターネット上のヤミ金融事犯広告の削除要請件数:1,657 件(前年比 +1,238 件)

*¹ 同プログラムでは、「相談窓口の整備・強化」、「セーフティネット貸付の提供」、「金融経済教育の強化」、「ヤミ金の取締り強化」の4つの柱に沿って、取り組むべき施策等がまとめられている。

*² 出資法違反(高金利等)、貸金業法違反及び貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 46 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	3	3
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9
	地方財務局 多重債務者相談窓口経費	291	291

施策別整理表

施策番号	47										
消費者基本計画における具体的施策	商品先物取引法 ^(注47) の迅速かつ適正な執行を行います。										
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	商品先物取引法										
担当省庁等	農林水産省、経済産業省										
実施時期	継続的に実施します。										
実施状況	<p>経済産業省と農林水産省では、平成 25 年度も引き続き、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)*に基づく立入検査及び監督を実施したほか、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査及び監督を実施しました。その結果、商品先物取引に関する苦情や相談の件数は減少傾向にあります。</p> <p>【商品先物取引に関する苦情受付件数】</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 21 年度</td><td>191 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>133 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>73 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>78 件</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>73 件</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 経済産業省・農林水産省の合算</p> <p>また、商品先物取引に関する委託者等の実態調査を行い、国内商品先物取引(通常取引、損失限定取引)、外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する実態を把握したところであり、当該調査の結果は、引き続き商品先物取引に関する制度立案や運用のための基礎資料として活用しています。</p> <p>* 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更された(平成 21 年 7 月 10 日公布、平成 23 年 1 月 1 日完全施行)。消費者の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入した。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)の原則禁止等についての規定を導入し、行為規制を強化した。</p>	平成 21 年度	191 件	平成 22 年度	133 件	平成 23 年度	73 件	平成 24 年度	78 件	平成 25 年度	73 件
平成 21 年度	191 件										
平成 22 年度	133 件										
平成 23 年度	73 件										
平成 24 年度	78 件										
平成 25 年度	73 件										

(注47) 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更された(平成 21 年 7 月 10 日公布、平成 23 年 1 月 1 日完全施行)。消費者の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入した。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)の原則禁止等についての規定を導入し、行為規制を強化した。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 47 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	473 百万円の内数	473 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	48
消費者基本計画における具体的施策	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	金融商品取引法第51条、第51条の2、第52条、第56条の2第1項
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	<p>①行政処分の実施状況について 今年度、投資者保護等の観点から重大な問題が認められた金融商品取引業者等17者に対し、行政処分を行い、公表しました。 そのうち、第二種金融商品取引業者(以下「二種業者」という。)に対しては6者に行政処分(登録取消等)を行いました。</p> <p>②二種業者に対する規制の見直し 平成25年4月に行政処分を行った二種業者(MRIインターナショナル)の事案も踏まえ、行政対応の充実等に資するため、以下の対応を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政令の改正を行い、契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を犯則調査の対象に追加(平成26年1月24日公布・同年1月27日施行)。 ○内閣府令の改正を行い、契約締結前交付書面の記載事項の充実及び当局に提出される事業報告書の改善(平成26年2月14日公布・同年4月1日施行)。 ○第186回国会に以下の規制を盛り込んだ金融商品取引法の改正案を提出し、平成26年5月23日に成立。 <ul style="list-style-type: none"> ・二種業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等の禁止 ・二種業者について、国内拠点の設置等を義務付けなど ○二種業者に対する検査・監督を強化するため、平成26年度機構定員の増員を要求し、監督部門、検査部門それぞれにおいて、所要の増員措置。 <p>③証券会社等における高齢顧客に対する適切な勧誘・販売態勢の確保について 平成25年10月、日本証券業協会において、高齢顧客に対する金融商品の適切な勧誘・販売態勢を確保するために自主規制規則を改正しました。これを受け、平成25年12月に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行い、監督上の留意事項を示しました(同自主規制規則と合わせて平成26年3月16日より適用開始)。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 48 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	49
消費者基本計画における具体的施策	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯は、被害者に占める高齢者の割合が依然として高く、悪質業者が高齢者を狙っている状況がうかがわれます。警察では、これら国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進しています。</p> <p>生活経済事犯を行う者は、被害金の振込先として銀行口座を悪用するほか、被害者等を信用させるためにバーチャルオフィス・商業登記を悪用するなどの事例が認められます。さらに、法により契約締結時に義務付けられている本人確認を履行せずにサービスを提供する悪質な事業者等が存在する状況が認められます。</p> <p>このような現状を踏まえ、被害回復を目的とした犯罪収益の保全のほか、被害拡大防止等に向け、口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供、金融機関に対する凍結口座名義法人情報の提供、事業者に対する解約要請、悪質な事業者の検挙、犯行助長サービスの悪用実態の継続的な把握・分析等の犯行助長サービス対策を推進しています。</p> <p>なお、警察が生活経済事犯に利用された疑いがある口座として平成25年中に金融機関に情報提供し、凍結を求めた件数は、3万4,790件でした。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 49 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	3	3

施策別整理表

施策番号	50
消費者基本計画における具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、都道府県警察では、現に犯行を繰り返す犯行グループに重点を指向し、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っています。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、都道府県警察による戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進しています。</p> <p>平成 25 年中に警察が検挙した融資保証金詐欺は、270 件(検挙人員 20 人)、架空請求詐欺は、354 件(検挙人員 156 人)でした。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 50 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センター	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	現場設定型捜査力の強化のため の資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する 市民協力の確保	2	2
	特殊詐欺に係る効率的捜査の更 なる推進	7	7

施策別整理表

施策番号	51
消費者基本計画における具体的な施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用されていることから、警察では、これらの犯行ツールの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするために、預貯金口座を売買するなどの犯罪を助長する犯罪についても取締りに当たっています。また、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化を実施しています。</p> <p>平成 25 年中に警察が検挙した融資保証金詐欺や架空請求詐欺等を助長する犯罪は、金融機関から通帳・キャッシュカードをだまし取る詐欺及びだまし取られた通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品譲り受け等は、2,031 件(検挙人員 1,115 人)、正当な理由なく有償で通帳等を譲り渡すなどした犯罪収益移転防止法(平成 19 年法律第 22 号)違反は、1,729 件(検挙人員 1,200 人)、携帯電話販売店から携帯電話端末をだまし取る詐欺は、420 件(検挙人員 275 人)、自分が契約者となっていない携帯電話端末を他人に譲り渡すなどした携帯電話不正利用防止法(平成 17 年法律第 31 号)違反は、85 件(検挙人員 57 人)でした。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 51 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センター	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	現場設定型捜査力の強化のため の資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する 市民協力の確保	2	2
	特殊詐欺に係る効率的捜査の更 なる推進	7	7

施策別整理表

施策番号	52
消費者基本計画における具体的な施策	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	警察庁では、教養資料を発出するなどして、都道府県警察に対して取締要領等について指導するとともに、都道府県警察の捜査幹部や捜査員を招集した全国規模の研修を2回開催するなどして、捜査力向上を図っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 52 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	3	3

施策別整理表

施策番号	53
消費者基本計画における具体的施策	家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組みを検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
実施状況	昨今、賃貸住宅への入居に当たり、従来の連帯保証人に代わるものとして、家賃債務保証業者による機関保証の役割・必要性が増しています。そのため、国土交通省では、家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況を踏まえ、家賃債務保証会社を利用する賃借人及び賃貸人の基本的属性、家賃債務保証会社の利用状況、家賃債務保証業に関する消費者相談内容等について、賃借人、賃貸人それぞれに対して、アンケート等による調査を行うなど、家賃債務保証の実態を把握し、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や賃借人の居住の安定を図るための必要な諸施策の検討を行っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 53 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (家賃債務保証業等の適正化支援)	450 百万円の内数	450 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	55
消費者基本計画における具体的施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号) 第19条第2号
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国土交通省では、既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、以下のような取組を行っています。</p> <p>「住まいのダイヤル」(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)において、リフォーム工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等に関する相談を含めた住宅に関する電話相談業務、リフォーム工事の見積書についての相談を行う「リフォーム無料見積チェックサービス」を実施しています。また、各地の弁護士会における「専門家相談制度」等の取組を進めています。さらに、住まいのダイヤルのウェブサイトにおいて、住まいのダイヤルや専門家相談制度で受け付けた住宅に関する悪質事案を含む代表的な相談内容と相談結果を公表しました。</p> <p>他方、消費者が安心してリフォームができるよう施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォーム瑕疵保険や、大規模修繕工事瑕疵保険、消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険等において、引き続き、これらの保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求める制度を実施し、各保険法人はウェブサイトで各登録事業者を公開しています。</p> <p>なお、登録事業者は一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のウェブサイトでも公開され、消費者は事業者選びの参考とすることができます。</p> <p>また、リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレット等で、住まいのダイヤルや、リフォーム瑕疵保険の有用性等について消費者に周知しました。</p> <p>さらに、中央建設業審議会*が作成・勧告している戸建て住宅等の比較的大規模の小さな民間工事を想定した標準的な約款(民間建設工事標準請負契約約款(乙))について、利用促進のため周知に努めています。また、見積書の交付を促進し、リフォーム工事等において見積書が手元にないことによる契約後のトラブルを防止するため、建設業者が注文者から求められた場合の見積書の「提示義務」を「交付義務」とすること等を内容とする「建設業法等の一部を改正する法律案」を平成26年3月に国会に提出し、同年5月29日に成立しました。</p> <p>このほか、国土交通省では、事業計画の認可等を通じて住宅瑕疵担保責任保</p>

険法人が行う完成保証の適正な運用について必要な助言を行いました。

* 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)等に基づき、経営事項審査の項目と基準(建設業法第 27 条の 23)や、建設工事の標準請負契約約款(建設業法第 34 条)等の事項について審議を行っている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 55 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅ストック活用・リフォーム推進 事業	1,000 百万円の内数	1,000 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	56
消費者基本計画における具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 83 条第1項第7号 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条第1項及び第 20 条
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段については、継続的に実施します。後段については、平成 25 年度に検討を行います。
実施状況	施策番号 55 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 56 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、継続的に実施します。 後段については、一部実施済み ^(注 56) であり、引き続き検討します。
見直しの考え方	平成 26 年 3 月 13 日、見積書の交付を促進し、リフォーム工事等において見積書が手元にないことによる契約後のトラブルを防止するため、建設業者が注文者から求められた場合の見積書の「提示義務」を「交付義務」とすること等を内容とする「建設業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出済みのため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅ストック活用・リフォーム推進事業	1,000 百万円の内数	1,000 百万円の内数

^(注 56) 見積書の交付を促進し、リフォーム工事等において見積書が手元にないことによる契約後のトラブルを防止するため、建設業者が注文者から求められた場合の見積書の「提示義務」を「交付義務」とすること等を内容とする「建設業法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 5 月 29 日に成立。

施策別整理表

施策番号	57
消費者基本計画における具体的施策	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号) 第22条第1項
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号55番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 57 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	58-2
消費者基本計画における具体的施策	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	老人福祉法第29条第8項
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	早期に検討します。
実施状況	<p>入居一時金の償却についての透明性を高める観点から、厚生労働省では、事業者団体や消費者関係団体、地方公共団体、国土交通省と連携して、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいへの入居を考えている消費者向けに「一高齢者向け住まいを選ぶ前にー消費者向けガイドブック」を作成し(平成24年度)、入居者が支払う金額や契約が終了した場合に返還される金額について、消費者向けに分かりやすい説明を行うことを念頭に、モデルケースを設定し、グラフや表を用いて説明を行っています。</p> <p>また、消費者向けの説明資料としての活用を促進するため、地方公共団体や事業者への送付やウェブサイトでの公開を行うなど、周知に努めています。</p> <p>なお、平成25年度の老人保健健康増進等事業において平成24年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査を行い、実態の把握に努めています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 58-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	老人保健健康増進等事業	13	13

施策別整理表

施策番号	60
消費者基本計画における具体的な施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、厚生労働省
実施時期	一部実施済み ^(注60) 。継続的に実施・引き続き検討します。
実施状況	<p>未公開株や社債の勧誘等、新たな手口による詐欺的商法に関する勧誘を巡るトラブルが増加したことから、平成22年1月に、消費者庁、警察庁、金融庁等の関係省庁からなる「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、被害の発生・拡大防止に向けた対策を検討しました。そして、「情報集約から取締りまでを一貫的かつ迅速に行う体制の構築」、「注意喚起、普及啓発の強化」、「被害の抑止・回復の迅速化に向けた制度の運用・整備のあり方の検討」を盛り込んだ対応策を取りまとめ、関係省庁が連携し、以下のとおり取り組んでいます。</p> <p>① 情報集約・共有</p> <p>平成23年6月に、警察庁、金融庁、消費者庁等の関係省庁からなる消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を申し合わせ、関係省庁等、地方公共団体、警察間で互いに関係情報を共有するなど連携を深めています。</p> <p>警察庁では、金融庁や消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報の提供を受け、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利口座凍結及び被疑者検挙に活用しています。</p> <p>金融庁、証券取引等監視委員会では、金融庁、証券取引等監視委員会、国民生活センター、日本証券業協会コールセンターに寄せられた無登録業者等の情報を収集・分析し、無登録業者の調査等に活用しています。</p> <p>② 業者への対応</p>

(注60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施(平成24年4月施行)。

消費者庁では、既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的として消費者安全法を改正し、同法に基づき、消費者に対して不当な勧誘行為等を行った事業者に対して当該行為の取りやめ等を内容とする勧告を2件実施しました（平成23年度）。

警察では、詐欺的商法による新たな消費者被害の事案に対する取締りを重点的に、未公開株取引や社債取引等をめぐる事件で被疑者を検挙しています。

また、この種の事犯等を敢行する者は、被害金の受渡しに銀行口座や私設私書箱を利用するほか、被害者等を信用するためにバーチャルオフィス・商業登記を利用するなどの状況が認められることから、利用されたサービスの実態把握、口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供、金融機関に対する凍結口座名義法人情報の提供、宅配便事業者に対する被害金送付先リストの提供及び公表、事業者に対する解約要請等を推進しています。

さらに、この種の事案等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため取締りを推進し、口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反を検挙しています。

また、金融庁では、無登録で金融商品取引業を行っていた者152先事業者、及び虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29先、無届けで有価証券の募集を行っていた者1先に対して、警告書を発出しました。あわせて、金融庁と証券取引等監視委員会は、これらの業者等について、社名等を公表しました（平成25年度）。

このほか、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者）による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て（2件）を実施しました（平成25年度）。

③ 注意喚起・普及啓発

消費者庁、警察庁、金融庁では、政府広報を活用した注意喚起や地方公共団体や関係機関等の協力を得た普及啓発活動を展開しています。平成25年度には、金融庁では「公的機関の職員を装った投資勧誘等に関する注意喚起」と題した政府広報（ラジオ番組等）を通じて、様々な手口による詐欺的商法への注意を呼びかけました。

また、近年、高齢者を狙った消費者トラブルが増加していることを受け、消費者庁、警察庁及び金融庁は、平成24年度に引き続き、平成25年9月から政府広報（テレビCM、新聞広告、インターネット、ポスター「おしだそう！高齢者詐欺！」等）を通じて被害の未然防止に向けた啓発と相談窓口の周知に取り組みました。

政府広報による活動のほかでは、既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的として消費者安全法が改正され、消費者庁は同法に基づき、未公開株等の取引を利用した事案について注意喚起（いずれも事業者名公表）を5件実施し、消費者の注意を喚起しました。

また、高齢消費者を悪質な電話勧誘から守るために、岩手県、千葉県及び大分県の市町村（5地域）で、①高齢者522世帯に定期的に電話をかけて問合せや注意喚起を行うことを内容とする電話による見守りを行うとともに、②その内238世帯で通話を録音するなどして被害の抑止を図るモデル事業を実施しました。この他、地方公共団体等が主体的に行う施策の成果も含め、合計20事例を分析・検証して、全国で同様の取組の改善・高度化を促すため、地方公共団体向けの手引を作成しました。

金融庁では、投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、平成25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレ

ット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請しました。

また、金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、平成25年8月、当庁ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」などへの投資について注意喚起を行いました。

④ 制度の運用・整備の在り方の検討

金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げ等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行されています(罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月)。

適格機関投資家等特例業務※の要件を充足しないファンドを運営するような悪質な業者自体を排除すべく、届出記載事項の追加等の法令改正による規制強化を行い、併せて金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点を整備し、平成24年4月から施行されました。

問題となったファンド業者(第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)の事案も踏まえ、金融商品取引法施行令の改正を行い、ファンド業者が契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を、犯則調査の対象に追加しました(平成26年1月24日公布・同月27日施行)。また、クラウドファンディングの制度整備に際して、投資者保護のためのルールを盛り込んだ金融商品取引法等改正法案を国会に提出し、平成26年5月23日に成立しました。

既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法の一部を改正する法律が平成24年8月に成立し、平成25年4月1日から施行されました。消費者庁は改正消費者安全法に基づき、地方公共団体が消費者安全法の運用に参加する働きかけとして、消費者の財産被害に係る事態が発生した場合に地方自治体の長等が行うこととができる事務について地方自治体に同意を求め、地方自治体の長が行うこととする事務の範囲等を定める告示の改正(平成25年4月1日官報公示・同日施行及び平成26年2月17日官報公示・平成26年4月1日施行)を行いました。これにより、消費者の財産被害に係る事態が発生した場合に改正消費者安全法に基づく立入調査等の事務を行うことについて同意した地方自治体は延べ1都2府29県11政令市になります。

* 通常、ファンド業務(ファンドの運用や販売勧誘)を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要だが、一定の要件を満たすことにより、簡易な届出のみで、ファンド業務を行うことができる。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、厚生労働省
実施時期	一部実施済み ^(注 60) 。継続的に実施します。
見直しの考え方	平成 25 年度に改正消費者安全法の施行、金融商品取引法施行令の改正があつたため。 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)を所管する厚生労働省を担当省庁に加えることが適当と考えられるため。

平成 25 年度関連予算(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センター	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	現場設定型捜査力の強化のための資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2
	特殊詐欺に係る効率的捜査の更なる推進	7	7
消費者庁	高齢消費者の二次被害防止モデル事業	26	26
	消費者安全法(財産事案)の執行	35 百万円の内数	35 百万円の内数

(注 60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは平成 23 年 6 月、その他の項目は同年 11 月施行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施(平成 24 年 4 月施行)。③消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の改正を実施(平成 25 年 4 月施行)。④問題となったファンド業者(第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)の事案も踏まえ、金融商品取引法施行令の改正を行い、ファンド業者が契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を、犯則調査の対象に追加(平成 26 年 1 月 24 日公布・同月 27 日施行)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60-4 番	
具体的施策	適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて、金融商品取引法の政令・内閣府令の整備を行うに当たっては、投資家保護のための適切な措置を講じます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	適格機関投資家等特例業務については、平成 26 年度中に措置を講じます。 投資型クラウドファンディングについては、平成 26 年度から 27 年度前半にかけて検討し、措置を講じます。
重点施策との関連	関連の有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 関連重点施策番号 : 16

施策別整理表

施策番号	60-2
消費者基本計画における具体的な施策	CO2排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	なし
担当省庁等	消費者庁、金融庁、経済産業省、環境省
実施時期	引き続き検討します。
実施状況	<p>CO2排出権取引に関する相談の多くは、CFD※(差金決済)取引の複雑な仕組みやリスクを十分に理解できないまま、必ずもうかる、元本を保証する、環境問題に貢献できるなどといった勧誘により契約してしまい、多額の損失を被ったというものです。</p> <p>平成 23 年1月頃から相談が寄せられ始め、現在は月に数十件の相談を受けるまでに急増しています。この状況を受け、国民生活センターは、同年9月に相談事例を踏まえた手口公表を行いました。政府広報では、平成 24 年10月に引き続き、平成 25 年9月に高齢者のトラブルを未然に防止するための広報を実施し、消費生活に潜む危険の手口の一つとして紹介しています。</p> <p>また、CFD取引に係るサービスの提供等、CO2排出権の取引の形態によっては、特定商取引法の規制対象となる場合があり、消費者庁では平成 24 年6月に同法違反で取引業者を行政処分するなど、適切な法執行を行っています。</p> <p>さらに、消費者庁、金融庁、経済産業省、環境省の4省庁では、CO2排出権に関する制度や消費者からの相談の実態、類似の取引に対する規制の状況等について情報・意見を交換する場を設けて、この問題に対して連携して取り組んでいます。</p> <p>平成 25 年3月には、警察庁を含む5省庁でリーフレットを作成し、被害の多い高齢者を中心とした一般消費者に向けた意識啓発を行いました。</p> <p>しかし、全国の消費生活センター等に寄せられる相談件数は、平成 22 年度には 57 件であったものが、平成 23 年度には 652 件、平成 24 年度には 809 件と急増し、平成 25 年度には 709 件と前年度よりやや減少したものの、依然として多数にのぼっています。このことから、引き続き、様々な方法で消費者に意識啓発を継続するとともに、CO2排出権取引に関する制度や消費者被害の実態等を踏まえ、効果的な対策を検討しています。</p>

* Contract For Difference の略。差金決済取引とは、現物の受け渡しをせず、売買の利益や損失のみを決済する取引。市場価格を指標に、証券会社など取扱業者と顧客が相対取引を行い、買った時の価格より高く売れば差金をもら

	い、低く売れば差金を支払う。
--	----------------

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	国内排出量取引推進事業	520 百万円の内数	520 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	60-3
消費者基本計画における具体的な施策	消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者安全法第2条第5項第3号、第2条第8項、第38条第1項及び第2項、第40条第4項など
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します ^(注 60-3) 。
実施状況	消費者の財産被害に係る隙間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法(平成 25 年4月1日施行)の厳正な執行に努め、平成 25 年度は7件の注意喚起及び2件の勧告を行いました。

^(注 60-3) 平成 25 年 4 月 1 日に、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の一部改正法が施行。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全法(財産事案)の執行	35 百万円の内数 (施策番号 60 の再掲)	35 百万円の内数 (施策番号 60 の再掲)

施策別整理表

施策番号	62
消費者基本計画における具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止命令の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	金融商品取引法第 187 条、第 192 条、第 198 条第 8 号、第 207 条第 1 項第 3 号
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	施策番号 60 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	証券取引等監視委員会ではこれまで、「差止命令の申立て」と「禁止命令等の申立て」は同義とし、両方の文言を使用してきたが、平成 25 年度から公表資料では「禁止命令等の申立て」に表記を統一することとなったため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	63
消費者基本計画における具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
実施状況	<p>改正貸金業法の施行状況については、同法の完全施行(平成22年6月)に際し、金融庁、消費者庁及び法務省において、施行後の状況をフォローするため、関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ました。近年、貸金業者から5件以上の無担保無保証借入れの残高がある人数が大きく減少していること(平成19年3月:171万人→平成26年3月:17万人^{※1})や、多重債務を理由とする自殺者数も減少していること(平成19年:1,973人(全自殺者数3万3,093人)→平成25年:688人(全自殺者数2万7,283人)^{※2})、金融庁・財務局等・日本貸金業協会における貸金に関する1日当たりの相談・苦情件数が減少してきていること(平成22年6月:304件→平成25年12月157件)等を踏まえれば、改正貸金業法が多重債務者対策の上で相応の効果があったものと認識しています。</p> <p>そのほか、クレジット取引における悪質な加盟店による消費者被害を防止するため、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会が実施する加盟店情報交換制度において、消費者からの申出に基づく登録制度を新設し、消費者保護の更なる向上を図りました。</p> <p style="text-align: center;"><small>*¹ 出典:株式会社日本信用情報機構 *² 出典:警察庁統計</small></p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 63 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9

施策別整理表

施策番号	64
消費者基本計画における具体的な施策	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成24年12月18日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 第三十七条
担当省庁等	金融庁、財務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、金融庁では、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとにウェブサイトにおいて公表しています(平成25年度においては、平成25年4月、7月、10月、平成26年1月に公表)。</p> <p>振り込め詐欺等の被害者に対する返金率の向上については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の最終取りまとめ(「預保納付金の具体的な使途について」)において、引き続き、振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。平成24年に引き続き、返金率の向上に向けた取組の一環として、①平成25年8月から平成26年3月31日までの間、返金制度に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知、②平成25年11月、視覚障害者向け音声広報CDによる政府広報を実施しました。また、平成25年5月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度をうたった不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のウェブサイト上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施しました。なお、返金率は、平成24年度が78.4%、平成25年度が78.3%となっており、法施行当初(平成20年度:55.8%、平成21年度:43.4%)と比較すると、被害者救済はより一層進んでいるものと考えられます。</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業(犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与事業、犯罪被害者等支援団体に対する団体助成事業)は、公益財団法人日本財団を当該事業の担い手として決定し、平成24年12月18日より開始されました。</p> <p>平成25年8月から平成26年3月31日までの間、犯罪被害者等支援事業に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 64 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
金融庁	振り込め詐欺救済法に係る業務 に関する経費	3	3

施策別整理表

施策番号	65
消費者基本計画における具体的な施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第9条
担当省庁等	金融庁、警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成24年10月、金融機関から「スキミング※等により不正に入手したカード情報から偽造キャッシュカードを作製し、他人の預貯金を引き出す手口の犯罪が増加している」との情報が警察に寄せられました。それらの被害の多くで特定の企業が発行する磁気ストライプカードが悪用されていることが判明し、また、それらのカードは誰もが自由に、かつ、大量に入手できる方法で配布されていたため、警察では、同企業を始めとした関係団体に対して配布方法の見直し等を要請しました。</p> <p>また、被害状況から暗証番号設定式の貴重品ボックスを設置するゴルフ場等でのスキミングがうかがえたことから、同年12月、関係団体に対して、ゴルフ場における不審者に対する声掛け、受付時の利用客に対する貴重品ボックス利用時の注意喚起(キャッシュカードの暗証番号とは違う番号の設定)等の防犯対策の強化を要請しました。</p> <p>さらに、銀行ATMのカード挿入口に取り付けられたスキマーや防犯カメラを偽装した暗証番号盗撮用の小型カメラによってカード利用に関する情報を不正に入手する事案が発生したことから、金融機関に対して、ATMコーナーにおける警戒の強化、利用者に対する注意喚起の徹底、ICキャッシュカードの更なる普及促進等について要請しました。</p> <p>金融庁では、同庁ウェブサイトにて、キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施しているほか、平成25年5月、8月、11月、平成26年2月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表しました。</p> <p>それとともに、平成25年7月、平成24年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめの上、公表しました。当該調査によると、ICキャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加するなど、金融機関による情報セキュリティ向上への取組が着実に実施されています。</p> <p>加えて、平成25事務年度の監督方針に、偽造キャッシュカード等への対応など、金融機能の不正利用の防止を重点事項として明記し、検証しました。</p>

* 真正なカードのデータを、スキマー(磁気情報読取装置)を用いて読み取る行為。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 65 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	66
消費者基本計画における具体的な施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	金融庁、警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害者の多くは高齢者であり、また、被害金の多くはATMや金融機関の窓口を利用して出金又は送金されているのが実態です。これらを踏まえ、警察では、被害を未然に防止するため、金融機関に対し、窓口職員等による高齢者を中心とした顧客に対する声掛けの徹底を要請しています。同時に、「金融機関職員による声掛けは、警察の要請に基づき実施している」旨を記載した説明文書や声掛け用のチェックリストの金融機関への提供、金融機関と連携した声掛け訓練等を行っており、その結果、声掛けによる特殊詐欺被害の阻止率は年々上昇しています。</p> <p>さらに、特殊詐欺による被害額を最小限に抑えるため、平成21年3月、警察庁から全国銀行協会に、平成25年1月には全国信用金庫協会に対し、それぞれの協会加盟金融機関における1日当たりATM利用限度額の初期設定を引き下げるよう要請し、これまでに多くの金融機関でATMの利用限度額が引き下げられています。</p> <p>このほか、金融庁では、平成25事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等への対応など、金融機能の不正利用の防止を重点事項として明記し、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証しました。また、平成26年2月、警察庁や全国銀行協会と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行いました。加えて、上記活動の一環として、関係団体に対して、会員企業等の職員の皆様に周知いただくよう依頼しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
金融庁	振り込め詐欺救済法に係る業務 に関する経費	3	3

施策別整理表

施策番号	67-2
消費者基本計画における具体的な施策	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて(平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ)
担当省庁等	消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁
実施時期	<p>一部実施済み^(注 67-2)。</p> <p>引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。</p>
実施状況	<p>平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、電力会社各社から電気料金値上げ認可申請が相次いでおり、平成25年度は、平成24年度の東京電力、関西電力及び九州電力に引き続き、東北電力、四国電力、北海道電力及び中部電力の料金認可の手続きが行われました。これらの料金認可にあたっては、所管省庁(経済産業省)における審査の後、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議の了承を得たうえで、料金改定を認可しました。この過程において、経済産業省の「電気料金審査専門小委員会」に消費者の代表が委員として参画するほか、公聴会(経済産業省主催)や消費者との意見交換会(消費者庁、消費者委員会主催)の場の設置、消費者委員会からの意見聴取など、消費者参画の実質的な確保のための取組を行いました。また、消費者庁において、消費者利益の擁護の観点から重要であると考えられる事項を取りまとめたチェックポイントを作成・公表し、消費者庁と所管省庁(経済産業省)との協議に活用しました。</p> <p>また、消費者基本計画(施策番号 67-2)に掲げられた、公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保(具体的な施策②)、および、据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施(具体的な施策③)については、平成24年11月に設置された消費者委員会の公共料金等専門調査会(以下「専門調査会」という。)において、本施策の進捗状況や専門調査会での議論を踏まえて、平成25年7月に今後取り組むべき課題と検討すべき論点を示した「公共料金等専門調査会報告」を取りまとめました。なお、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う公共料金等の改定に関しては、平成25年8月の物価担当官会議申合せ「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」により、公共料金において消費税転嫁をどのように行うべきかについて、各公共料金に共通する基本的な考え方を整理しました。この申合せに基づき、重要な公共料金等で消費</p>

(注 67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組の方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会(座長:古城 誠 上智大学法学部長)による各省庁ヒアリングを実施したため。

税率引上げに伴う料金改定申請等がされたものについては、消費者委員会からの意見聴取や物価問題に関する関係閣僚会議の了承を得たうえで、料金改定を認可等しました。(25 グラム以下の定形郵便物及び信書便物の料金の上限の改定については平成 25 年 11 月 29 日了承。JR 旅客会社、民鉄大手 15 社、東京地下鉄及び 6 大都市の公営地下鉄の運賃、東京大手民営バス 9 社及び 6 大都市の公営バスの運賃、東京都特別区に係るタクシーの運賃、製造たばこの小売定価の改定については平成 26 年 2 月 28 日了承)

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 67-2) 。 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。
見直しの考え方	公共料金等専門調査会の座長の所属に変更があったため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	公共料金の透明性の確保に必要な経費	8	8

^(注 67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組の方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部教授）による各省庁ヒアリングを実施したため。

施策別整理表

施策番号	68
消費者基本計画における具体的な施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	警備業法第19条
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディーガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の需要も拡大するなど、国民生活に幅広くサービスを提供しています。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も担っています。こうした警備業が果たす役割を踏まえ、警察では、警備業法(昭和47年法律第117号)に基づき、警備業者に対する指導監督を行い、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っています。</p> <p>警備業に対する社会的な需要が拡大する中で、警備業務の内容や契約の対価、解除等の条件に関する説明がなかったなど、契約時における警備業者の説明が不十分であることに起因する苦情が数多く発生したため、平成16年の警備業法の改正で書面の交付に関する規定(第19条)が新設されました。これにより、警備業者は依頼者に対し、契約の成立前に書面を交付して重要事項を説明しなければならず、また、後日の紛争を防ぐため、契約締結後に契約内容を記載した書面を交付しなければならないこととされ、警備業務の依頼者の保護が図られました。</p> <p>各都道府県警察は、警備業法第19条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や定期立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を行い、さらには、違反業者に対して行政処分を実施するなど、警備業者に対する指導監督を継続的に実施しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 68 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	69・73
消費者基本計画における具体的施策	<p>食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示の在り方、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえて、関係者の理解を得ながら策定を行います。</p> <p>栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品表示法第4条、附則第2条
担当省庁等	消費者庁
実施時期	食品表示法公布後2年以内の施行に向け、同法に基づく食品表示基準の策定等必要な取組を実施します ^(注73) 。
実施状況	<p>食品一般について、その内容に関する情報の表示ルールを定めた法律として、現在、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法があります。これら3法に基づき複数の表示基準が定められ、それらの基準に従って表示が行われていますが、制度が複雑であるとともに、用語の定義が異なるなど分かりにくいものとなっていました。</p> <p>このため、一元的な法律を制定することにより、3法の複雑なルールを統合するなど食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を構築するため、消費者庁では平成23年9月より、学識経験者、消費者団体、事業者団体等で構成される「食品表示一元化検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)」を立ち上げ、平成24年8月に報告書を取りまとめました。同報告書では、食品表示は、消費者の安全の確保や自主的かつ合理的な選択の機会の確保など消費者基本法に掲げられた消費者の権利の実現を図る上で重要な役割を果たすものであることを前提として、食品表示の一元化のための新法の立案に向けた基本的考え方を示しています。また、これまで事業者の任意とされていた栄養表示に関しては、近年の生活習慣病等の増加、その対応策としての適切な食事と運動の重要性、海外における栄養表示の義務化の動き等を踏まえ、栄養表示を事業者に義務付けることが適当とされました。</p> <p>こうした報告書の内容をもとに、食品表示を一元化する法律の立案を行い、平成25年4月5日に「食品表示法案」として閣議決定し、国会に提出されました。その後、衆議院、参議院での審議を経て成立し、同年6月28日に公布されました。</p> <p>食品表示法に基づく新たな食品表示基準策定に当たっては、消費者委員会食品表示部会及びその下に設置された3つの調査会(栄養表示に関する調査会、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会、加工食品の表示に関する調査会)において、平成25年11月より審議が行われているところです。</p> <p>食品表示基準の策定に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品及び事業者の分類に従って整序するとともに、食品の性質等に照ら

(注73) ブラントス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。平成23年8月に、「栄養成分表示検討会報告書」を取りまとめ。

	<p>し、できる限り共通ルールにまとめる、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す、・ 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す、等の策定方針に基づき、様々な立場の御意見を広く伺いながら、消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定するよう努めることとしています。
--	--

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 69・73 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	70・75
消費者基本計画における具体的施策	加工食品の原料原産地表示、中食・外食へのアレルギー表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示などの個別課題についての表示基準の見直しについては、順次検討を進めます。
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	新たな食品表示基準の策定について目途がついた段階から検討を実施します。
実施状況	<p>平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月にかけて消費者庁において食品表示一元化検討会を開催し取りまとめた食品表示一元化検討会報告書（平成 24 年 8 月 9 日）における今後の検討課題としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工食品の原料原産地表示 ・ 中食、外食やインターネット販売の取扱い ・ その他の個別の表示事項（遺伝子組換え表示など） <p>が示されたところです。</p> <p>一方で、平成 25 年 6 月 28 日に公布された食品表示法は、公布の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、同法に基づく食品表示基準は、同法の施行までに策定する必要があります。</p> <p>このため、まずは、法の施行に間に合うよう食品表示基準策定に優先的に取り組み、今後の検討課題については、食品表示基準策定のめどがついた段階から順次検討を行っていくこととしています。それらの検討に先立ちはまずは、諸外国の表示ルールの調査や事業者ヒアリング等について、並行的に進められるものから実施しているところです。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 70・75 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	71
消費者基本計画における具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行された原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第4条、第8条
担当省庁等	消費者庁、国税庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。（平成23年7月施行）
実施状況	<p>平成20年9月、非食用として流通した、いわゆる事故米穀が食用に不正転売され、米菓や焼酎等の原材料に紛れ込み、加工された商品が一般に流通していたことが明らかとなり、農林水産省の「米流通システム検討会」での検討を踏まえ、平成21年4月に米トレーサビリティ法が成立しました。同法では、対象事業者に、平成22年10月から取引等の記録の作成・保存が、平成23年7月から原料米に関する産地情報の伝達が、それぞれ義務付けられました。</p> <p>具体的には、小売店等で販売されている米飯類、だんごや米菓、清酒、焼酎等、米を使った加工品については、容器・包装や店頭等に原料米の産地が明記、又は産地情報を知ることができる方法（ウェブサイトや電話番号等）が記載されているので原料米の産地を知ることができます。また、外食店で提供される米飯類については、店内掲示、メニューへの記載、店員への問合せ等の方法で知ることができます。</p> <p>農林水産省及び国税庁では、米トレーサビリティ法に基づく米穀等に係る産地情報の伝達状況の確認等のため、米穀事業者に対する巡回立入検査等を全国で実施し、制度の定着を図っています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	76
消費者基本計画における具体的施策	消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による『健康食品』の表示等の在り方に関する建議を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項(法解釈の指針)を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	景品表示法、健康増進法
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み ^(注76) 。 引き続き検討します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成21年11月から平成22年7月まで、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、同年8月にその論点整理を取りまとめたところです。この論点整理を踏まえ、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性の検討に当たっての基礎調査として、平成23年度に「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題を示しました。また、平成23年6月に「特定保健用食品の表示に関するQ&A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその考え方を示しました。さらに、特定保健用食品の審査の透明性、公平性の確保のため、平成24年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施しました。本事業の結果を受け、消費者庁では特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正を予定しています。</p> <p>また、健康食品の表示等に関する執行の強化として、平成23年6月以降、通年的にインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある表示について、事業者に対し改善要請を行うとともに、薬事法を所管する厚生労働省担当部署との間で、連絡会議を設置し、連携を深めています。</p> <p>健康食品の表示の適正化に向けた取り組みとしては、平成25年7月に食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置するとともに、同年12月には、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を公表し、健康食品の表示・広告に関する考え方や判断基準を明らかにしました。</p>

^(注76) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。 ^(注 76) 引き続き検討します。
見直しの考え方	平成 25 年7月1日付けで当庁表示対策課に、食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

^(注 76) 平成 25 年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室が設置された。

施策別整理表

施策番号	76-2
消費者基本計画における具体的施策	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省、農林水産省
実施時期	平成 25 年度に検討を開始し、平成 26 年度に実施します。
実施状況	規制改革実施計画(平成 25 年6月 14 日閣議決定)及び日本再興戦略(平成 25 年6月 14 日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示できる新たな方策について、平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施することとされています。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に関して企業が適切なフォローアップを行う制度を検討することとしています。消費者庁では「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を 2013 年 12 月より開催しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	77
消費者基本計画における具体的施策	いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、健康や栄養に関する健康増進法に基づく健康食品等の表示については、平成24年5月に消費者向けパンフレット(「おしゃべりラベルくん」)を作成し、制度の普及・啓発に取り組みました。同パンフレットでは、栄養表示のみではなく、栄養成分の含有量が規定の範囲内にある食品について、栄養成分の機能表示ができる規格基準型の栄養機能食品制度や、食生活において利用することで、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる個別評価型の特定保健用食品制度についても紹介しています。同パンフレットについて、海外の方にもわかるよう、平成24年10月に、英語版をHPに掲載しました。</p> <p>また、平成25年2月に事業者へいわゆる健康食品の表示についての再周知を行い、消費者に対して摂取量等の情報が正しく適切に提供されるよう取組みました。</p> <p>加えて、平成25年度は厚生労働省との共催により、全国3か所で意見交換会を開催し、いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等に関して、消費者の正確な理解のためのリスクコミュニケーションに取り組みました。</p> <p>厚生労働省は、健康食品による健康被害情報を収集し、5件の事案について関係機関及び必要に応じ報道機関を通じて消費者に対し注意喚起を行いました。さらに、これらの注意喚起の内容を同省ウェブサイトに掲載し、消費者に対して情報提供を行いました。また、平成24年度の「いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究」の成果を踏まえ、平成25年度は、一部の地方公共団体で試行を行いました。その結果を踏まえ、平成26年度の研修において改善を行う予定としています。</p> <p>そのほか、必要に応じ講演会等に出席し、いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図り、正しい知識の普及啓発を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	153 百万円の内数
	消費者安全啓発推進経費	7百万円の内数	7百万円の内数

施策別整理表

施策番号	78
消費者基本計画における具体的施策	<p>食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>JAS法に基づいて実施する地方農政局等の職員による食品事業者に対する巡回調査(年間約 3.3 万件)については、当該事業者の表示違反の状況等を踏まえ、調査対象を重点化するなど、監視業務の実効の確保を図っています。</p> <p>また、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる科学的な検査手法(分析件数は年間約 6,000 件以上)を活用した食品表示の監視を強化するため、地方農政局等の職員が行う巡回調査の一部について、同センターと合同での立入検査を実施しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 78 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	産地表示適正化対策事業委託費	20	20

施策別整理表

施策番号	79
消費者基本計画における具体的な施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援すること等により、関係法令の効果的な執行を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、警察庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品表示に関する取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」(「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承(平成19年12月17日))において、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置するよう決定されました。同会議は、関係機関の連携の促進として、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講じるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進めることを目的としています。</p> <p>平成20年2月に第1回食品表示連絡会議が開催されてから、これまで6回開催されました。なお、平成25年度においては、ホテル・レストランでのメニュー偽装問題などが発生したことを受け、これら喫緊の問題に適切に対応していくため、食品表示連絡会議の枠組みとは別に、同年11月、「食品表示に関する関係省庁執行官会議」を開催し、関係省庁間の情報共有や連携強化を図りました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	79-2
消費者基本計画における具体的施策	食品表示法を実効的なものとするため、問い合わせ対応等のワンストップ体制等を早急に整備します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食品表示法 附帯決議
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく食品の表示制度を統合した「食品表示法」が平成25年6月28日に公布され、公布の日から2年を超えない範囲で施行されることとなっています。</p> <p>新しい食品表示制度について、事業者等からの相談件数も増加することが予想されることから、食品表示法の附帯決議において「問い合わせ対応等のワンストップサービス等を早急に実現すること」が求められております。</p> <p>そのため、消費者庁では平成25年度は、食品表示法における全国説明会を開催し、さらに各種行政機関等への説明会にも積極的に参加することで、食品表示法への理解の促進を図りました。今後も問い合わせ対応等の拡充を進めていく予定です。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	152 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	80
消費者基本計画における具体的な施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>正しい表示は、取引を行う上での基本となるものです。消費者は、商品を購入したりサービスを利用したりする場合、その表示を基に選択しているため、その表示に嘘や偽りがあると、自主的かつ合理的な選択ができなくなってしまいます。</p> <p>景品表示法は、消費者にその商品・サービスについて実際のもの又は競争事業者のものより著しく優良又は有利であると誤認される表示を禁止しています。同法に違反する行為があれば、事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令・指示する行政処分(措置命令)等^{*1}を行っており、消費者庁では、平成 25 年度に 45 件の措置命令を行いました。</p> <p>また、消費者庁、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等及び都道府県景品表示法主管課では、同じく景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品・サービスに関する表示の方法等について、事業者等からの相談に応じています。なお、消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等^{*2}では、平成 25 年度に 2 万 649 件の相談を受け付けています。</p> <p>このほか、消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者約 50 名に「電子商取引表示調査員」を委嘱し、インターネット上の広告表示の調査を委託して、電子商取引監視調査システムを通じて問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受けています。電子商取引表示調査員からの報告は、景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用しています。</p> <p>特に、平成 25 年度に行った行政の監視指導体制の強化に向けた取組としては、農林水産省の協力を得て、同省の食品表示Gメン、米穀流通監視官等に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を行っていただくべく、平成 26 年2月 26 日に消費者庁への併任発令を行ったことのほか、都道府県知事に措置命令権限等を付与すること等を盛り込んだ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を同年3月 11 日に国会に提出し、同年6月 6 日に成立しました。</p>

*¹ 都道府県知事は、景品表示法違反があると認めるときはその行為の取りやめなど必要な事項を指示することができ、平成 24 年度には 29 件、平成 25 年度には 64 件の指示を行っている。

*² 公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等において、調査業務、相談業務等を行っている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 80 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	告示・運用基準の制定・改廃等関係	2	2
	電子商取引表示監視調査システム関係	2	2
	商品・サービスの表示に関する実態調査関係	15	15
	景品表示法等に関する相談業務関係	6	6
	景品表示法情報ネットワーク等の運用	7	7
	景品表示法違反事件調査関係	52	52
	食品表示監視調査システム関係	0	50

施策別整理表

施策番号	81
消費者基本計画における具体的施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成12年4月に施行された住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づき、住宅の性能を客観的に評価し表示する住宅性能表示制度を同年10月より開始しました。</p> <p>具体的には、耐震性、劣化対策及び省エネルギー対策等、外見や簡単な間取り図からでは分かりにくい住宅の基本的な性能について共通ルールを定め、住宅の性能を等級や数値等で表示し、比較しやすくなるものです。</p> <p>表示項目については、これまでに次のとおり評価内容の充実が図られてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年8月 シックハウス対策の充実のための項目を追加 ・平成14年12月 既存住宅について同制度の利用開始 ・平成18年4月 防犯性能の評価・表示を開始 ・平成19年4月 免震建築物等の評価・表示を開始 <p>現在、新築住宅については最大10分野32項目にわたって評価が行われます。</p> <p>平成25年度においては、次のとおり制度の充実を図る見直しを行い、平成27年4月から施行されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備を含めた一次エネルギー消費量を評価する基準の導入 ・液状化に関する参考情報の提供を行う仕組みを導入 ・現在9分野27項目である必須項目の範囲について、4分野9項目に見直し <p>平成25年度の住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書の交付戸数の割合は、23.6%となっています。</p> <p>国土交通省では、ウェブサイトやパンフレット等を活用し情報提供を行うなど、制度の普及活動を実施しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	住宅性能表示制度の普及促進	1	1

施策別整理表

施策番号	82
消費者基本計画における具体的な施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規定等の改正を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	家庭用品品質表示法第3条第1項
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>家庭用品の品質表示については、家庭用品品質表示法に基づき、対象商品や表示を行う事項が定められています。対象となるのは、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に当たって、品質を識別することが難しく、かつ、識別することが特に必要と認められるもので、平成25年度末時点で、90品目となっています^{*1}。</p> <p>消費者庁では、同法第4条に基づき事業者に対して「指示」^{*2}を行っているほか、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、同庁のホームページ上で消費者への注意喚起を行っています^{*3}。</p> <p>平成25年度には、平成22～23年度に実施した同法に関する調査・検討会の結果を踏まえながら、消費者目線に立って、同法の雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、取扱上の注意等の表示による安全への配慮を促すために、表示の標準として製品の取扱上の注意表示を新たに追加する改正を行いました。</p> <p>また、これに加えて、経済産業大臣から「エアコンディショナー」その他の表示の標準に関する改正の要請を受けたことを踏まえ、併せて改正を行いました</p>

^{*1} 例えば、繊維製品では糸、ズボン、下着等。合成樹脂加工品では台所器具等。電気機械器具では電気洗濯機、電子レンジ等。雑貨工業品では合成洗剤、なべ等。

^{*2} 平成23年度に4件、平成24年度に9件、平成25年度に20件(平成26年3月31日時点)。

^{*3} 平成23年度に21件、平成24年度に12件、平成25年度に13件(平成26年3月31日時点)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 82 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。 「規制改革実施計画」 ^(注 82) で定められた時期を踏まえ、検討します。
見直しの考え方	平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「規制改革実施計画」に、家庭用品品質表示法の対象品目及び表示の標準の見直しに関する事項も含まれており、その内容と整合を図るため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	表示の設定、普及、遵守状況調査	1	1

^(注 82) 規制改革会議が平成 26 年 6 月 13 日に行った「規制改革に関する第 2 次答申」（「家庭用品品質表示の国際整合化」（指定品目及び表示内容の見直し等）を含む。）を踏まえ、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定。

施策別整理表

施策番号	83
消費者基本計画における具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>ピッキング等の特殊開錠用具を使用した住宅侵入犯罪が多発していたことを受け、住宅侵入犯罪に使用されるおそれの高い用具の所持等を禁止するとともに、建物に侵入して行われる犯罪の防止を図る目的で、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)が平成15年6月に成立しました。</p> <p>同法第7条に基づく国家公安委員会告示では、建物錠の製造業者や輸入業者に対し、建物錠のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要な指定建物錠(シリンダー錠、シリンダー、サムターン)について、その防犯性能等を表示すべき事項として定めています。</p> <p>また、警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、防犯性能の高い建物部品(錠、ドア、ガラス、サッシなど)の開発を促進すると同時に、同部品の目録を作成の上、公表しており、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるようになっています(目録掲載数:17種類 3,252品目(平成26年3月末時点))。</p> <p>なお、指定建物錠や防犯性能の高い建物部品に関する情報は、警察庁の侵入犯 犯罪 防止 対策 ウェブ サイト「住まいの防犯 110番 (http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html)」や関係団体のウェブサイトに掲載するなどして消費者に提供しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 83 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	指定建物錠の防犯性能等の表示 内容に関する検証委託	1	1

施策別整理表

施策番号	84
消費者基本計画における具体的施策	電気通信サービスの広告表示に関して、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況、不適切な広告表示に対する取組状況を注視するとともに、利用者に分かりやすいものとするため、更なる検討を促します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省では、近年のインターネット、携帯電話の発展普及に伴う諸問題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で速やかに具体的な対応策を検討するため、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」を開催し、その下で開催された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」において、平成24年9月に「スマートフォン安心安全強化戦略を取りまとめました。同戦略においては、利用者視点を踏まえたサービス品質、エリア等の表示について指摘がなされています。</p> <p>同省では、通信速度の表示に関して、同戦略における指摘等を踏まえ、総務省では、同年11月から「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を開催し、第一次報告書案を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。本報告書案では、通信事業者共通の統一的な計測項目・条件、事業者中立性が確保される実施プロセス、実証実験で検証すべき事項に加え、計測結果の公表及び広告等の利用者への情報提供手法の方向性について提言が行われています。</p> <p>こうした提言を踏まえ、同省では、平成26年度に統一的な計測項目・条件について実証実験による検証を行い、計測手法等を確定するとともに、その後、通信事業者により速やかに本手法に基づく実効速度の分かりやすい情報提供が行われるよう、電気通信サービス向上推進協議会※において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の改訂等が行われるよう取組を促進していく予定です。</p> <p>また、人口カバーエリアの表示に関して、同戦略における指摘等を踏まえ、同協議会において、より利用者の実感になじむ算出方法への統一化に向けたルール策定及び上記ガイドラインへの反映に向けた対応が行われています。</p> <p>※ 平成19年11月に設立された。一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の4団体により構成されている。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 84 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	85
消費者基本計画における具体的な施策	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策(適合性評価制度の構築・運用を含む。)を実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済産業省では、平成 25 年度も消費者への標準化※知識の普及啓発及び消費者の日本工業規格(JIS)開発審議への効率的な参加の促進のために、同省委託事業として、消費者のための標準化セミナーを全国で計 15 回開催しました(約 1,000 名参加)。</p> <p>平成 25 年度は、標準化への関心を喚起してもらう事とともに、消費者の安全・安心、消費生活になじみ深い以下の JIS(現在策定に向けて検討中)の普及・啓発活動を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯記号表示 ・子ども服(ひも、フード部位)安全性基準の策定 <p>また、国の審議会である日本工業標準調査会へは消費者代表者として、合計 16 名が参加し、消費者の立場から標準化・認証に関する審議を行いました。</p> <p>※ 標準化とは、様々な事象を統一化すること。例えば、乾電池や紙のサイズの標準化のように、標準化は日常生活の利便性向上に寄与しているが、日頃から標準化を気にすることはないことから、日常生活と標準化との関わりについて経済産業省は普及啓発を行っている。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 85 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	社会環境整備型規格開発事業	64 の内数	64 の内数

施策別整理表

施策番号	86
消費者基本計画における具体的な施策	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組を行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施する。
実施状況	平成26年2月には、「計量法関係法令の解釈運用等について」(平成25年6月最終改正)の一部見直しを行いました。具体的には、計量法(平成4年法律第51号)第2条第4項の政令で定める特定計量器の一つタクシーメーターについて、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関連する特別措置法改正を受けてその定義を見直し、新たな定義は関係地方公共団体等と共有する一方、当省WEBを通じて広く周知も行いました。さらに、タクシーメーター、温度計、燃料油メーター等 10 器種の特定計量器及び特殊容器製造業に関する省令等関連法令の整備を実施しました(平成26年5月1日公布を予定)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	法定計量関連調査事業	24	24
	法定計量関係経費	10 百万円の内数	10 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	87
消費者基本計画における具体的な施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	<p>一部実施済み。</p> <p>「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。</p>
実施状況	施策番号 87-2 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>実施済み。</p> <p>(消費者教育推進会議が取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」は、「消費者教育の推進に関する法律」第9条に基づく、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に反映され、引き続き現在の消費者教育推進会議において課題を検討しているため(施策番号 87-2 参照。))</p>
見直しの考え方	<p>消費者教育推進会議(※)が取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」は、「消費者教育の推進に関する法律」第9条に基づく、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に反映され、引き続き現在の消費者教育推進会議において課題を検討しているため(施策番号 87-2 参照)。</p> <p>(※)当該推進会議は、消費者庁決定(平成22年11月12日)による会議である。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	87-2
消費者基本計画における具体的な施策	消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者教育の推進に関する法律第19条
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、「消費者教育推進会議」を設置しました(第19条)。同会議の事務は、①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②基本方針に関し、意見を聞くこととなっていきます。同会議は、いわゆる「8条機関」の審議会※であり、委員は消費者、事業者、教育関係者及び消費者団体、事業者団体、学識経験者などから20名を任命しており、任期を2年としています。</p> <p>同法では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定(第9条)することとされています。同基本方針は、消費者庁と文部科学省において案を作成し、消費者教育推進会議や消費者委員会の意見を聴くとともに、パブリックコメント等を踏まえ、平成25年6月28日に閣議決定しました。閣議決定と同時に「地方公共団体における消費者教育の事例集」を作成し、公表しました。また、消費者庁と文部科学省との共催により、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政部局及び教育委員会担当者を対象とした、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に関する研修会を開催(7月19日)しました。</p> <p>同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」については、新たに専門委員を任命し、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会(消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会)で12月から検討し、各小委員会の検討状況については、平成26年3月に開催した第6回消費者教育推進会議で報告されました。これらを踏まえて、更に消費者教育の推進を図ります。</p> <p>なお、「今後検討すべき課題」は、引き続き、各小委員会で検討し、平成27年2月に取りまとめることとしています。</p>

* いわゆる「審議会」は、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の「法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる」との規定を根拠に行政

	機関に設置される。
--	-----------

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>一部実施済み^(注 87-2)</p> <p>基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討する。</p>
見直しの考え方	<p>「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成 25 年 6 月 28 日に閣議決定し、同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」について、消費者教育推進会議に置かれた 3 つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で 12 月から検討を開始し、平成 27 年 2 月に取りまとめることとしている。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育推進会議	11	11

^(注 87-2) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成 25 年 6 月 28 日閣議決定。また、平成 25 年 12 月から、同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」について、消費者教育推進会議に置かれた 3 つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討を開始。

施策別整理表

施策番号	88
消費者基本計画における具体的施策	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、特に学校・社会の様々な場面で消費者教育を実施している方々の支援を主な目的に、消費者教育に関する様々な情報を提供する場として、消費者庁のウェブサイト上に消費者教育ポータルサイトを運営しています (http://www.caa.go.jp/kportal/index.php)。</p> <p>同ポータルサイトには、関係機関で作成された教材や実践事例に関する情報が一元的に集約されています。</p> <p>平成 25 年1月に公表した「消費者教育の体系イメージマップ」の領域やライフステージの内容に変更などを行ったことにより、結果として、アクセス数が増えました。</p> <p>平成 26 年3月末時点で、教材が 800 件、各地域での実践事例に関する情報が 364 件、講座等に関する情報が 624 件、合計 1,788 件の情報が掲載されています。</p> <p>なお、平成 25 年 6 月 28 日に閣議決定された、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の別紙「今後検討すべき課題」中「消費者教育ポータルサイトの掲載基準等」について、消費者教育推進会議の情報利用促進小委員会で検討しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 88 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育ポータルサイトの活用	4	4

施策別整理表

施策番号	90
消費者基本計画における具体的な施策	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁と文部科学省では、消費者教育推進法に基づく、消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定)の策定にあわせて、各都道府県及び政令指定都市宛てに「消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定について」を通知し、周知するとともに、消費者教育の推進に関する施策の実施に尽力いただくよう依頼しました。</p> <p>また、消費者庁と文部科学省との共催により、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政部局及び教育委員会担当者を対象とした、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に関する研修会を開催(平成 25 年 7 月 19 日)しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 90 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進 事業	17	17

施策別整理表

施策番号	92
消費者基本計画における具体的施策	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	文部科学省では、平成 22 年度に大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成しました。平成 25 年度には、フォローアップとして、取組状況調査を行いました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 92 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進 事業	17	17

施策別整理表

施策番号	93
消費者基本計画における具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>学校教育においては、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことを理念としています。</p> <p>また、平成 18 年に改正された教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)において、教育の目標として、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが規定されました。</p> <p>これらを踏まえ、平成 20 年及び平成 21 年に改訂された小・中・高等学校の学習指導要領において、社会科及び公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実しました。改訂された学習指導要領は小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から全面実施され、高等学校では平成 25 年度から年次進行で実施されています。</p> <p>また、文部科学省では、学習指導要領に基づく指導の一層の充実を図るために、平成 25 年度に、教育委員会関係者等を対象とする全国的な会議で新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図りました。</p> <p>さらに、消費者教育に関する教科横断的なカリキュラムの開発や教材の開発、教員研修等について調査研究を実施したほか、消費者教育フェスタを開催し、優良な取組事例を全国で共有しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 93 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	学校教育における消費者教育の推進	8	8

施策別整理表

施策番号	94
消費者基本計画における具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み ^(注94) 。 継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成 24 年度に消費者庁が作成した小学生向け消費者教育副教材を活用した授業を行った都内の小学校2校を訪問し、この副教材の活用方法や意見等について情報交換を行いました。</p> <p>金融庁では、平成 24 年 11 月から、金融庁金融研究センターの下で、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を開催、議論を重ね、平成 25 年 4 月 30 日に報告書を公表し、最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15 項目)を提示しました。</p> <p>4分野・15 項目をわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、他のガイドブック(基礎から学べる金融ガイド)等と併せて、全国の教育機関や地方公共団体等へ配付したほか、必要に応じて講師を派遣するなど、学校における金融経済教育の推進に取り組んでいます。総務省では、子ども達のICTメディアをより主体的・能動的に扱う能力(ICTメディアリテラシー)を育成するため、平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材「伸ばそうICTメディアリテラシーワーク! わかる!これがネットだ」をウェブサイト上に公開するとともに、平成 22 年度に開発した新たな教材を平成 23 年 4 月から公開しています(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)。</p> <p>さらに、平成 23 年度から公開した新たな教材については、指導資料中にインターネットやメールなどを利用する際の留意点等を記載し、学校や家庭等における話合いのきっかけ作りに使えるようにしました。</p> <p>法務省では、ウェブサイト上に法教育に関する教材を公開するとともに、消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、平成 23 年度には 2,992 回、101,447 名に対して法教育の出前授業を実施しました。</p>

(注94) 平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に担当省庁等において教材等を作成。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 94 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 94) 。 継続的に実施します。
見直しの考え方	平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度に担当省庁等において教材等を作成したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育用教材の作成	12	12
金融庁	金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	5	5
	金融知識等普及施策経費	13	13
法務省	法教育の推進	6 百万円の内数	6 百万円の内数

^(注 94) 平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度に担当省庁等において教材等を作成。

施策別整理表

施策番号	95(92)
消費者基本計画における具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>文部科学省では、平成 22 年度、消費者教育に関する取組の実態を把握するため、全国の大学等に対して、「消費者教育に関する取組状況調査」を行い、この結果も踏まえながら、大学等における消費者教育の在り方について検討を行い、その成果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」としてまとめました。さらに、同指針を、全国の大学・短期大学・高等専門学校に配布したほか、平成 23 年度には、この成果を踏まえた教職員向けパンフレットを作成し、学内での消費者教育の啓発等のため、全国の大学等に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載し、広く周知を図っています。</p> <p>また、毎年度、複数の地域で開催されている「学生指導研修会」等の大学等が主催する会議等において、大学等の教職員に対し消費者トラブルについて注意喚起を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 95(92)番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進 事業	17	17

施策別整理表

施策番号	96
消費者基本計画における具体的施策	<p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。</p> <p>特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、年間を通じて新しい教材や取組等の情報の登録を行うなど、消費者教育ポータルサイトの充実を図っています。また、高齢者・障害者の消費者被害が増加傾向にあり、地域における幅広い主体による見守りが重要であることから、見守りの担い手向け視聴覚教材を作成しました。</p> <p>公正取引委員会では、平成 25 年度には、一日公正取引委員会を8回、消費者セミナーを 49 回、独占禁止法教室を 141 回(中学 54 回、高校 14 回、大学・大学院 73 回)開催しました。このほか、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布しました。消費者セミナーや独占禁止法教室の参加者からのアンケート結果では、「満足」、「おおむね満足」との回答が消費者セミナーについては 64%、独占禁止法教室については 88%と良好な結果が得られており、地域における消費者教育の推進に寄与しています。</p> <p>金融庁では、平成 24 年 11 月から、金融庁金融研究センターの下で、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を開催、議論を重ね、平成 25 年 4 月 30 日に報告書を公表し、最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15 項目)を提示しました。</p> <p>また、4分野・15 項目を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、他のガイドブック(実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック)等と併せて、全国の地方公共団体等に配付したほか、必要に応じて地域で開催される講座等へ講師派遣などを行っています。</p> <p>さらに、金融庁と財務局の主催で、一般の方々を対象として、金融経済教育の重要性を内容とした、「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を開催(全国5か所)しました。</p> <p>法務省では、ウェブサイト上に法教育に関する教材を公開するとともに、消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、平成 25 年度には 2,992 回、101,447 名に対して法教育の出前授業を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 96 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育ポータルサイトの活用	4	4
公正取引委員会	独占禁止法教室	2	2
	一日出張事務所	4	4
	消費者との対話	1	1
金融庁	金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	6	6
	金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	2	2
	金融知識等普及施策経費	13	13
法務省	法教育の推進	6 百万円の内数	6 百万円の内数
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進事業	17	17

施策別整理表

施策番号	97
消費者基本計画における具体的施策	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	一部実施済み ^(注97) 。 継続的に実施します。
実施状況	<p>文部科学省では、消費者教育の一層の推進を図るため、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、平成22年度より消費者教育フェスタを開催しており、平成25年度は、消費者庁主催の地方消費者グループ・フォーラムと連携して、札幌、名古屋、千葉の3か所で開催しました。</p> <p>消費者教育推進法の基本理念の一つである学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における多様な主体の連携を確保しつつ、効果的な消費者教育を推進するために、それぞれの主体が取り組むべきことや、連携・協働による消費者教育の在り方等について、札幌会場では、ワールド・カフェ、名古屋会場では、学校及び社会教育施設における消費者教育として実践事例発表及びミニパネルディスカッションなどを実施しました。千葉会場では、1日目は、千葉市立轟町小学校及び中学校において、「100年以上続く、伝統芸能の動物ものまね芸を通じて考える『消費者市民社会』」と題した、演芸家によるトークイベントや、小学校・中学校での消費者教育の授業実践の公開、企業・団体等(19団体)によるデモンストレーション授業などを実施し、2日目は、千葉市民会館において、「連携・協働による消費者教育の推進」をテーマに、パネルディスカッションなどを実施しました。</p> <p>(札幌・名古屋・千葉消費者教育フェスタには延べ944名が参加。)</p>

^(注97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催(神戸、東京)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 97 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 97) 。 継続的に実施します
見直しの考え方	平成 25 年度も札幌、名古屋、千葉で、関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進 事業	17	17

^(注 97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催(札幌、名古屋、千葉)。

施策別整理表

施策番号	98
消費者基本計画における具体的な施策	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>地域における消費者教育については、公民館等の社会教育施設を始めとして、金融・保険・税金や消費者問題といった各種の講座等が開催されています。</p> <p>文部科学省では、平成 22 年度、社会教育における消費者教育の基本的な方向性をまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を取りまとめたほか、平成 23 年度には、家庭における消費者教育の推進を図るため、親子を対象とした実践者向けの「消費者教育実践の手引き」及び親子向け消費者教育教材「マナビといっしょにおつかいすごろく」を作成しました。</p> <p>さらに、毎年度、全国(平成 25 年度は 14 会場)で社会教育主事講習※を実施し、消費者教育の講義を行うなど、地域における消費者教育の促進に取り組んでいます。</p> <p>※ 社会教育主事となり得る資格を付与することを目的として、全国の大学及び国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで実施される講習(約 40 日間)。社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 98 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
文部科学省	連携・協働による消費者教育推進 事業	17	17

施策別整理表

施策番号	99
消費者基本計画における具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	総合法律支援法第7条
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>日本司法支援センター(法テラス)では、消費者トラブルを始めとした法的トラブルを解決するための相談窓口情報を利用者に提供するために、全国の関係機関・団体の約2万4,500の窓口情報を整備し、紹介・取次ぎ・転送・予約の方法により、関係機関・団体と連携しています。</p> <p>利用者にとって適切かつ利便性のある窓口情報を提供するため、全国の地方事務所等において、年1回以上地方協議会を開催したり、日頃から他機関が主催する研修会、協議会等へ参加したりするなどして、関係機関等との意見交換、情報共有等を行い、より緊密な連携・協力関係の構築に努めています。</p> <p>また、平成23、24年度に引き続き、平成25年度も、被災者への支援として、消費者庁及び地元自治体と協力して、宮城県南三陸町、同山元町、同東松島市、岩手県大槌町、福島県二本松市、福島県広野町、岩手県大船渡市において、複数の分野の専門家によるワンストップのよろず相談会を実施しました。</p> <p>このほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報については、消費者庁の「事故情報データバンクシステム」への登録を行って、消費生活上の事故の再発・拡大を防止するための情報を提供しています(事故情報データバンクへの登録は、6件)。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 99 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	15,507 百万円の内数	15,507 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	100
消費者基本計画における具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ウェブサイト、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 15 年頃から融資保証金詐欺や架空請求詐欺が顕在化し、オレオレ詐欺と同様、電話等を利用して短期間に不特定多数をだます詐欺として抑止対策の必要性が認識されるようになりました。それ以降、警察庁及び都道府県警察では、ウェブサイトや防犯講話等を通じて最新の手口や発生状況について注意すべきポイントを示すなどして、情報提供や注意喚起を行っています。</p> <p>平成 23 年5月には、東日本大震災に便乗した融資保証金詐欺の発生を踏まえ、警察庁と中小企業庁が連携して、自営業者が多く加盟する中小企業団体に向けたメールによる注意喚起を実施しました。また、これらの詐欺を行う犯人グループの多くは、各種名簿を悪用して犯行を繰り返していることから、警察では、平成 24 年7月から、捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、民間委託したコールセンターからの電話連絡や警察官による戸別訪問等により注意喚起するなどの取組を実施しています。</p> <p>平成 25 年度も引き続き、ウェブサイト、防犯講話、被害防止キャンペーン等を通じて、最新の手口や発生状況について情報提供や注意喚起を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 100 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
警察庁	高齢者犯罪被害防止データ集約 作業	16	16

施策別整理表

施策番号	101
消費者基本計画における具体的施策	生活経済事犯について、国民が自主的に被害を回避できるよう、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警察庁では、国民が自主的に被害を回避できるよう、生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進しています。</p> <p>具体的には、利殖勧誘事犯被害の防止及び被害回復を図るため、平成 25 年 5 月、リーフレットを作成した上、警察庁ウェブサイトに掲示し、悪質商法にあわないための注意喚起等を行っています。また、政府広報を通じて、最近の利殖勧誘事犯の現状を 국민に伝え、被害の未然防止のための広報啓発活動を実施しています。</p> <p>さらに、保健衛生事犯被害の防止を図るため、警察庁ウェブサイトにおいてインターネット上で無承認医薬品の購入に対する注意喚起を行っています。加えて、不正商品対策協議会が作成した模倣品・海賊版撲滅に向けた広報啓発用ポスターを都道府県警察に配布し活用するよう指示しているほか、平成 25 年 11 月、不正商品対策協議会が主催するキャンペーンを後援し、当該キャンペーンに警察庁担当者を派遣して知的財産権の保護等を訴えるなど、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発活動を権利者等と連携しつつ推進しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 101 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	102
消費者基本計画における具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)第4条
担当省庁等	総務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座(e-ネット安心講座)を全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を、平成18年度から全国において実施してきました。</p> <p>平成26年3月末までの間に、延べ8,428件の講座が開催され、延べ111万人以上が受講しています。また、平成25年度は過去最多の実施件数(平成26年3月末時点で2,073件)となりました。</p> <p>なお、平成21年4月1日施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成24年7月6日)が決定され、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施することとされています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 102 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	8 の内数	8 の内数

施策別整理表

施策番号	103
消費者基本計画における具体的施策	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、景品表示法の普及・啓発、同法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する講習会、研修会等に同庁職員を講師として派遣しています。</p> <p>平成 25 年度は、消費者団体、事業者団体及び国・地方公共団体が全国各地で開催する講習会等に、計 69 回講師を派遣しました。また、景品表示法について分かりやすく解説したパンフレットを配布することを通じた普及・啓発活動も行っています。</p> <p>平成 25 年 12 月 19 日には、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について(案)」を作成・公表しました。同案については、公表日から平成 26 年 1 月 27 日までの期間においてパブリックコメントの手続に付すとともに、同月 27 日には意見交換会を開催し、多数の御意見を頂戴いたしました。これらいただいた御意見を検討し、平成 26 年 3 月 28 日に、成案である「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を策定・公表を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 103 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発 関係	6	6
	景品表示法等に関する相談業務 関係	3	3

施策別整理表

施策番号	104
消費者基本計画における具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるよう、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国土交通省では、消費者が安心して住宅等のリフォームができるよう、施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォーム瑕疵保険や大規模修繕工事瑕疵保険、消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう、検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険などにおいて、引き続き、これらの保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求める制度を実施し、各保険法人はウェブサイトで各登録事業者を公開しています。</p> <p>なお、登録事業者は一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のウェブサイトでも公開され、消費者は事業者選びの参考とすることができます。また、リフォーム支援制度を紹介したガイドブックで、登録事業者を公開しているウェブサイトについて消費者に周知しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 104 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅ストック活用・リフォーム推進 事業	1,000 百万円の内数	1,000 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	105
消費者基本計画における具体的施策	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 25 条第1項
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>内閣府では、食品の安全性、栄養、食習慣等の情報提供を、食育の一環として推進し、関係省庁等と連携しながら次の①及び②を実施しています。</p> <p>① 国民運動としての「食育」</p> <p>食育基本法及び第2次食育推進基本計画(平成 23 年3月食育推進会議決定)に基づき、関係府省庁等が連携しつつ、家庭、学校、地域等において国民運動として食育を推進しています。</p> <p>内閣府では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、平成 24 年5月に「食育ガイド」を作成し、普及啓発を図っています。</p> <p>②食育月間及び食育の日</p> <p>第2次食育推進基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施し、食育推進運動の一層の充実と定着を図ることとしています。</p> <p>また、同計画では、毎月 19 日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開し、地方公共団体、関係団体等による食育の促進を図ることとしています。</p> <p>平成 25 年度の食育月間の実施に際し、内閣府では、「食育月間」実施要綱を策定し(内閣府特命担当大臣決定)、食を通じたコミュニケーション、バランスの取れた食事、望ましい生活リズム、食を大切にする気持ち及び食の安全の5つを重点事項として定めるとともに、全国規模の中核的な行事として、広島県との共催により「第8回食育推進全国大会」を開催し(平成 25 年6月)、約2万7千人の来場がありました。</p> <p>食品安全委員会では、ウェブサイトやメールマガジン等での情報提供のほか、ジュニア食品安全ゼミナール等の実施を通じた食品安全に関する必要な情報の提供を行いました。</p> <p>消費者庁では、「第8回食育推進全国大会」において、リスクコミュニケーションとして、ミニステージ「疑問と不安にお答えします…食品と放射能Q&A」を各日1回行うとともに、「食品と放射能Q&A」や食品表示に関するパネルの展示、パンフレット等の配布を通じた普及啓発を行いました。</p> <p>文部科学省では、ウェブサイトでのPR等の広報媒体を通じた普及啓発を行い</p>

ました。

厚生労働省では、関係団体等を通じた普及啓発を行うとともに、ウェブサイト等での情報提供を行いました。

農林水産省では、地域の実情に応じた食育活動や食材提供の場を活用した食育活動に対する支援を通じて、「日本型食生活」の実践を促す取組のほか、農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームの活動についての情報提供等を行いました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 105 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品ロス削減に係る取組	4 500 百万円の内数	4 500 百万円の内数
	食品に係るリスクコミュニケーションの実施	35 百万円の内数 (一般会計) 19 百万円の内数 (復興特別会計)	35 百万円の内数 (一般会計) 19 百万円の内数 (復興特別会計)
内閣府	食育推進経費	38 百万円の内数	38 百万円の内数
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	26	26
厚生労働省	食品の安全についての消費者等とのリスクコミュニケーションの推進	9	9
農林水産省	食材提供等の場を活用した食育実践活動事業	375	375
	消費・安全対策交付金	2,096 百万円の内数	2,096 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	106
消費者基本計画における具体的な施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	老人福祉法第32条、第32条の2
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>厚生労働省では、高齢者の権利擁護の推進を図るため、市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業、市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業が積極的に実施されるよう、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成26年2月25日開催)などで都道府県等に対して事業の周知を行いました。</p> <p>また、厚生労働省のウェブサイトに市民後見推進事業等を実施している市区町村等の取組事例等を掲載し、情報提供を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	成年後見制度利用支援事業	62,335 百万円の内数	62,335 百万円の内数
	市民後見推進事業	3,169 百万円の内数	3,169 百万円の内数
	高齢者権利擁護等推進事業	3,169 百万円の内数	3,169 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	106-2
消費者基本計画における具体的施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業、及び都道府県又は市町村による成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う成年後見制度普及啓発事業の実施等により、障害者の権利擁護の推進を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>厚生労働省では、成年後見制度利用支援事業として、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する有用であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を補助しています。</p> <p>このほか、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援しており、障害保健福祉関係主管課長会議(平成26年3月7日開催)などで都道府県等に対して効果的・効率的に事業を実施するよう周知を行っています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	成年後見制度利用支援事業	46,000 百万円の内数	46,000 百万円の内数
	成年後見制度法人後見支援事業	46,000 百万円の内数	46,000 百万円の内数
	成年後見制度普及啓発	46,000 百万円の内数	46,000 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	106-3
消費者基本計画における具体的な施策	高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センター、消費生活センター等の様々な経路も活用し、制度の周知を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁より平成26年2月に発行した「ハンドブック消費者2014」において、高齢者を中心に悪質商法による被害が増加していることを踏まえて、成年後見制度に関する解説として、本人に一定額以上の財産がある場合の適切な財産管理方法について新たに記載するなどの工夫を施し、記載内容を充実させました。</p> <p>さらに、国民生活センター発行の「くらしの豆知識」平成26年版において、「セカンドライフ、どう生きる」と題する章を設け、成年後見制度などを取り上げて分かりやすく解説しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	107
消費者基本計画における具体的施策	介護支援専門員(ケアマネジャー)及び訪問介護員(ホームヘルパー)を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成 18 年6月 15 日老発 0615001 号) 介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)(平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号)
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。(各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。)
実施状況	各都道府県において、介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の向上を含む研修を継続的に実施しました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 107 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	介護支援専門員資質向上事業	109	109

施策別整理表

施策番号	108
消費者基本計画における具体的施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等をとりまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表しており、同庁では、各府省庁において消費者団体関係者から委員等の選任を検討する必要がある場合等に、消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用できるよう協力しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 108 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	109
消費者基本計画における具体的施策	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	消費者庁を始めとする関係府省等では、消費者からの情報・相談を受け付ける体制をそれぞれ整備しており、国民からの情報・相談等に適切な対応を行っています。主な相談等窓口と平成 25 年度の実績は別表のとおりです。また、消費者庁では、全国の消費生活センター等の相談窓口の相談員からの同庁の所管法令に関する法令解釈照会や改善提案等を受け付ける専用窓口として、「相談員の窓」を平成 24 年4月 1 日に設置しており、常時対応しています。

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等	実績(件/月)
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口を案内する	消費者庁	0570-064-370	25,710件／月
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける	消費者庁	03-3507-9262	約70件／月
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える	消費者庁	03-3507-9160	約222件／月
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	03-6234-1177	約66件／月
審査局管理企画課 情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける	公正取引委員会	03-3581-5471	—
公正取引委員会 官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける	公正取引委員会	03-3581-5471	—
警察相談専用電話 「#9110」番	犯罪の未然防止など生活の安全を守るために相談等に応じる。	警察庁	#9110	—
金融サービス利用者相談室(金融円滑化ホットラインを含む)	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける	金融庁	0570-016811 (ナビダイヤル) 03-5251-6811 (IP電話・PHS)	約3,397件／月
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況におかれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える	金融庁	下記ウェブサイト参照 (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/2013)	約108件／月

			0222-1a.html)	
ディスクロージャー・ホットライン	金商法上の開示義務違反等にかかる情報収集を目的としている	金融庁	03-3506-6156 (FAX)	5件／月
証券取引等監視委員会情報提供窓口	証券市場に関する一般の投資家等から寄せられる情報を受け付ける	金融庁(証券取引等監視委員会)	03-3581-9909	533件／月
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける	金融庁(証券取引等監視委員会)	03-3506-6627	2件／月
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける	総務省	03-5253-5900	回答可能になり次第記入
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う	農林水産省	03-3591-6529	約400件／月
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービスについて、消費者からの苦情、相談、問い合わせなどを受け付け、助言や情報提供等を行う	経済産業省	03-3501-4657	回答可能になり次第記入
国土交通行政ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける	国土交通省	03-5253-4150 03-5253-4192 (FAX)	約1,100件／月
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 (http://www.env.go.jp/moemail)	380件／月

※上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことが出来ないものも含まれます。

詳細は個別に御確認下さい。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 109 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

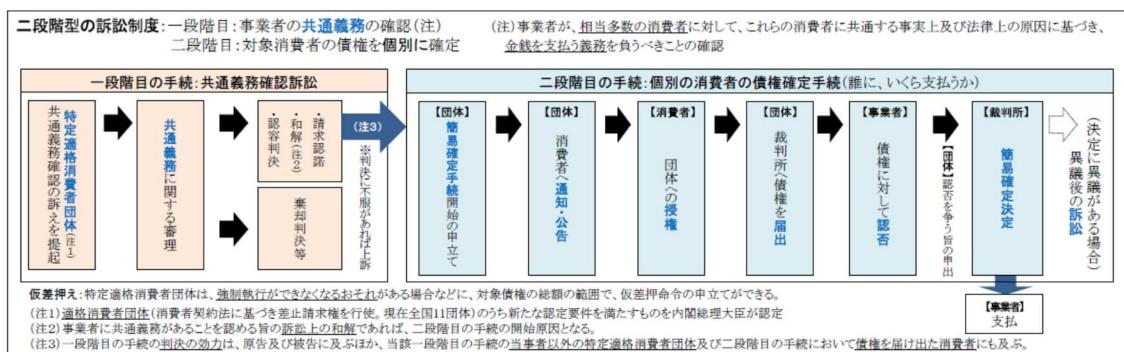
施策番号	110
消費者基本計画における具体的施策	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはぐ奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項
担当省庁等	消費者庁、法務省
実施時期	<p>一部実施済み^{(注110-1)(注110-2)}。</p> <p>国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</p> <p>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、更に検討します。</p>
実施状況	<p>多くの消費者事件では、消費者と事業者の間の情報の質・量や交渉力の格差や訴訟に関する費用や労力のため、消費者が自ら被害回復を図ることが困難な場合が多いものと考えられます。</p> <p>消費者庁では、このような消費者被害の回復を図りやすくするために、新しい訴訟制度について検討を行い、平成25年4月19日に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案を国会に提出しました。同法案は同年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。この法律では、二段階型の訴訟手続を新設することとしています。</p> <p>具体的には、まず、①一段階目の手続で、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、消費者契約(消費者と事業者の間で締結される契約)に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者がこれらの消費者に対し、共通する原因に基づき金銭を支払う義務(共通義務)を負うべきことの確認を求める訴えを提起し、②一段階目で特定適格消費者団体が勝訴した場合、個々の消費者が二段階目の手続に加入し、簡易な手続によって、それぞれの請求権の有無や金額を迅速に決定する、というものです。</p> <p>また、消費者の債権の実現を保全するため、特定適格消費者団体による仮差押命令の申立ての仕組みが設けられています。</p> <p>現在、消費者庁では、この法律の施行に向けた準備を行うとともに、消費者団体訴訟制度(被害回復)の周知・広報に取り組んでいるところです。</p> <p>これに加え、消費者庁は平成23年10月以降、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を開催し、①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について検討を行ってきました。</p>

(注110-1) 平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」が成立(平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行)。

(注110-2) 平成25年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。

<p>同研究会は、平成 23 年 12 月に①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について取りまとめを行いました。これを踏まえて、平成 24 年 2 月 14 日に、多数の消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年 8 月 29 日に成立しました。</p> <p>改正消費者安全法に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から、多数消費者に生じた重大な財産被害に関する「隙間事案」への行政措置が導入されています。</p> <p>また、②行政による経済的不利益賦課制度及び③財産の隠匿・散逸防止策については、平成 24 年 2 月以降、考えられる制度・手法等について議論を行い、平成 25 年 6 月に報告書を取りまとめました。同報告書で挙げられた事項のうち、②に関しては、同年 12 月 9 日に、不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について、内閣総理大臣名で消費者委員会に諮問がなされたところです。</p> <p>これを受け、現在、消費者委員会に設置された「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」において議論が行われているところです。</p>

(図表)



平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 110 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>一部実施済み^(注 110-1)^(注 110-2)。</p> <p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策を含め、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について附則に基づく検討を行うなど円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、消費者団体訴訟制度(被害回復)の周知・広報に取り組みます。</p> <p>景品表示法への課徴金制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動を萎縮させることができないよう配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為(不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む。)や主観的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。</p>
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立し、公布されたため。 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が成立し、同法第4条により、同法施行後1年以内に、景品表示法への課徴金制度の導入について必要な措置を講ずることとされたため。なお、同法に付された衆議院・参議院の附帯決議においても、課徴金制度の導入について速やかな法案提出が要請されている。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	被害救済制度の導入	6	6
	財産被害防止・救済の施策の検討	9	9

^(注 110-1) 平成 24 年 8 月 29 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」が成立(平成 24 年 9 月 5 日公布、平成 25 年 4 月 1 日完全施行)。

^(注 110-2) 平成 25 年 12 月 4 日、消費者裁判手続特例法が成立(平成 25 年 12 月 11 日公布(平成 25 年法律第 96 号)、公布の日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)。

施策別整理表

施策番号	111
消費者基本計画における具体的施策	多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>多重債務相談については、各地方公共団体の多重債務相談窓口や消費生活センター、関係団体等が受け付けています。消費者庁では、「地方消費者行政活性化基金」※1を通じ、弁護士や金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施等、地方公共団体が行う多重債務者対策の取組を支援しています。また、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」※2の事例集においても、府内で一体となって多重債務問題に取り組んでいる地方公共団体の例を掲載し、その普及を図っています。</p> <p>また、国民生活センターでは、消費生活相談員等を対象とした多重債務関連講座を開講し、その能力向上を図っています。平成25年度は、64コース中1コースで多重債務関連講座を実施しました。</p> <p>※1 平成21年から平成23年までの3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援するために、平成20年度第2次補正予算(150億円)及び平成21年度1次補正予算(78億円)で措置された地方消費者行政活性化交付金により各都道府県に造成された基金。その後、平成24年当初予算(5億円)、平成24年度補正予算(60.2億円)、平成25年度当初予算(5億円)を措置した。続いて、平成25年度補正予算(15億円)を措置するとともに基金の活用期間を延長し、平成26年度予算(30億円)を上積し、当初予算における大幅な増額を実現した。</p> <p>※2 「地方消費者行政現況調査」などとともに、「現場」の声から地方消費者行政の現状と課題を分析し、中長期的な展望に立った地方消費者行政の目指す姿を描きながら、「集中育成・強化期間」後における地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の方向性として、「消費者庁の取組」と「自治体への期待(提言)」を示すもの。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 111 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者行政活性化基金	500 百万円の内数	2,000 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	112
消費者基本計画における具体的な施策	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>政府は、自殺対策基本法及び同法に基づく「自殺総合対策大綱」(平成 24 年 8 月 28 日閣議決定)の下、自殺対策を総合的に推進しており、同大綱に基づき、国、地方公共団体、関係団体、民間団体で連携して、総合的な対策の強化を図っています。</p> <p>平成 25 年度においては、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働し、国を挙げて自殺対策を推進するため、「自殺総合対策会議」の下に新たに「自殺対策官民連携協働会議」が設けられ、同会議において関係機関・団体等による取組状況についての報告等が行われました。</p> <p>また、自殺予防週間(9月 10 日から 9月 16 日)及び自殺対策強化月間(3月)において、各種の啓発活動を行うとともに、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等と連携して、こころの健康、多重債務及び法律に関する相談などの支援策を重点的に行いました。</p> <p>なお、平成 25 年の年間自殺者数は、2 万 7,283 人となり、平成 24 年と比べて 575 人減少しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 112 番	
具体的施策	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	平成24年8月に自殺総合対策大綱の見直しが行われており、現在では、見直し後の大綱に基づく取組を推進しており、「見直し後」という表記が不要であるため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
内閣府	自殺対策推進経費	205	1,835

施策別整理表

施策番号	113
消費者基本計画における具体的な施策	国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続(ADR)を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	独立行政法人国民生活センター法第10条第6号
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 20 年の国民生活センター法の改正により、国民生活センターでは、平成 21 年4月から、独立して職権を行う公正・中立な紛争解決委員会を設置し、消費者紛争のうち、その解決が全国的に重要である紛争(重要消費者紛争)について解決を図る裁判外紛争解決手続(以下「ADR※」という。)を実施しています。</p> <p>平成 25 年度の紛争解決委員会への申請件数は 151 件あり、平成 24 年度と同数で推移しています。制度開始以来これまで実質的に手続が終了した事案(却下・取下げを除いた 573 件)のうち約 6 割強の 367 件で和解が成立しました(平成 26 年3月末時点)。</p> <p>また、国民生活センター法第 34 条に基づき、地方公共団体との適切な役割分担及び連携の確保を図るため、都道府県・政令指定都市の苦情処理委員会等の実施状況等に関する情報交換を行いました。</p> <p>他のADR機関との連携に関しては「生命保険協会ADRとの情報交換会」(平成 25 年6月4日)、「証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)との意見交換会」(平成 25 年 12 月 18 日)、「原子力損害賠償紛争解決センターとの意見交換会」(平成 26 年 2 月 4 日)を開催し、国民生活センター法第 34 条の趣旨を踏まえ、情報交換を実施しました。</p> <p>※ Alternative Dispute Resolutionの略。消費者トラブルが生じた場合、紛争解決の方法として裁判があるが、一般的には時間と費用がかかる。このため、厳格な裁判によらずに当事者の合意に基づいて迅速かつ簡便に紛争解決する方法としてADRがある。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 113 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	裁判紛争解決手続事業(ADR事業)	1,583 百万円の内数	3,082 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	114
消費者基本計画における具体的施策	日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	総合法律支援法第4条
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>日本司法支援センター(法テラス)では、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブル等について、民事裁判等の手続において弁護士・司法書士の費用を支払う経済的に余裕がない人々を対象に、無料法律相談や、その費用を立て替える民事法律扶助による援助を行っています。</p> <p>平成25年度も引き続き、民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、法的トラブルの紛争解決に向けた支援の提供に努めており、民事法律扶助における多重債務問題等に関し、無料法律相談、代理援助、書類作成援助を実施しています。さらに、地方事務所等の相談場所へアクセスすることが困難な方を対象に、出張・巡回法律相談を実施し、高齢者を始めとした消費者トラブルの解決のための支援の提供に努めています。</p> <p>平成25年度においては、多重債務問題に関する無料法律相談 94,929件を始め、様々な法的トラブル等について 32万 2,012 件の無料法律相談を行いました。</p> <p>また、多重債務問題についての弁護士・司法書士費用の立替 54,892 件をはじめ、様々な法的トラブル等について 11万 1,389 件の弁護士・司法書士費用の立替を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 114 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	15,507 百万円の内数	15,507 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	115
消費者基本計画における具体的施策	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>金融分野における苦情・紛争解決については、業界団体により自主的な取組が進められてきましたが、利用者の信頼感・納得感が十分に得られていないなどの指摘が見られました。</p> <p>これらを受けて、平成 21 年 6 月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 58 号)において、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛争解決の中立性・公正性等を確保した、金融分野における裁判外紛争解決制度(以下「金融ADR制度」という。)が創設され、平成 22 年 4 月に施行されました。同年 10 月より指定紛争解決機関(以下「機関」という。)が紛争解決等業務を開始し、現在、銀行・保険・証券等、業態別に 8 つの機関が当該業務に従事しています。</p> <p>平成 25 年度においては、金融トラブル連絡調整協議会(機関に加え、消費者行政機関・業界団体・弁護士会等も参加)を 2 回開催し、各機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組状況等について継続的に議論を行うとともに、金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書(平成 25 年 3 月公表)の提言を踏まえ設置した、金融ADR連絡協議会(全ての機関によって構成)を 3 回開催し、機関間の連携強化を図るなど、金融ADR制度の円滑な実施を図っています。</p> <p>また、金融トラブル連絡調整協議会に提示した機関の業務実施状況等に関する資料を金融庁ウェブサイトに速やかに掲載するなど、金融ADR制度の確実な浸透に向けて積極的な広報に取り組んでいます。</p> <p>さらに、金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書の提言を踏まえ、パブリックコメントを実施した上で「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を策定し、平成 25 年 8 月に公表及び適用を開始することにより、機関に対する利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図るなど、同制度の適切な運営に取り組んでいます。</p> <p>このほか、金融庁金融サービス利用者相談室では、機関が円滑に紛争解決等業務を遂行できるよう、平成 25 年 1 月から 12 月にかけて同相談室に利用者から寄せられた相談の傾向等を意見交換の場において当該機関へ情報提供することを、平成 25 年 10 月から 11 月までの間及び平成 26 年 3 月に実施するととも</p>

に、同相談室の在り方についての議論等を行うなど、役割の検討等を行いました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 115 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
金融庁	金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	1	1

施策別整理表

施策番号	116
消費者基本計画における具体的な施策	民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理手続制度(ADR)の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処理事例等の情報共有を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 22 年1月の社会資本整備審議会住宅宅地分科会民間賃貸住宅部会の「最終とりまとめ」において、紛争が発生した場合の円滑な解決の方策として、ADRの活用を促進する必要があるとの意見がありました。</p> <p>それを受け、平成 22 年度から、司法書士、行政書士等の専門家による賃貸借関係紛争に関する電話相談・面接相談、各団体における相談体制の整備を行っています。</p> <p>平成 25 年度は、相談事業を弁護士会等16事業者において実施し、計 2,666 件の相談があり、また、研修事業は、9都道府県で計 10 回開催し、827 名の参加を得ました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 116 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援)	450 百万円の内数	450 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	117
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 67 条第1項、第 83 条第1項</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)第 33 条第1項、第 34 条第1項</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、全ての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁の体制を整備しており、平成 25 年度は全国で 126 件の紛争について申請を受け、迅速かつ適正な解決を図りました。</p> <p>また、住宅性能評価を受けた住宅、住宅瑕疵担保責任保険に加入した住宅及びリフォーム工事に関して、全国の弁護士会において、弁護士と建築士による対面相談を受けることができる専門家相談制度を実施しました。さらに、住まいのダイヤル(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)において、住宅に関する消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行って消費者の利益の保護を図っています。</p> <p>リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいのダイヤルについて消費者に周知するとともに、住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅の所有者全員に対して、紛争処理等活用可能な制度について紹介する資料を送付しました(平成 25 年度には、平成 24 年4月から平成 25 年3月までに保険証券が発行された住宅を対象として、約 28 万部を送付)。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 117 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅ストック活用・リフォーム推進 事業	1,000 百万円の内数	1,000 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	118
消費者基本計画における具体的施策	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 115 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 118 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	119
消費者基本計画における具体的施策	消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化とともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	独立行政法人国民生活センター法第10条第2号
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国民生活センターでは、全国の消費生活センター等からの商品やサービスなど消費生活全般に関する相談や問合せ等に対応する「経由相談」を実施し、相談解決の支援を行っています。</p> <p>各地の消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、平成24年度に専門チームを本格導入し、平成25年度には、専門家からのヒアリング、事業者団体等の意見交換会等を多数行い、専門性の強化を図りました。</p> <p>また、消費生活センター等のバックアップとして、土日祝日に窓口を開設していない消費生活センター等を支援するため、消費者ホットラインを通じて、「土日祝日相談」を行うとともに、平日には、話し中のために電話がつながらない場合に対応する「平日バックアップ相談」を運営しています。</p> <p>平成25年度には、土日祝日相談が7,485件、平日バックアップ相談が3,231件(平成26年3月31日時点)寄せられました。</p> <p>さらに、相談支援機能の一環として、関東・甲信越ブロックの消費生活センターと共に「高齢者110番」(平成25年度)を実施しました。また、全国的に相談が多く寄せられ、解決が困難なケースが多い電気通信サービスについて「ネット回線勧誘トラブル110番」を実施しました。</p> <p>そのほか、各地の弁護士会と連携し、事例検討会を開催、消費生活相談担当(弁護士及び消費生活相談員)との情報交換を実施しました。また、各地消費生活センターでは解決が困難なケースが多い美容医療について、美容医療の医師に助言を求めることができる美容医療高度専門電話相談窓口を開設とともに、「美容医療に関する相談処理マニュアル」を作成、全国の消費生活センターに配布、東京と大阪の2箇所で説明会を行いました。さらに、説明内容を収録したDVDも作成し、希望する消費生活センター(71箇所)に貸出しを行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 119 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	相談事業	1,583 百万円の内数	3,082 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	120
消費者基本計画における具体的施策	警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう関連団体を支援します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	警備業法第 20 条
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警備業法第 20 条(苦情の解決)は、警備業者が、常にその行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととし、警備業者の自己規律を通じて警備業務の実施の適正を図るため、平成 16 年5月の法改正で新設されました。</p> <p>警備業務に関する苦情については、適正な契約の締結に関するものほか、依頼者の申出に対する警備業者の対応に関するものが多いことから、依頼者等からの苦情に適切に対処して、警備業務の実施の適正を確保していくためには、契約の内容を依頼者に対して明確にすることに加えて、依頼者からの苦情の迅速かつ円滑な解決を図るために、その責任を明確化し、依頼者の保護を図ることによって、警備業者自らが依頼者等の信頼や安心感の醸成に努めることが不可欠です。</p> <p>警察庁では、警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会により報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかどうかを確認しています。また、認定個人情報保護団体である一般社団法人全国警備業協会との連携により、関係警備業者による個人情報の取扱いについての苦情の解決業務の円滑化を推進しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 120 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	121・122
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成 26 年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ 基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>①継続的に実施します。</p> <p>②及び③:引き続き実施します。</p> <p>④及び⑤:引き続き検討します。</p> <p>⑥継続的に実施します。</p>
実施状況	<p>消費者行政の「現場」は、地域です。消費者庁では、「現場」である地方消費者行政の抜本的強化が不可欠との認識から、地方公共団体との連携を強化しながら、その取組を支援してきました。</p> <p>具体的には、平成 21 年から平成 23 年までの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」と位置付け、地方消費者行政活性化交付金(以下「交付金」という。)により各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」(以下「基金」という。)を造成することなどに取り組んできました。</p> <p>平成 24 年7月には、この「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、「地方消費者行政の現況調査」や「現場」の声から地方消費者行政の現状と課題を分析し、中長期的な展望に立った地方消費者行政の目指す姿を描きながら、「消費者庁の取組」と「地方自治体への期待」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定しました。</p> <p>平成 26 年度の財政支援については、指針も踏まえながら、これまで充実・強化してきた取組が後退しないよう、平成 25 年度補正予算において 15 億円を措置するとともに、基金の活用期間を延長しました。また、これまで補正予算中心の</p>

措置であり、毎年度の予算措置の見通しが不透明な状況であったことを踏まえ、平成 26 年度予算において 30 億円を措置し、当初予算における大幅な増額を実現したことから、地方における計画的・安定的な取組が可能となりました。また、平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度においても「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」として、国から先駆的なテーマを提案して地方公共団体と連携して実施します。

これとは別に、東日本大震災の被災地への支援として、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災 4 県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれたため、平成 25 年度予算において約 7.29 億円の上積みを行いました。平成 26 年度予算においても、引き続き、約 6.99 億円の上積みを行っています。

また、交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援します。

また、消費者庁では、消費生活相談員の専門性やその果たしている役割の重要性を踏まえ、各地方公共団体において、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うよう、消費者庁長官から地方公共団体の首長宛の通知等により、消費生活相談員のいわゆる「雇止め」の見直しを求めています。この消費生活相談員の雇止め見直しについては、消費者庁と総務省との間で協議を行い、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないことについて認識を共有しています。

このほか、消費者委員会の建議「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成 25 年 8 月）や消費者庁において開催した「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会中間報告」（平成 24 年 8 月）での議論を踏まえ、平成 25 年 10 月から「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を 4 回に渡って開催し、同意見交換会において、消費生活センターの役割と体制の在り方や、消費生活相談等の事務の実施に関する国・都道府県・市町村の役割と責務その他の消費者安全の確保のための「地域体制の在り方」に関する議論を行い、報告書をとりまとめました（平成 25 年 12 月）。また、この報告書を踏まえ、消費者安全法の一部改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第 186 回国会に提出し、平成 26 年 6 月 6 日に成立しました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 121・122 番	
具体的な施策	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成 26 年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ 地方消費者行政活性化交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>①継続的に実施します。</p> <p>②及び③:引き続き実施します。</p> <p>④実施済み(「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、報告書を取りまとめたため。)</p> <p>⑤引き続き検討します。</p> <p>⑥継続的に実施します。</p>
見直しの考え方	<p>④ 消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、平成 25 年 12 月に報告書を取りまとめたため。</p> <p>⑥ 地方消費者行政活性化交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援することとしたため。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	「現場」の関係者との意見交換他	62 百万円の内数	62 百万円の内数
	地方消費者行政の現況調査他	35 百万円の内数	35 百万円の内数
	地方消費者行政活性化基金の上積み(一般会計)	500	2,000
	地方消費者行政活性化基金の上積み(東日本大震災復興特別会計)	364	364

施策別整理表

施策番号	122-2
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	<p>消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号)附則第4項 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第 10 条第3項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 26 年の通常国会への提出を念頭に、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行います。
実施状況	<p>消費者庁では、平成 23 年 10 月より「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を開催し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、消費生活相談員資格を明確に法律に位置付ける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相談員」の職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項を検討し、平成 24 年 8 月に中間取りまとめを行いました。</p> <p>さらに、消費者委員会による「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成 25 年 8 月 6 日)の提出を受け、消費者庁では、平成 25 年 10 月より「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、報告書を取りまとめました。これを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を第 186 回国会へ提出し、平成 26 年 6 月 6 日に成立しました。</p> <p>また、同法案に基づき、今後、一人暮らしの高齢者を見守るネットワーク作りなど、全国各地で行われている地域における見守りの先進的取組の情報を収集し、各地方公共団体に提供することで、普及促進を図ることを予定しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 122-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 122-2) 。 引き続き、改正消費者安全法の施行に向けて、消費生活相談員の任用要件に係る資格試験等の詳細な制度設計等の必要な事項について検討します。
見直しの考え方	消費生活相談員の職及び任用要件の法律への位置付け等を内容とする消費者安全法の一部改正を含む、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」(平成 26 年法律第 71 号) が成立し、平成 26 年 6 月 13 日に公布されたため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費生活相談員資格の法的位置づけの明確化に向けた検討等	25 百万円の内数	25 百万円の内数

^(注 122-2) 消費生活相談員の職及び任用要件の法律への位置付け等を内容とする消費者安全法の一部改正を含む景品表示法等改正等法が成立し、平成 26 年 6 月 13 日に公布された。

施策別整理表

施策番号	123
消費者基本計画における具体的施策	「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取り組みます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者がトラブルに見舞われたとしても、相談窓口の存在に気付かなかったり、相談窓口は知っていたとしてもその連絡先が分からなかつたりすることがあります。</p> <p>このため、消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン(0570-064-370)」を運用しており、平成 25 年度には 30 万 8,519 件の利用がありました。国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、直接接続できる消費生活センターや相談窓口を更に増やします。</p> <p>なお、国民生活センターでは、都道府県・市区町村の消費生活相談窓口が開所していない場合に相談を受け付ける「土日祝日相談」の実施に加え、平日には「平日バックアップ相談」を行っています。土日祝日相談について、平成 25 年度には 7,485 件の相談を受け付け、平日バックアップ相談については、平成 23 年 6 月の平日バックアップ相談開始以降、平成 25 年度末までに 8,089 件の相談を受け付けました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 123 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	一元的窓口運用に必要な経費	106	106

施策別整理表

施策番号	124
消費者基本計画における具体的施策	都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国と地方が情報共有を進めて法を厳正に執行し、被害をもたらしている事業者の行為を是正することにより、消費者被害の拡大防止や軽減、予防につながります。このため、消費者庁では、地方公共団体の法執行力を強化することを目的として、地方公共団体の執行担当者を対象とした研修を行っています。</p> <p>平成25年度には、特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要な基礎知識の習得を目的とした「執行初任者研修」を5月に実施し(約110名参加)、さらに、執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修」を10月に実施しました(約90名参加)。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 124 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	地方公共団体向け執行研修他	1	1
	景品表示法情報ネットワークの構築	8	8

施策別整理表

施策番号	126
消費者基本計画における具体的施策	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成 22 年度から、国民生活センター及び経済産業局等の国の機関と、都道府県・政令指定都市の担当課長との意見交換や情報共有の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を開催しており、平成 25 年度にも全国6ブロックで同会議を開催しました。</p> <p>また、都道府県・政令指定都市の消費生活センター所長が意見交換や情報共有を行うため、国民生活センターがブロックごとに開催する「消費生活センター所長会議」に、消費者庁職員が出席し、意見交換を行っています。加えて、毎年4月に都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課長等向けの「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、最近の国の消費者行政の動向について、情報の共有を図っています。</p> <p>さらに、地方公共団体への個別の施策の情報共有のため、全国説明会を隨時開催しています。平成 25 年度は、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」のほか、平成 26 年度予算要求や平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算に関する全国説明会を開催しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 126 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者行政ブロック会議他	7	7

施策別整理表

施策番号	127
消費者基本計画における具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第5項
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注127) 。考え方の在り方について、引き続き検討します。
実施状況	<p>事業者の不当行為は、消費者契約法等の民事ルールのほか、特定商取引法や景品表示法等により規制されており、行政処分等が行われることもあります。このような場合、被害を受けた消費者は、消費者契約法等により個別的・事後的には救済されますが、同種の被害の広がりを防止することは困難です。このため、平成19年6月から、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、行政以外の枠組みとして「消費者団体訴訟制度」が導入されています。</p> <p>本来、事業者の不当行為について訴訟を起こすことができるのは、直接その被害を受けている消費者に限られ、消費者団体等が事業者へ改善を求めて、法的裏付けがないため、実効性の面で限界がありました。消費者団体訴訟制度は、一定の要件^{*1}の下で認定された消費者団体(適格消費者団体)に、事業者の不当行為をやめさせるように、差止請求を行う権利を認めています^{*2}。</p> <p>行政による規制には一定の限界がある中、こうした適格消費者団体の取組は、行政を補完する役割として極めて重要です。消費者契約法の不当勧誘、不当条項に加えて、景品表示法の優良誤認表示、有利誤認表示や特定商取引法の不当勧誘や不当条項の一部についても、適格消費者団体による差止請求が認められています^{*3}。</p> <p>また、平成25年6月、食品表示法が成立(平成25年6月28日公布)し、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされ、公布から2年を超えない範囲内に施行されます(未施行)。</p> <p>なお、適格消費者団体として、平成25年度末時点で、11団体を認定しており、制度施行以来差止請求訴訟は33件(うち平成25年度は5件)提起されています。</p> <p>消費者庁では、適格消費者団体の活動が適切に行われるよう監督するとともに、適格消費者団体が行う差止訴訟の判決の内容等の情報を同庁のウェブサイトで公表しています。</p>

(注127) 平成24・25年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成25年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

消費者庁では、適格消費者団体に対する支援の一環として、認定NPO法人制度について周知を行ったほか、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についての周知を行ってきているところです。

平成25年度予算においては、適格消費者団体による差止請求の成果をまとめた「差止請求事例集」を作成し、同事例集を用いて北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び福岡県にて差止請求事例集解説セミナーを開催しました。また、宮城県、神奈川県、石川県、兵庫県、愛媛県及び大分県にて消費者団体訴訟制度シンポジウムを開催するとともに、消費者団体訴訟制度等に関する問合せ窓口の設置を行いました。

さらに、適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置に向けた検討を行っています。

*¹ 要件としては、例えば、①不特定多数の消費者の利益を守るための活動を主な目的としていること、②相当期間、継続的な活動実績があること、③特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること等がある。

*² 差止請求ができるのは、あくまで消費者契約法等に違反する行為(不当な勧誘、契約条項の使用等)であり、事業者の業務自体の停止を求める能够性ではない。

*³ 景品表示法については平成21年4月から、特定商取引法については、平成21年12月から消費者団体訴訟制度の対象となっている。さらに、平成25年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。

(図表)

適格消費者団体の名称	地域	認定日
特定非営利活動法人 消費者機構日本	東京都	平成 19 年 8 月 23 日
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	大阪府	平成 19 年 8 月 23 日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	東京都	平成 19 年 11 月 9 日
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都府	平成 19 年 12 月 25 日
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	広島県	平成 20 年 1 月 29 日
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	兵庫県	平成 20 年 5 月 28 日
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	埼玉県	平成 21 年 3 月 5 日
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	北海道	平成 22 年 2 月 25 日
特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海	愛知県	平成 22 年 4 月 14 日
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分県	平成 24 年 2 月 28 日
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	福岡県	平成 24 年 11 月 13 日

(備考)1. 消費者庁資料

2. 平成 25 年 3 月 31 日現在で認定されている団体

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 127 番	
具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務及び特定適格消費者団体による被害回復業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 127) 。適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。
見直しの考え方	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立し、公布されたため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者団体訴訟制度及び被害救済制度の周知広報	36	36

(注 127) 平成 24・25・26 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成 25・26 年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

施策別整理表

施策番号	128
消費者基本計画における具体的施策	<p>地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO-NET端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。</p> <p>また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第5項
担当省庁等	消費者庁
実施時期	適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置については、地方公共団体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進めます。その他については継続的に実施します。
実施状況	施策番号 127 番と同文

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 128 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	適格消費者団体の認定・監督、支援	12	12

施策別整理表

施策番号	129
消費者基本計画における具体的施策	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
実施状況	<p>消費者行政の推進に当たっては、幅広い関係者に消費者庁の「サポーター」や「提案者」になってもらうことが重要です。特に、消費者団体は、消費生活の実態に即し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて表明する団体であり、その継続的・持続的な活動は消費者行政の推進に当たり極めて重要です。</p> <p>このため、消費者庁では、全国の消費者団体等と定期的に意見交換の場を設けており、平成25年度は、仙台や札幌等での開催を含む7回の意見交換会を開催しました。あわせて、電子メールを用いた消費者団体等との意見交換システムを運用し※、全国の消費者団体等との情報・意見交換を行っているほか、消費者団体等が開催するシンポジウム等に消費者庁幹部等を派遣し講演等を行うなど、消費者団体等の活動を支援しています。</p> <p>また、地域における消費者問題解決力の向上を図る上で、行政と消費者団体を含む地域の多様な主体との連携が不可欠です。このため、地域の消費者団体等が交流する場として、全国8ブロックごとに「地方消費者グループ・フォーラム」を開催し、地域における消費者団体等の連携強化と活動の活性化を支援しています。</p> <p>消費者庁が主催する平成25年度消費者月間シンポジウム(平成25年5月)では、地域の消費者団体の取組を全国的に共有し、地域の消費者問題解決力の一層の向上を図ることを目的に、各ブロックのグループ・フォーラム参加団体等から、活動報告がなされました。</p> <p>さらに、地方消費者行政活性化基金を通じて、地域の多様な主体と連携した取組を支援するため、平成25年度補正予算(一般会計)において15億円を措置するとともに、平成26年度当初予算(一般会計)において30億円を措置しました。</p> <p>※ 「だんたい通信」の名称でVol.33まで配信済み。同通信では配信登録団体からの意見を随時受け付けている。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 129 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者グループ・フォーラム	16	16

施策別整理表

施策番号	130
消費者基本計画における具体的な施策	<p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。</p> <p>消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査検討等を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	公益通報者保護法
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注130) 。引き続き、法の周知・啓発及び調査検討等を実施します。
実施状況	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現していく上で、これを損なうような企業の不祥事を防止するという観点は重要です。企業の不祥事は、企業内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになることは少なくありませんが、労働者がこうした通報を行うことは、正当な行為として解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。</p> <p>こうしたことから、公益通報者保護法が平成16年に成立し、平成18年に施行されており、労働者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールや公益通報に関する事業者・行政機関がとるべき措置等が定められています。</p> <p>なお、公益通報の対象は、国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律」に違反する一定の行為となっており、平成25年度末時点で、439の法律が対象法律として定められています。</p> <p>消費者庁では、公益通報者保護制度に関するシンポジウムや行政機関職員向け研修会を全国各地で開催(平成25年度には、シンポジウムを3回、行政機関職員向け研修会を4回開催)しているほか、公益通報ハンドブック等を作成して、労働者、民間事業者及び行政機関等に広く配布するなど、周知啓発に取り組むとともに、制度の運用状況等を把握するため、民間事業者、労働者及び行政機関を対象とした調査等にも取り組んでいます。</p>

^(注130) 「民間事業者における通報処理制度の実態調査」、「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」、「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を実施。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 130 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	公益通報者保護の推進	19	19

施策別整理表

施策番号	131
消費者基本計画における具体的施策	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	景品表示法第11条
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、限界なく広がっていくおそれがあります。このような不当な表示等を効果的に規制するためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難です。</p> <p>そのため、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた「公正競争規約」が積極的に活用され、適切な運用が行われるように関連団体等を支援することは、景品表示法違反行為の未然防止等の観点からも必要不可欠です。</p> <p>消費者庁と公正取引委員会では、公正競争規約の所要の変更について公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、消費者庁と公正取引委員会の規約担当職員が、各公正取引協議会の担当者と緊密に連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行うことなどにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進しています。</p> <p>具体的には、平成25年度に、泡盛の表示に関する公正競争規約、釣竿の表示に関する公正競争規約、食用塩の表示に関する公正競争規約など5件の公正競争規約の変更について認定を行いました。</p> <p>このほか、公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ、17回講師を派遣しました。</p> <p>また、公正競争規約の実効性の確保を目的として各公正取引協議会が実施する、「表示に関する公正競争規約の試買表示検査会」の一部について、運営業務等を支援しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 131 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発、遵守状況調査	13	13

施策別整理表

施策番号	132
消費者基本計画における具体的施策	訪問販売、通信販売、テレマーケティングのそれぞれの事業に関わる自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等が円滑に行われるよう関連団体を支援します。問題のある事業者の活動に対して特に高齢者や子どもに対する訪問販売、通信販売、テレマーケティングによる被害抑制の視点から改善を指導します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	高齢者や子どもを含む消費者トラブルの発生に際し、その解決に向けて、関係団体に対してセミナーの開催等の取組の要請を行いました。また、訪問販売、通信販売の関係団体に対して、消費者をめぐる政府の政策や取組に関する情報提供を行うことで、消費者などからの相談への対応が円滑に行われるよう支援しました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 132 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	134
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条第1項
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>平成 25 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。</p>
実施状況	<p>平成 24 年度の消費者庁の政策評価については、「消費者庁政策評価基本計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定、平成 23 年 11 月 4 日改定。)及び「平成 24 年度消費者庁政策評価実施計画」(平成 24 年 10 月 3 日消費者庁長官決定)に基づき、平成 25 年 8 月にその評価書を公表しました。この中で、平成 24 年度中に実施した、食品表示の一元的な法体系の在り方の検討や、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の導入に向けた取組などに関する課題を盛り込みました。</p> <p>この平成 24 年度の政策評価を踏まえた上で、平成 25 年度には、消費者庁が所管する法律の執行体制の強化、効果的に機能する仕組みの構築及び法制化に向けた検討などに取り組むこととし、予算要求及び機構・定員要求並びに改正法案の成立につなげたところであり、消費者行政に係る体制の更なる整備等に有効に結び付けることができました。</p> <p>具体的には、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するための食品表示法案を平成 25 年 4 月 5 日に閣議決定し、同年 6 月 21 日に成立しました。また、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案を平成 25 年 4 月 19 日に閣議決定し、同年 12 月 4 日に成立しました。</p> <p>また、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法案を平成 25 年 3 月 22 日に閣議決定し、同法は、同年 6 月 5 日に成立し、平成 25 年 10 月 1 日に施行されました。</p> <p>さらに、平成 26 年 3 月 11 日には、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を閣議決定、同日国会に提出し、同法は同年 6 月 6 日に成立しました。この法律は、①不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に係る調査権限を事業所管大臣等に委任すること、措置命令権限及び合理的根拠提出要求権限を都道府県知事に委任することなどを内容とする景品表示法の一部改正、②消費生活相談員資格試験の国家資格化などを内容とする消費者安全法の一部改正、③法律の施行後 1 年以内に課徴金に係る制度の整備について検討を加え必要な措置を講じるとすることを内容とする政府の措置などか</p>

ら構成されています。

加えて、平成 26 年9月に消費者庁が創設5周年を迎えることを踏まえ、平成 26 年3月 25 日に、他省庁からの所掌事務の引継ぎや業務の運営を全般的にレビューすることを発表しました(衆議院消費者問題に関する特別委員会における大臣答弁)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 134 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 26 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
見直しの考え方	時点修正。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	135
消費者基本計画における具体的施策	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、人事院
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>「昇任時相談窓口等体験研修」は、「生活安心プロジェクト「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(平成 20 年4月国民生活審議会意見)に対するアクションプラン(工程表)」(同年7月 23 日生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議決定)に基づき、各府省庁の審議官級職員を対象に平成 21 年度に人事院と内閣府の共催により、試行的に開始されました。その後、「消費者基本計画」(平成 22 年3月 30 日閣議決定)において継続的に実施することとされ、以後、人事院と消費者庁の共催により実施しています。</p> <p>具体的には、国民生活センターや消費生活センター、行政相談所、日本司法支援センター(法テラス)、公共職業安定所、児童相談所、福祉事務所、年金事務所の協力を得て、消費者・生活者の声に触れる業務を体験する研修(業務体験研修)を実施しています。</p> <p>また、業務体験研修の前に、研修に臨むに当たっての問題意識を明確化し、研修効果のより一層の向上を図るため、全研修対象者に対し、消費者問題等に造詣の深い有識者による講演及び意見交換を行う「事前研修」を、業務体験研修の後に、同研修で得られた経験や気付き、行政や公務員の在り方等について、参加者間で討議するとともに、幹部行政官経験者による講話及び意見交換を行う「事後研修」を実施しています。</p> <p>平成 25 年度は、3回実施し、計 82 名が研修に参加しました。</p> <p>研修終了後に実施したアンケートでは、参加者の 92.7% から有益、同じく 90.2% から満足との回答を得るなど、高い評価を得ています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 135 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	136
消費者基本計画における具体的施策	労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、注意喚起等の情報提供を行う際、地方自治体の消費者行政部局に対し、高齢者担当や教育担当を始めとするその他の関係部局等にも情報が共有されるよう、協力を依頼しています。</p> <p>平成26年3月には、消費者問題に関する地域ネットワークにおける情報共有を円滑に行うための消費者安全確保地域協議会の設置等を盛り込んだ不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を第186回国会に提出し、平成26年6月6日に成立しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 136 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	137
消費者基本計画における具体的な施策	消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	個別事案に応じて関係府省が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、消費者基本計画の見直し等に向けて消費者政策担当課長会議を平成25年度に1回開催しました。 また、食品ロス削減関係省庁等連絡会議を同年度に1回開催しました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 137 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	138
消費者基本計画における具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
担当省庁等	公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、平成 25 年度に延べ 210 名の事業者に対して 18 件の法的措置を採り、また、延べ 181 名の事業者に対して総額 302 億 4283 万円の課徴金の納付を命じ、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法の違反事件に厳正かつ積極的に対処しました。</p> <p>また、264 件の届出のあった企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行いました。このうち、1 件については、報告等の要請を行い、詳細な審査を行った結果、独占禁止法上の問題がないと判断しました。届出会社に報告等を求める必要がないと判断した案件については 30 日の禁止期間(企業結合を実行してはならない期間。第1次審査)内に審査を終了するとともに、届出会社から禁止期間の短縮の申出のあった案件について当該期間を短縮しました。</p> <p>なお、近年、公正取引委員会には、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められており、そのための体制の整備・充実が進められてきています。</p> <p>具体的には、平成 25 年度に、消費税転嫁対策部門、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られました。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、民間実務経験者及び任期付職員を採用しました。このほか、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 138 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等(審査局管理企画課)	235 百万円の内数	235 百万円の内数
	独占禁止法違反行為に対する措置等(経済取引局企業結合課)	8 百万円の内数	8 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	139
消費者基本計画における具体的施策	消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、常勤化を含む委員の在り方について検討するとともに、その事務局体制の充実・強化を図ります。さらに、消費者庁をはじめ関係省庁は、消費者庁及び消費者委員会設置法第8条に基づく消費者委員会からの資料の提出の要求等に対し、迅速かつ適切に対応します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法第8条及び附則第2項
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者委員会は独立した第三者機関として、消費者の声を踏まえつつ自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係府省の消費者行政全般に対して建議等を実施するとともに、内閣総理大臣、関係各大臣等の諮詢に応じて調査審議を行います。消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するためには、消費者委員会が様々な消費者問題について調査審議を行い、積極的に建議等を行うことが重要であることから、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則や国会の附帯決議、消費者基本計画において、委員の常勤化について検討を行うことや事務局体制の充実・強化を図ることなどが求められています。</p> <p>このうち、委員の常勤化については、平成22年夏の平成23年度概算要求に際して検討が行われ、委員の常勤化よりも事務局体制の強化を急ぐべきとの判断が下されました^{*1}。このため、内閣府において、事務局体制の充実・強化を図るための予算・定員要求を着実に行うとともに、民間の多様な専門分野における人材を任期付職員や非常勤職員等として任用し、委員会活動をしっかりと支えることとしています^{*2}。</p> <p>また、消費者委員会が調査審議を進めるために、関係府省への資料要求やヒアリング等を頻繁に実施しています。この結果、消費者委員会は平成21年9月の発足以降、数多くの意見表明^{*3}を行ってきており、消費者基本計画への反映、法令の改正・執行強化等を通じて、消費者行政の推進に活かされています。</p>

*¹ ただし、第3次消費者委員会の10人の委員(非常勤)のうち、3人については、常勤的に勤めることができるよう人に選されている。

*² 平成25年度の消費者委員会事務局の予算額は255百万円(当初)、定員は11名となっている。

*³ 平成25年度末までの主な成果は、建議13件、提言11件、意見等41件となっている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 139 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
内閣府	消費者委員会の運営	255	234

施策別整理表

施策番号	140
消費者基本計画における具体的施策	低炭素社会の構築に向けた国民運動の中で、オフィスや家庭などにおけるCO ₂ 削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていきます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	環境省では、低炭素社会の構築に向け、地球温暖化防止のために政府が推進する国民運動を継続して展開しました。同運動では、オフィスや家庭などで実践できるCO ₂ 削減に向けた具体的な行動を提案(例えば、古いタイプの家電製品の省エネタイプへの買換え、白熱電球の電球型蛍光灯やLED照明への買換え、ハイブリッド自動車や電気自動車の購入など、エネルギー効率の良い製品の選択を促し、環境に配慮した消費行動を促進)し、その行動の実践を広く国民に呼び掛けており、趣旨に賛同した全ての個人、企業・団体に対し、国民運動への参加を呼び掛けました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 140 番	
具体的施策	低炭素社会の構築に向けた気候変動キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていきます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	具体的施策について、国民運動を改め、平成 26 年3月から新たな気候変動キャンペーンを開始したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	CO2削減アクション推進事業	250 百万円の内数	250 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	141
消費者基本計画における具体的な施策	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み ^(注 141) 。引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、化学物質に関する情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
実施状況	<p>環境省では、化学物質やその環境リスクに対する国民の不安に適切に対応するため、リスクコミュニケーションを推進しています。</p> <p>具体的には、化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「かんたん化学物質ガイド」等を作成・配布しています。</p> <p>また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が意見交換を行い、合意形成を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催しており、平成 25 年度は、リスク評価の進展とそれを取り巻く課題等について議論しました。</p>

^(注 141)化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質について、化学物質ファクトシート平成 24 年版として情報を公表。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 141 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	PRTR制度運用・データ活用事業 の一部	11 百万円の内数	11 百万円の内数
	地域での化学物質の環境リスク低 減支援の一部	12 百万円の内数	12 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	143
消費者基本計画における具体的施策	<p>3R^(注143)について、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3R行動の実践を呼びかけます。 ② 「3R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。 ③ 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>環境省では、平成 25 年 10 月に栃木県で「第 8 回3R推進全国大会」を開催し、イベントを通して3R*施策の普及啓発を行いました。同大会式典で環境大臣表彰を行った3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しています。そして、同年10月は「3R推進月間」でもあり、環境省、経済産業省が共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参など3R行動の実践を呼び掛けました。</p> <p>また、環境省では、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の中で掲げる「アジア全体での循環型社会の構築」に向け、平成 26 年 2 月にはスラバヤ(インドネシア)において、アジア太平洋3R推進フォーラム第5回会合を開催し、アジア諸国及び太平洋島嶼国の 33 カ国の政府、自治体、国際機関などから約 500 名が参加しました。その成果として、官民連携や都市間等の協力関係の推進を記載したスラバヤ3R宣言を採択しました。</p> <p>* 環境問題への対応としては、廃棄物等の発生抑制、再利用、再生利用が重要なが、これらの英語の頭文字を採って、3R(Reduce, Re-use, Recycle)と呼んでいる。</p>

(注143) リデュース・リユース・リサイクル

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施	9	9
	アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	67 百万円の内数	67 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	144
消費者基本計画における具体的施策	ウェブマガジン「リ・スタイル(Re-Style) ^(注 144) 」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	インターネットを利用する若い世代を中心に、ごみの減量・資源の有効活用について恒常に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」(PC版、携帯版)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会形成推進基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報を更新し、国民、民間団体及び事業者等による活動の促進を図っています。

^(注 144) 「リ・スタイル(Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が発行しているウェブマガジンである。循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年3月閣議決定)においては、取組指標の目標(約 90% の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持ち、約 50% の人たちがこれらについて具体的に行動するようになる。)が設定されているが、「リ・スタイル(Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 144 番	
具体的施策	ウェブサイト「リ・スタイル(Re-Style) ^(注 144) 」を定期的に更新し、ごみを減らし、資源ができるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	メールマガジンとしての情報提供が少ない現状からウェブマガジンという表現では実情と合っておらず、より実態に近い表現とするため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会形成に向けた情報提供事業	2	2

^(注 144) 「リ・スタイル(Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が運営しているウェブサイトである。循環型社会形成推進基本計画(平成 25 年 5 月閣議決定)においては、取組指標の目標(約 90% の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持つこと。)が設定されているが、「リ・スタイル(Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

施策別整理表

施策番号	145
消費者基本計画における具体的な施策	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	環境省では各種リサイクル法のポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布することで、各種リサイクル法の普及啓発を行っています。特に、2013年4月1日から新たに施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律については、パンフレット(1種類)の作成や、雑誌(4紙)・新聞(全国紙)での広告等、普及啓発を行いました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 145 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業	453 の内数	953 の内数
	容器包装リサイクル推進事業費	54 の内数	54 の内数
	家電リサイクル推進事業費	14 の内数	14 の内数
	食品リサイクル推進事業費	9 の内数	9 の内数
	建設リサイクル推進事業費	4 の内数	4 の内数
	自動車リサイクル推進事業費	7 の内数	7 の内数

施策別整理表

施策番号	147
消費者基本計画における具体的な施策	<p>生物多様性^(注 147)に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含む日常生活における生物多様性の取組を分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施します。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取組を推進します。</p> <p>また、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引きの提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	生物多様性基本法第 19 条第1項及び第2項
担当省庁等	農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>環境省では、経済社会における生物多様性^{*1}の保全と持続可能な利用を促進することを目的に、平成 25 年度は、前年度に実施した事業者(農林水産業者を含む。)に対する生物多様性に関する取組状況のアンケート調査結果及び取組事例の評価等を進め、取組促進策を検討するとともに、生物多様性分野での民間参画に関する情報を一元的に発信するウェブサイトのリニューアルを行いました。</p> <p>また、農林水産省では、農林水産省生物多様性戦略(平成 24 年2月改定)において、消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される「生きものマーク^{*2}」の取組を推進していくこととしており、「生きものマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について3回のイベント等の機会を活用して国民理解を図りました。</p> <p>^{*1} 生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。 ^{*2} 農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きもののマーク(生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション)」と呼んでいる。</p>

(注 147) 生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 147 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	愛知目標の実現に向けたCOP10 主要課題検討調査費	72 百万円の内数	72 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	148
消費者基本計画における具体的な施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、有機農業者等と消費者との交流等を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機JAS制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	<u>上・下段(有機農業の推進関係)</u> 有機農業の推進に関する法律第10条、第11条 <u>中段(JAS制度の啓発)</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条、第19条の15等
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。また、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものです。</p> <p>農林水産省では、平成25年度において、有機農産物価値理解促進事業により、消費者等の有機農産物等に関する理解を促すための対面販売やセミナーの実施、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設に関する取組を支援しました。</p> <p>また、有機JAS制度※1に関する、有機関係イベント等における同制度を解説したパンフレットの配付や、農林水産省広報誌「aff」での同制度の紹介により、消費者等への啓発を行いました。</p> <p>さらに、登録認定機関の認定業務等の適切な実施を確保するとともに、地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査等を実施し、表示の適正化を図りました。</p> <p>このほか、エコファーマー※2や環境保全型農業のPRを目的として、エコファーマーが生産した農産物等についての農林水産省消費者の部屋における展示や、環境保全型農業を推進している取組事例の発表等を行う全国交流会の開催などエコファーマーの取組に対する普及活動について協力しました。</p> <p>※1 JAS法に基づく有機食品の認証制度。農林水産大臣に登録された登録認定機関から認定を受けた事業者は、有機農産物や有機加工食品などの生産方法</p>

についての基準を満たすものに有機JASマークを付すことができる。有機農産物、有機農産物加工食品については、有機JASマークが付されているものだけに「有機」と表示できる。

*² エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)(持続農業法)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)の愛称名。エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられる。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 148 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
農林水産省	生産環境総合対策事業(有機農業総合支援事業)の内数	49	49

施策別整理表

施策番号	149
消費者基本計画における具体的施策	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能について的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)第 86 条
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 20 年のエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネ法」という。)の改正により、省エネ法第 86 条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、外壁、窓等の断熱性及び建築物に設置する建築設備におけるエネルギー利用の効率性についての性能について表示するよう、消費者への情報提供に関する努力義務が規定されており、国土交通省では省エネ関連の講習会等においてその普及促進に努めています。平成 25 年度には、住宅の省エネルギー基準に関する講習会等(開催回数:全 57 回)において、住宅省エネラベル^{*1}等に関する情報提供を実施しました。</p> <p>また、建築環境総合性能評価システム(CASBEE^{*2})については、その内容や開発状況等に関して、説明会やシンポジウムを開催することにより、普及の促進を図っています。現在 24 の地方公共団体で、CASBEEを用いた届出制度等が導入されています。</p> <p>平成 25 年度には、省エネルギー基準の改正や住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号、以下「住宅品確法」という。)改正などを受け、4年ぶりとなるCASBEEの各ツールの大幅改訂の検討を実施し、改訂案を策定しました。また、街区単位の新しい評価ツールであるCASBEE街区や、賃貸ビルに入居するテナント部分の評価を行うCASBEEテナントオフィス(仮称)など、ツールの新規開発を実施しました。</p> <p>また、省エネルギー基準の見直しによる一次エネルギー消費量の導入に伴い、住宅品確法に基づく住宅性能表示制度について見直しを行い、平成 26 年 2 月 25 日に公布し、平成 27 年 4 月 1 日に施行予定(一部は公布日施行)です。</p>

*1 「住宅省エネラベル」は、省エネ法第 86 条の規定を実施するために告示された「住宅省エネラベル指針」に基づくものであり、住宅事業建築主は、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅について、住宅本体への住宅省エネラベルの貼付けや刻印、広告やパンフレットへの住宅省エネラベルの印刷ができる。

*2 Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiencyの略。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 149 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	150
消費者基本計画における具体的な施策	「建築環境総合性能評価システム(CASBEE ^(注 150))」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 149 番と同文

(注 150) 居住性(室内環境)の向上と省エネルギー対策を始めとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価し、評価結果を分かりやすい指標として提示する住宅・建築物の総合環境性能評価システム。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 150 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	151
消費者基本計画における具体的な施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用や熱回収、食品廃棄物等の発生の抑制や減量に関する優れた取組を全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図るため、環境省が平成19年に食品リサイクル推進環境大臣賞を創設しました。平成19年には8件、平成20年には7件、平成21年には8件の表彰を行い、環境省のウェブサイトで紹介しています。平成22年以降は循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰にて食品リサイクルに関係する者も表彰しており、全国に紹介しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 151 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施	9 の内数	9 の内数

施策別整理表

施策番号	152
消費者基本計画における具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(第12条～第14条、附則第2項)
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>環境省では、グリーン購入の普及促進を図るために、事業者等が製品に関する環境情報を適切に提供する必要があるという考えに基づいて、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報を提供するために、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめた「環境表示ガイドライン」を平成20年1月に策定しました。</p> <p>また、環境表示を行う事業者及び事業者団体、製品等に関して認証を行う第三者機関を対象に、同ガイドラインの利用状況等に関する調査を実施するとともに、今後の環境表示の在り方を整理・再検討し、平成25年3月に同ガイドラインの改訂を行い、その後も業界団体への取組状況の調査を行うとともに、ガイドラインの配布による普及啓発を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 152 番	
具体的な施策	環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意する点については、平成 25 年 3 月の環境表示ガイドライン改訂において盛り込んだため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
環境省	環境表示の信頼性確保のための 検証事業	12 の一部	12 の一部

施策別整理表

施策番号	153-2・171
消費者基本計画における具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>①実施済み^(注 153-2①)。今後の制度の在り方について継続的に検討します。</p> <p>②実施済み^(注 153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>③、⑤、⑥:継続的に実施します。</p> <p>④実施済み^(注 153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>
実施状況	<p>高度情報通信社会の進展により、インターネットを活用した取引が増加して利便性が向上する一方、それに関連する様々な消費者問題も数多く発生しています。</p> <p>消費者庁は平成22年8月から「インターネット消費者取引研究会」を開催し、消費者の視点に立った事業者や行政の取組の在り方について検討を行い、平成23年3月に報告を取りまとめました。同報告では、①決済代行業者の名称、連絡先等の分かりやすい表示の仕組み(「登録制度」)を作ること、②インターネット取引に係る表示について事業者が守るべき事項を提示すること、③広告表示に対するネット上の監視活動を強化すること、④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて各国消費者相談窓口間のネットワークを作ること、⑤関係事業者、消費者団体等の参加を得て、関係者の実務的な連携・協力の場としての連絡会を開催することが提言されました。</p> <p>消費者庁では、同報告を受け、①に関しては平成23年7月から、任意の決済代行業者登録制度の運用を開始し(平成25年度末時点で30社が登録)、今後の制度の在り方について継続的に検討しています。②に関しては、平成23年10月に「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表しています(平成24年5月9日に一部改定)。また、③のインターネット上の広告表示については、引き続き景品表示法や特定商取引法の厳正な執行、健康増進法による健康食品の虚偽・誇大広告の防止に向けた取</p>

(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。

(注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター(CCJ)を開設。

組を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダ等に対する情報提供を通じて違法なウェブサイトの削除を促しています(平成 25 年度には、景品表示法の観点から、119 事業者による 126 のサイトの表示について啓発メールの送信を行い、改善を促しました。また、健康増進法による健康食品の虚偽・誇大広告の防止に向けた取組としては、健康増進法第 32 条の2第1項に違反するおそれのある文言等があった 166 事業者による 185 商品の表示について、改善を要請しました。)。

なお、④に関しては、平成 23 年 11 月より、越境取引に関する消費者相談窓口である「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設し、海外ショッピングでのトラブル等について消費者からの相談を受け付けており、また、相談から得られた情報等に基づき、悪質な海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表しています(平成 25 年度末時点で 80 サイトを公表)。

また、⑤に関して、関係行政機関・事業者団体等の参加を得て「インターネット消費者取引連絡会」を平成 25 年度中に4回開催しています。

なお、上記の取組以外にも、二国間会議、UNCITRAL^{*}の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について継続的に検討しています。

* United Nations Commission on International Trade Law(国際連合国際商取引法委員会)の略。国際商取引法の段階的なハーモナイゼーション(調和)と統一の促進のため、昭和 41 年、国際連合総会によって設立された国際連合の組織(総会の補助機関)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-2・171 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>①実施済み^(注 153-2①)。今後、制度の見直しについて検討します。</p> <p>②実施済み^(注 153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>③、⑤、⑥:継続的に実施します。</p> <p>④実施済み^(注 153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	59	59
	電子商取引モニタリング等事業 (特定商品取引適正化推進等経費)	87	87

(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。

(注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター(CCJ)を開設。

施策別整理表

施策番号	153-3
消費者基本計画における具体的施策	平成 24 年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	医療法第6条の5
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 25 年度に検討し、26 年度に実施します。
実施状況	<p>医療に関する広告は、国民・患者保護の観点から、医療法により限定的に認められた事項以外は、広告が禁止されてきましたが、インターネット上の表現については、これまで何の基準もありませんでした。</p> <p>一方で、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のウェブサイトに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ウェブサイトに掲載されている情報の閲覧を契機としてトラブルが発生していました。</p> <p>このため、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」の意見を踏まえ、引き続き、原則としてウェブサイトについては、医療法の規制対象と見なさないとするものの、ウェブサイトの内容の適切なあり方について、平成 24 年9月 28 日に医療機関ウェブサイトガイドラインを作成し、引き続き周知徹底しています。また、バナー広告等は従前から医療広告として法規制の対象でしたが、平成 25 年9月 27 日には、消費者委員会の指摘等を踏まえ、医療広告ガイドラインを改正し、医療機関のウェブサイトのうち、バナー広告等にリンクするものは医療広告として法規制の対象となることを明確化しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための措置として、「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第4号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。)
見直しの考え方	美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための措置として、「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第4号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	医療広告指導体制強化講習会経費	1.5	1.5

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-3-2 番	
具体的施策	美容医療機関等のホームページの表示を適正化するために発出した「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(平成 25 年 9 月 27 日付け厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第 4 号)を周知徹底するとともに、遵守状況を把握します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 26 年度に実施します。
重点施策との関連	関連の有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 関連重点施策番号 : 14

施策別整理表

施策番号	154
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律^(注 154)」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p> <p>② 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	特定電子メールの送付の適正化等に関する法律 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第12号
担当省庁等	消費者庁、総務省
実施時期	<p>①実施済み。 (「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正。)</p> <p>②継続的に実施します。</p>
実施状況	<p>総務省及び消費者庁では、有識者による検討の場である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において取りまとめられた「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言」を踏まえ、平成23年8月、簡便なオプトアウト※の方法の例を追加するなど、「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正しました。また、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)について、法違反が疑われる送信者に対する警告メールの送信(平成25年度:約4,000件)や措置命令(平成25年度:7件)を実施するなど、厳正な運用に努めています。</p> <p>※ 受信拒否の通知をした者に対する送信を禁止する方式。</p>

^(注 154) 平成20年に特定電子メールの送信の適正化等に関する法律が改正され、原則としてあらかじめ特定電子メールの送信について同意した者に対してのみ送信が認められる「オプトイン方式」が導入されるなど、迷惑メール対策の強化が図られた(平成20年12月1日施行)。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 154 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	155
消費者基本計画における具体的施策	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	総務省では、平成 17 年2月より、官民協力の下で迷惑メールの追放を目的とした「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施しており、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知(平成 25 年度:約1万 5,000 件)することにより、送信元プロバイダにおける、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の自主的な取組を促しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 155 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
総務省	特定電子メール等送信適正化業務委託	158	158

施策別整理表

施策番号	156
消費者基本計画における具体的施策	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>インターネットオークションに関する犯罪について、取締りを推進した結果、平成25年中のインターネットオークション詐欺に関する検挙件数は158件でした。</p> <p>警察庁では、都道府県警察による情報セキュリティに関する講演やウェブサイト等を通じ、インターネット利用者に対する注意喚起を推進しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 156 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	157
消費者基本計画における具体的な施策	<p>① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。</p> <p>② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁、総務省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>金融機関(銀行やクレジットカード会社)等を装った電子メールを送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取するいわゆる「フィッシング」行為や、それによる被害を防止するため、関係省庁では、下記の取組を実施しています。</p> <p>① フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進 フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ、フィッシングに関する注意喚起を行いました。また、平成24年に改正された不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)を適用した「フィッシング」行為の検挙件数は、平成25年中1件でした。</p> <p>② 電子メールの送信ドメイン認証技術等の技術的対策の普及促進 総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている(送信者になりすましている)か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表しているほか、各種業界団体や地方公共団体等に対して、送信ドメイン認証技術等の導入を推進するための説明会を開催(平成25年度は6回開催)するなど、送信ドメイン認証技術等の技術的対策の普及促進を支援しています。</p> <p>③ フィッシング被害の防止に向けた情報収集・注意喚起等について 経済産業省では平成25年度に、消費者向けにフィッシング対策サービスを提供している事業者に対するフィッシングサイト情報の提供を増やすことにより、フィッシング対策を強化しました。また、海外フィッシング対策啓発活動の取組の日本展開やフィッシング傾向をまとめたレポート作成、事業者及び消費者側のフィッシング対策のガイドラインの改訂、インターネットバンキングの不正送金に遭わないためのガイドライン作成などといった啓発活動を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 157 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	情報セキュリティ対策推進事業(フィッシング対策業務)	1,600 百万円の内数	1,600 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	158
消費者基本計画における具体的施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次) ^(注 158) 」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号)第4条、第7条、第3章、第 30 条、附則第3条
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成 24 年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)を決定しました。同計画においては、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応や保護者に対する普及啓発の推進及び国、地方公共団体、民間団体の連携強化を今後重点的に推進することとしています。</p> <p>この基本計画を踏まえ、関係府省庁では、青少年や保護者、教育関係者への分かりやすい周知啓発、平成 24 年2月にOECD[*]において採択された「オンライン上の青少年保護勧告」を踏まえた青少年のインターネットリテラシーを可視化するための指標策定等、スマートフォンを始めとする新たな機器に対応したフィルタリングの推進等に取り組んでいます。</p> <p>また、平成 26 年春に、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする、卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等が協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及啓発活動を実施しました。</p> <p>内閣府では、同法の施行状況について、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」(平成 25 年4月、8月、10月、12月、平成 26 年2月)を開催し、有識者による検討を行いました。また、啓発活動については、関係府省庁や関係団体等と連携して、全国8か所において青少年のインターネット利用環境整備に関するフォーラムを実施するとともに平成 25 年1月に「保護者向け普及啓発リーフレットを公表しました。</p> <p>さらに、調査研究については、平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査(平成 26 年3月公表)及びアメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査(平成 26 年3月公表)を実施しました。</p> <p>このほか、国際協力については、OECD/情報・コンピュータ・通信政策委員</p>

^(注 158) 平成 24 年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

会情報セキュリティ・プライバシー作業部会第 34 回会合及びOECD/情報・コンピュータ・通信政策委員第 65 回会合(平成 25 年4月)に参加しました。

* Organisation for Economic Co-operation and Development(経済協力開発機構)の略。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 158 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	14	14
	諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査	6	6
	青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第2次)の施行状況について検証するための検討会の開催経費	5	5
	青少年インターネット利用環境整備に係る地方連携体制支援事業	16	16
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	8 百万円の内数	8 百万円の内数
法務省	インターネットによる人権侵害に対する適切な対応等	314 百万円の内数	314 百万円の内数
文部科学省	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	64	64
経済産業省	フィルタリングの普及・啓発活動等	378 百万円の内数	378 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	160
消費者基本計画における具体的な施策	<p>電気通信分野において、「電気通信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する提言」(平成23年12月)を受けて、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を踏まえ、適合性の原則を考慮し、法令及び当該自主基準等の遵守の徹底を通じ、電気通信事業者及び代理店による勧誘の適正化を推進します。</p> <p>また、業界団体や各電気通信事業者における対応にもかかわらず、一定期間内に状況が改善されない場合、電気通信サービスの性質を踏まえつつ制度的な対応も含め必要な措置を検討し、確実に実施します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省において、近年のインターネット、携帯電話の発展普及に伴う諸問題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で速やかに具体的な対応策を検討するため、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」を開催し、その下で開催された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」において、平成25年9月に「スマートフォン安心安全強化戦略」を取りまとめました。</p> <p>同戦略においては、苦情・相談において高齢者等がトラブルとなる事例が多く見られること等から、適合性の原則の考え方への配慮を求めるほか、勧誘の適正化、申込みの撤回等を盛り込んだ「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」(電気通信サービス向上推進協議会策定)等の遵守の徹底や継続的な見直し等を行うことを求めました。</p> <p>同戦略を受け、各電気通信事業者等は、適合性の原則の考え方や自主基準に基づいた取組を推進しており、また、電気通信サービス向上推進協議会はアンケートを行い自主基準等の遵守状況を把握しました。</p> <p>同省では、これらの取組を加速するため、自主基準の遵守等に係る要請を行うなど、勧誘の適正化を促しています。</p> <p>また、同戦略において、「利用者からの苦情・相談の件数が高止まり傾向にあることからすれば、従来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべきである」とされたことを受け、同省では、平成26年2月から新たに「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、同研究会の下に設置された「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において、利用者が安心・安全に電気通信サービスを利用できるために必要な消費者保護ルールの見直し・充実について制度的な検討を行っています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 160 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	161
消費者基本計画における具体的な施策	消費者に対する情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省においては、近年のインターネット、携帯電話の発展普及に伴う諸問題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で速やかに具体的な対応策を検討するため、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」を開催し、その下で開催された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」において、平成25年9月に「スマートフォン安心安全強化戦略」を取りまとめました。</p> <p>同戦略においては、サンキューレター及び重要事項説明などの書面の交付を徹底するとともに、電話勧誘時のチェックリスト等、有効なツールを活用し、キャンペーン条件等も含め、利用者にサービス内容等について分かりやすく説明し、利用者の意思を確実に確認する仕組みの構築が必要である旨の指摘がなされており、総務省においては電気通信事業者の取組を促進しています。</p> <p>また、平成26年2月から新たに「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、同研究会の下に設置された「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において利用者が安心・安全に電気通信サービスを利用できるために必要な消費者保護ルールの見直し・充実について制度的な検討を行うとともに、法令、ガイドライン及び自主基準等を徹底させ、消費者取引における情報提供の適正化を促進しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 161 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	162
消費者基本計画における具体的施策	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利かつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>インターネットの普及に伴い、電子商取引や情報財取引は幅広い消費者に活用され、重要な取引手段の一つとなっています。</p> <p>経済産業省の「電子商取引に関する市場調査」^{*1}によれば平成 24 年の我が国のB to C^{*2}電子商取引の市場規模は9兆 5,130 億円(前年比 12.5%増)にまで達しており、今後も一層拡大していくことが予想されています。</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下「準則」という。)は、このような電子商取引、情報財取引等の IT 活用の普及に伴って発生する様々な法的問題点について、民法を始めとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、経済産業省が平成 14 年3月に策定したものです(策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」)。</p> <p>IT分野の環境変化は急速であるため、同省では、市場の要請等に応じて、ほぼ毎年、準則の見直しを行っています。平成 25 年は、①「インターネットと肖像権・パブリシティ権等」等における新たな裁判例の追加、②「インターネット上の著作物の利用」等における著作権法改正に伴う修正等を行い、平成 25 年9月6日に10回目の改訂版の準則を公表したところです。</p> <p style="text-align: right;"><small>※1 経済産業省「平成24年度我が国情報経済社会における基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」(平成 25 年9月 27 日) ※2 商取引の形態の一つで、企業(business)と一般消費者(consumer)の取引のこと。企業間の取引はB to B、一般消費者同士の取引をC to Cという。</small></p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 162 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	平成 25 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備において調査実施予定	379 百万円の内数	379 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	163
消費者基本計画における具体的施策	電気通信消費者支援連絡会 ^(注 163) を、本省及び各地方局において継続的に年複数回開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	総務省では、国、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者による継続的な意見交換を行い、消費者関係施策の一体的推進に取り組むことにより、電気通信分野における消費者利益を向上させることを目的として、「電気通信消費者支援連絡会」(以下「消費者支援連絡会」という。)を開催しています。11 の地方支分部局(総合通信局等)において、消費者支援連絡会を年度毎に2回ずつ開催しており、平成 25 年度は、同省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下で開催された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」における議論、同WGが取りまとめた「スマートフォン安心安全強化戦略」を踏まえた各電気通信事業者等による取組、電気通信サービス向上推進協議会策定の「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」の遵守状況、高齢者が安心して電気通信サービスを利用するため、高齢者等の消費トラブルの防止・利用環境整備等のテーマや、電気通信サービスの苦情・相談事例等について意見交換、情報共有等を行いました。

^(注 163) 消費者団体、電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 163 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	8 百万円の内数	8 百万円の内数

施策別整理表

施策番号	164
消費者基本計画における具体的施策	様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、これまでの総務省の取組を踏まえ、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行います。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	平成26年2月から新たに「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において高齢者等を含む利用者が安心・安全に電気通信サービスを利用できるために必要な消費者保護ルールの見直し・充実について制度的な検討を行うとともに、法令、ガイドライン及び自主基準等の徹底等、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を促進しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 164 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	165
消費者基本計画における具体的な施策	「個人情報の保護に関する基本方針 ^(注 165) 」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>高度情報通信社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを経由して大量の個人情報が処理されるようになっています。</p> <p>個人情報は、その取扱いを間違わなければ、様々な便益をもたらす有用なものですが、一旦誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすこともあります。このため、個人情報保護法が平成 15 年5月に成立し、平成 17 年4月に全面施行されました。</p> <p>消費者庁では、法の定め以上に個人情報の提供を控えるなど、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることも踏まえ、全国各地で個人情報保護法の説明会を実施するなど、法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発を行っています。平成 25 年度の説明会では、前年度に引き続き、地方公共団体等が地域において個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例の報告を行い、内容の充実を図っており、全国 12 会場で約 2,500 人の参加がありました。</p>

^(注 165) 平成 16 年4月2日閣議決定

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 165 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	法律及び制度の内容等に関する 情報提供及び啓発	5	5

施策別整理表

施策番号	166
消費者基本計画における具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
実施状況	平成 25 年 10 月に消費者庁から「平成 24 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」について、消費者委員会へ報告しました。 なお、平成 25 年 12 月に、IT 総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が決定され、内閣官房をはじめ関係省庁と連携しつつ、平成 26 年 6 月までに法改正の内容を大綱として取りまとめるための検討を行っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 166 番	
具体的な施策	個人情報保護法については、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を踏まえた制度の見直しを行います。
担当省庁等	内閣官房、消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 27 年通常国会への法案提出を目指し検討します。
見直しの考え方	平成 25 年 12 月に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が IT 総合戦略本部決定され、平成 26 年 6 月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成 27 年通常国会への法案提出を目指すこととなっている。今後の個人情報保護法の見直しに当たっては、同方針を踏まえ検討することとなる。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	168
消費者基本計画における具体的な施策	OECD消費者政策委員会 ^(注 168) において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>CCP[*]本会合(年2回:平成 25 年度は4月、11 月)に出席し、現在進められている各プロジェクト(電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等)の作業・今後の検討スケジュール等についての議論を行いました。</p> <p>また、食品ロスに関する我が国の現状と取組みや電子商取引に係る消費者問題に関する我が国の現状と取組について情報提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;">[*] Committee on Consumer Policy(消費者政策委員会)の略。</p>

(注 168) OECD(経済協力開発機構)消費者政策委員会は、消費者政策の企画立案に関する調査・研究及びガイドライン作成を目的として世界の主要国が定期的に会する唯一の政府間会合である。原則として年2回開催されている。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 168 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち多国間協力への取組	23	23

施策別整理表

施策番号	169
消費者基本計画における具体的施策	二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、外務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 25 年7月は、消費者庁は、中国・韓国及び ASEAN 諸国等が参加するアジア消費者政策フォーラムに出席し、消費者庁の最新の政策や、電子商取引に関する我が国の現状と取組についての情報提供を行いました。</p> <p>このほか、その他の国々とも意見交換を行い、特に平成 26 年3月には、フランスとの間で、食の安全性・信頼確保等に関して、閣僚級(フランスの農業・農産加工業・林業大臣付農産食品業担当大臣と森大臣)の意見交換を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 169 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち二国間・地域間協力への取組	6	6

施策別整理表

施策番号	170
消費者基本計画における具体的施策	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov ^(注170) 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>ICPEN[*]本会合に出席し、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換を行いました(平成25年4月、10月)。</p> <p>また、ICPEN加盟各国の消費者保護当局が参加している、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加しました(平成25年9月)。</p> <p>さらに、「eConsumer.gov」の日本語サイトにおいて情報提供を行いました(平成25年度は、4月1日に施行された改正消費者安全法に関する記事、消費者庁において模倣品の販売が確認された海外ウェブサイトを公表している旨の記事、CCJ(越境消費者センター)において海外ショッピングのトラブルに関する相談事例を公開している旨の記事を掲載しました)。</p> <p>また、消費者啓発のキャンペーンの1つである「ICPEN 詐欺防止月間」に参加し、日本の消費者月間に合わせ、5月1日から1か月間、消費者庁・関係省庁のウェブサイトを通じた消費者への注意喚起・啓発を実施しました。</p> <p style="text-align: right;"><small>* International Consumer Protection and Enforcement Network (消費者保護及び執行のための国際ネットワーク)の略。</small></p>

^(注170) OECD 加盟国等における非公式な会合「消費者保護及び執行に関する国際ネットワーク」(ICPEN)のプロジェクトの1つ。

20か国 の政府機関が参加して、国境を越えた電子商取引等に関して、消費者側に役立つ情報を直接提供し、また、消費者側から苦情を直接集めることを目的としている。

日本語サイトアドレス:<http://www.econsumer.gov/japanese/index.html>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 170 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち多国間協力への取組	1	1

施策別整理表

施策番号	172
消費者基本計画における具体的な施策	障害者基本法及び同法に基づく障害者基本計画に則し、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるために必要な施策を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	障害者基本法第11条第1項、第27条第1項
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成25年6月に開催した「第8回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」にて、「高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」、「多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む」等を申し合わせました。その後、同年12月に開催した第9回同連絡協議会において、申合せ事項についてフォローアップ状況を報告しました。</p> <p>消費者トラブルの防止及び被害からの救済について、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」により、被害に遭うリスクの高い消費者(障害者、高齢者、被害経験者等)を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築し、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組等を支援するとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制整備を図る取組等を促進しました。</p> <p>加えて、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議(平成25年8月6日消費者委員会)」を踏まえ、消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を開催し、報告書を取りまとめました。これを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を国会へ提出し、平成26年6月6日に成立しました。同法案では、地方公共団体が、障害者を中心とする消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動等を目的とした消費者安全確保地域協議会を組織することができます。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 172 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	173
消費者基本計画における具体的な施策	小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消防法施行令第12条(スプリンクラー設備の設置基準)、消防法施行規則第25条(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)
担当省庁等	総務省(消防庁)、厚生労働省
実施時期	引き続き検討を行います。
実施状況	平成25年2月8日に長崎県長崎市において死者5名が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、消防庁主催で「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」及び「障害者施設等火災対策検討部会」を開催し、認知症高齢者等が入居する施設における火災対策のあり方について検討を行いました。この検討結果を踏まえて、自力避難困難な方が入居する高齢者施設及び障害者施設等について、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正を行うとともに、自動火災報知器と火災通報装置の連動を原則義務化する消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の改正を実施しました(平成25年12月27日公布)。なお、新築建築物には平成27年4月、既存建築物には平成30年4月から適用されます。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 173 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえた検討の結果、平成 25 年 12 月 27 日に消防法施行令及び消防法施行規則を改正したため。)
見直しの考え方	小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討し、その結果を踏まえて平成 25 年 12 月 27 日に消防法施行令及び消防法施行規則を改正したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業)	—	5,980
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金(既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業)	5,207	20,007

施策別整理表

施策番号	174
消費者基本計画における具体的施策	探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき、契約締結時における重要事項の説明や契約内容の書面交付が確実に行われることにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	探偵業法第8条第1項、同法第8条第2項
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>探偵業は、個人情報に密接にかかわる業務でありながら、何らの法的規制もなされず、調査の対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査、料金トラブル等の問題が指摘されていました。</p> <p>このような状況に鑑み、平成 18 年6月、第 164 回国会において、探偵業の業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とし、探偵業を営もうとする者の都道府県公安委員会への届出制、探偵業者の遵守事項、探偵業者に対する監督等について定めることを内容する探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)(以下「探偵業法」という。)が制定され、平成 19 年6月に施行されました。これにより、探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、依頼者に対し、重要事項について書面を交付して説明しなければならず、また、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、重要事項について契約の内容を明らかにする書面を依頼者に交付しなければならないこととされ、探偵業務の依頼者の保護が図られました。</p> <p>各都道府県警察は、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査など、様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、さらには違反業者に対して行政処分を実施するなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施しています。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 174 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

施策別整理表

施策番号	175
消費者基本計画における具体的な施策	<p>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的な施策を推進します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成25年度地方消費者行政活性化交付金等を活用し、16地方公共団体において、消費者に対する食品ロスに関する実態調査(家庭から排出される生ゴミの組成調査、食品ロスに関する意識調査)や、食品ロスの削減に向けた普及啓発(シンポジウムの開催、啓発用パンフレットの作成など)を実施しました。</p> <p>また、消費者に対する効果的な普及啓発方策の検討を目的とし、幅広い分野(消費者団体、食品関連事業者、広報関係者、学識経験者、地方公共団体)の有識者13名を構成員とした「食品ロス削減に関する意見交換会」を開催し、3回(平成25年10月28日、同年12月18日、2014年2月26日)に渡る意見交換を行い、その内容を取りまとめ、平成26年3月26日に消費者庁ウェブサイトで公表しました。</p> <p>その他、消費者に食品ロスの現状や課題などの情報を分かりやすく伝え、理解を深めていただけるよう、消費者庁ウェブサイト上の専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」を通じた情報発信、啓発用パンフレットの作成と消費者団体や地方公共団体などへの配布などを実施しました。</p> <p>また、同庁では消費者の日頃の意識や行動、消費者トラブルの経験、様々な政策ニーズについて包括的に調査する、「消費者意識基本調査」を平成24年度より毎年度実施しています。さらに、消費者事故等情報の分析等を通じて浮かび上がってきた個別分野や社会的に関心の高い分野のうち、平成25年度に特に適切かつ迅速な対応が求められる「食品」、「情報通信」の分野について、インターネットを活用した消費者意識調査を行いました。これらの調査結果は消費者白書での分析に活用するとともに、調査結果を踏まえ、今後の消費者への普及・啓発活動等の取組に反映していきます。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 175 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者意識基本調査の実施	31	31
	テーマ別意識調査の実施	5	5
	食品ロスに関する消費者への普及啓発	4	4

施策別整理表

施策番号	176
消費者基本計画における具体的施策	消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体、海外に向けて情報提供します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	消費者基本法(昭和 43 年法律第 78 号)第 10 条の2
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	平成 24 年 8 月 22 日に消費者基本法が改正され、政府が講じた消費者政策の実施の状況について、毎年国会に報告書を提出することとされました。これに基づき、消費者庁は平成 24 年度に講じた消費者政策の実施の状況を取りまとめ、平成 25 年 6 月 21 日に「平成 24 年度消費者政策の実施の状況」として国会へ報告するとともに、消費者庁初の法定白書(法律に基づいて作成される白書)である「消費者白書」として公表しました。 「消費者白書」は冊子を作成したほか、消費者庁ウェブサイトにおいて全文および概要(英語版を含む。)を PDF 形式、HTML 形式で公表しています。また、電子書籍版も併せて公表しています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 176 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者白書の作成	4	4

施策別整理表

施策番号	177
消費者基本計画における具体的な施策	<p>① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成 24 年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③ パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</p> <p>④ オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p>
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	内閣官房、総務省、経済産業省、消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>①パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成 25 年6月公表)を踏まえ、実施します。</p> <p>②利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討(平成 25 年 7 月を目途に取りまとめを行う予定)も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書(平成 25 年5月公表)を踏まえ、平成 25 年度から実施します。</p> <p>④IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。</p>
実施状況	<p>①パーソナルデータの保護のための関連技術の活用に関し、プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術について、調査研究を行い、報告書を取りまとめました。</p> <p>②平成 25 年9月、アプリケーションにおける利用者情報の取扱いが適切かどうか、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」(SPI II)をとりまとめ、同年 12 月には、SPI、SPI II に係る諸課題を検討する場を設置しました。</p> <p>平成 26 年度当初予算においては、第三者検証の技術的課題等について実証実験を行うため、所要の予算を計上しています。</p> <p>③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書に示した「分かり易さに関する手法・アプローチ」を実践しようとする協力事業者を募集し、有識者委員会を組織して、当該事業者による「実践案」を試行的に評価する取組を実施しました。この取組の成果として、試行的な評価から得られた知見を元に策定した「評価基準」及び評価の結果モデルとなるような事業者の実践を取りまとめた「ベストプラクティス集」を含む報告書「消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための『評価基準』と『事前相談評価』のあり方について」を取りまと</p>

め、平成 26 年 3 月に公表しました。

④「パーソナルデータに関する検討会の開催について(平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定)」に基づき、パーソナルデータに関する検討会をIT総合戦略本部の下に設置しました。平成 25 年 9 月より当該検討会で検討を行い、平成 25 年 12 月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定しました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 177 番	
具体的施策	<p>②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(SPI)（平成 24 年8月公表）及び SPI II（平成 25 年9月公表）、並びにこれら提言に係る諸課題を検討する場での議論を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための『評価基準』と『事前相談評価のあり方について』（平成 26 年3月公表）に示した、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」の普及、活用の促進に取り組みます。</p> <p>⑤「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、制度の見直しを行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>①実施済み。（プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。）</p> <p>②SPI及びSPI II、並びにタスクフォースの議論を踏まえ、継続的に実施します。</p> <p>③「評価基準」の普及、活用の促進のための取組を、平成 26 年4月から実施します。</p> <p>④実施済み。（平成 25 年 12 月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定したため。）</p> <p>⑤平成 26 年 6 月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成 27 年通常国会に関連法案の提出を目指します。</p>
見直しの考え方	<p>①プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。</p> <p>②平成 25 年 9 月に「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」(SPI II)をとりまとめ、同年 12 月には、SPI、SPI II に係る諸課題を検討する場を設置したことに伴う記述の見直し。</p> <p>③平成 25 年度の具体的施策である「『利用規約等の分かり易い表示』等の消費者との信頼関係を構築するための取組」については、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」の策定により実施を完了し、平成 26 年度以降は「評価基準」の普及、利用の促進のための取組が求められるため。</p> <p>④平成 25 年 12 月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定したため。</p> <p>⑤今後は、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、必要な法改正を進めるため。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	平成 25 年度我が国経済社会の情報化・サービス化にかかる基盤整備(パーソナルデータを利活用する際の消費者に対する通知内容等に関する事前相談受付制度に係る調査事業)	379 百万円の内数	379 百万円の内数